

令和6年度 大学機関別認証評価  
自己点検評価書  
[日本高等教育評価機構]

令和6(2024)年6月  
神戸芸術工科大学



## 目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	4
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	8
基準 1. 使命・目的等	8
基準 2. 学生	17
基準 3. 教育課程	46
基準 4. 教員・職員	57
基準 5. 経営・管理と財務	69
基準 6. 内部質保証	85
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	89
基準 A. 社会連携・貢献活動	89
V. 法令等の遵守状況一覧	95

## **I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等**

### 1. 谷岡学園の建学の理念

神戸芸術工科大学（以下「本学」という。）は、昭和 3（1928）年に設立された学校法人谷岡学園（以下「本学園」という。）の下で昭和 63（1988）年に創設された。本学園の創立者・初代理事長の谷岡登は、「本学に学ぶ者は須く役立つ人物たらむことを期すべし」と説き、「世に役立つ人物の養成」を「建学の理念」とした。

平成 9（1997）年、2 代目理事長（前理事長）の谷岡太郎によって本学園の建学の理念（精神）を支える「四つの柱」として、「思いやりと礼節」「基礎的実学」「柔軟な思考力」「楽しい生き方」が示され、その理念を継承している。

### 2. 本学の基本理念

本学は、平成元（1989）年に「人間と歴史」を基盤とした人間の立場から「科学と技術」「芸術と文化」の融合をテーマに、人間と営みの歴史を基調にした人文・社会・自然にまたがる諸科学を学び、豊かな教養に裏づけられた芸術的感性と表現技術を磨き、人類の生活文化を豊かにする「デザイナー、アーティスト、クリエイターの養成」を目的として設立した。

神戸市は昭和 48（1973）年に「ファッション都市」の宣言を行い、デザイン系・芸術系の高等教育機関の開設を希求した。この要請を受けて、理想の大学をめざす谷岡太郎と初代学長の吉武泰水は、神戸市や地域産業界等との連携協力を得て「神戸芸術工科大学」を設置した。

以来、35 年間、本学創設の志を受け継ぎ、大学教育を行っている。

### 3. 本学の使命・目的

日本における「芸術工学」分野は、昭和 43（1968）年に九州芸術工科大学（現九州大学芸術工学部）の創設にあたって、大学設置審議会において「芸術工学の基本的なあり方について」が示され、その後、約半世紀の中で「芸術工学」を課題に関連大学や学部・学科が開設されてきた。「芸術工学」の発展の契機・本学創設においては、公害の拡大や科学技術への不信、模造品の氾濫、人口の集中と過疎、都市環境の悪化が背景にあった。資源エネルギーの浪費と不足、地球温暖化による自然環境の変容、大規模災害の頻発、情報のグローバル化、国際経済の低迷と経済格差の拡大等、新たな地球社会の課題の顕在化があり、これらの社会の問題を解決することを使命とした「芸術工学」の教育学術活動が期待されてきた。

本学の「芸術工学」は、開学当初、環境デザイン、工業（プロダクト、アパレル）デザイン、視覚情報デザインで構成され、人間生活に最もふさわしい持続的な生態環境を生み出すことをめざしてきた。

次いで、コミュニケーションデザインとしてのまんが、アニメ、CG、映画、写真等のメディア表現や造形、アートによる表現活動は、人と人との関係を豊かにし、人と自然生態との関係、人と社会や歴史の理解に基づき、固有な伝統文化との関係を情報文化として育む重要な使命があり、芸術工学の教育研究を通して理解が進み、新たな時代に対応し得る人材を輩出してきた。

これらデザイン・アート・メディアの実践、教育研究の活動は、既存の専門学域を融合した連携を通して、時代に生きる人々の課題を克服し、日常生活を豊かにする役割を担っている。

「芸術工学」の教育研究活動を通して、デザイン・アート・メディアの創造活動への出会いや、感動を体験する実践教育に重きを置いている。そのたゆまぬ努力によって「芸術工学」の学びは、最先端の科学技術と芸術文化の融合を可能とし、クリエイティブな表現活動ができる新たな職能の創出にもつながり、世界や社会に向けて新しい価値を発信している。

この使命と目的は、「神戸芸術工科大学学則（以下「学則」という。）」及び「神戸芸術工科大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）」において、学則第1条及び大学院学則第1条に示している。この大学の使命・目的に照らし、諸科学にまたがる知識と芸術的感性、豊かな教養を基盤に、基礎的技能を習得し、高度な専門的領域へと展開する教育の実践をめざしている。

#### ■学則第1条

人間生活にかかわる関係諸学を総合的にとらえ展開する「芸術工学」の教育・研究を通じて、広い教養、専門的知識、能力、技術とコミュニケーション力を備えた人材を養成することで、社会に貢献することを目的とする。

#### ■大学院学則第1条

現代の状況に即応するデザイン理論の深化により「芸術工学」の学問的確立を図り、その専門的研究を通し、多様化したデザイン・アート環境に対応するため、高度な専門的知識、能力、技術を備え総合的視野をもつ研究者ないしは指導的実務者の養成を目的とする。

#### 4. 本学の個性・特色＝「芸術工学」

「芸術工学」には、昭和43（1968）年当初、芸術工学の萌芽期の目標であった「技術の人間化」を踏まえつつ、刻々と変化する社会現象を明確にとらえ、関係する人々からのコンセンサスを得ながら、未来社会をかたち作って行く役割がある。そこでは、新しく要請される社会の変容に反応しながら適正な科学技術と芸術文化の融合をめざし、時代が歩む方向を予感して創造していく叡智が導き出されることが望まれている。

未来社会に向けて位置づけられる「芸術工学」では、科学技術力や造形的表現力に加え、人間文化とその社会生活への深い洞察力、想像力、社会的倫理観に基づく決断力を必要とする。気づき、発想し、調査・構想し、企画・設計し、そして表現し、造形制作をする。次いで販売、使用、評価、修正するなどのプロセスを通して、享受する者の定性評価も取り込み、総合的に新しい価値を生み出す。

住まいとは何か、椅子とは何か、靴とは、まんがとは…というように、それらの「原点」「祖型」あるいは「典型」を探求することは、「芸術工学」の課題である。さらに、地域コミュニティや社会の課題に対して、デザイン・アート・メディア等を通じて芸術工学の理念を具体的に反映させ、解決方法を提示していくことを期待する。

新たな時代の動きを「芸術工学」の観点から鋭敏に捉え、国内外の大学や他の専門分野と協働し、地域社会とも連携していく。

これからは、地域社会を超えて国際社会に貢献できる新しい「芸術工学」の教育研究をめざし、刻々と変わる地球環境と時代の要請に応えなければならない。本学では、未来の創造的実践活動をどのように構想するか、「芸術工学」の社会的意義と具体的な創造・実践の方法を常に問い直し、大学が世に役立つ方途の開発に取り組む役割を意識している。

## 5. 学内外への周知方法

- (1) 本学園の建学の理念は、学校法人谷岡学園規程集第1編第1章「学校法人谷岡学園寄附行為第3条」に具体的に定め、「学園要覧」「谷岡学園ホームページ」に掲載し公開している。加えて、本学園情報誌「楽人」に掲載すると同時に、本学独自の印刷物や大学ホームページに掲載し周知に努めている。
- (2) 本学の基本理念は、本学の公式広報誌「神戸デザインへ」の日本語版と英語版で明文化している。
- (3) 本学の使命・目的は、学則第1条及び大学院学則第1条に明文化するとともに、大学ホームページに掲載し学内外に公開している。
- (4) 本学の使命・目的は、学生募集を目的とした「神戸芸術工科大学大学案内」や、学部学生用の便覧・履修要項「KOBE DESIGN UNIVERSITY CAMPUS GUIDE」及び大学院の履修要項「神戸芸術工科大学大学院芸術工学研究科シラバス」に掲載している。また、専任教員及び非常勤教員には「事務の手引き」に示し周知を図っている。
- (5) 本学の基本理念、使命・目的は、入学式、卒業式の式辞において述べるとともに、父母が組織する「教育後援会」の総会においても説明している。

神戸芸術工科大学

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

和暦	西暦	神戸芸術工科大学の歩み
昭和 63 年	1988	神戸芸術工科大学設置認可、芸術工学部設置
平成元年	1989	神戸芸術工科大学開学
		芸術工学部環境デザイン学科、工業デザイン学科（プロダクトデザインコース・アパレルデザインコース）、視覚情報デザイン学科を設置
		環境デザイン学科 1 級建築士受験資格認定
平成 3 年	1991	神戸総合研究所開設
平成 4 年	1992	環境デザイン学科 2 級建築士、木造建築士試験受験資格認定
平成 5 年	1993	大学院芸術工学研究科芸術工学専攻、総合デザイン専攻修士課程開設
		神戸総合研究所を芸術工学研究所に改称
平成 6 年	1994	工業デザイン学科アパレルデザインコースをファッションデザインコースに改称
平成 7 年	1995	大学院芸術工学研究科芸術工学専攻博士前期・後期課程開設
平成 9 年	1997	博物館学芸員課程開設
平成 14 年	2002	工業デザイン学科をプロダクトデザイン学科、ファッションデザイン学科に改組
平成 16 年	2004	デザイン教育研究センター設置
平成 17 年	2005	芸術工学部をデザイン学部に変更
		環境デザイン学科を環境・建築デザイン学科に変更
		視覚情報デザイン学科をビジュアルデザイン学科に変更
		プロダクトデザイン学科に教職課程高一種免（美術・工芸）、中一種免（美術）開設
平成 18 年	2006	先端芸術学部設置
		メディア表現学科（写真・CG 専攻、映画専攻、まんが・アニメーション専攻）、造形表現学科（造形美術専攻、現代クラフト専攻）設置
		造形表現学科（造形美術専攻・現代クラフト専攻）に教職課程高一種免（美術・工芸）、中一種免（美術）開設
平成 20 年	2008	大学院芸術工学研究科総合アート専攻修士課程設置、芸術工学専攻博士後期課程のみに改組
		クリエイティブセンター設置
平成 21 年	2009	ビジュアルデザイン学科、メディア表現学科（写真・CG 専攻、映画専攻、まんが・アニメーション専攻）に教職課程高一種免（美術・工芸）、中一種免（美術）開設
		環境・建築デザイン学科、ファッションデザイン学科に教職課程高一種免（工業）開設
平成 22 年	2010	メディア表現学科をまんが表現学科、映像表現学科に改組
		造形表現学科をクラフト・美術学科に改組
		まんが表現学科、映像表現学科、クラフト・美術学科に教職課程高一種免（美術・工芸）、中一種免（美術）開設
		アジアデザイン研究所設置
平成 25 年	2013	デザイン教育研究センターを基礎教育センターに改称
		インタラクティブデザイン教育研究所設置
平成 27 年	2015	デザイン学部、先端芸術学部を芸術工学部に改組
		環境・建築デザイン学科を環境デザイン学科、プロダクトデザイン学科をプロダクト・インテリアデザイン学科、クラフト・美術学科をアート・クラフト学科に改称
		大学院芸術工学研究科総合デザイン専攻、総合アート専攻を総合アート&デザイン専攻修士課程に改組
		環境デザイン学科、ファッションデザイン学科に教職課程高一種免（工業）、プロダクト・インテリアデザイン学科、ビジュアルデザイン学科、まんが表現学科、映像表現学科、アート・クラフト学科に教職課程高一種免（美術・工芸）、中一種免（美術）開設

## 神戸芸術工科大学

平成 28 年	2016	芸術工学研究機構設置
		学生会館設置
平成 29 年	2017	図書館を情報図書館に改称
		芸術工学研究機構において研究所再編
令和元年	2019	基礎教育センターを芸術工学教育センターに改称
		CG コースをデジタルクリエイションコースに改称
令和 6 年	2024	芸術工学研究機構において研究所再編
		環境デザイン学科、プロダクト・インテリアデザイン学科、ファッションデザイン学科、ビジュアルデザイン学科、まんが表現学科、映像表現学科、アート・クラフト学科の 7 学科を建築・環境デザイン学科、生産・工芸デザイン学科、ビジュアルデザイン学科、メディア芸術学科の 4 学科に改組

## 2. 本学の現況

### ・ 大学名

神戸芸術工科大学

### ・ 所在地

〒651-2196 神戸市西区学園西町 8-1-1

### ・ 学部・大学院構成

#### 【芸術工学部】

建築・環境デザイン学科

生産・工芸デザイン学科

ビジュアルデザイン学科

メディア芸術学科

環境デザイン学科※

プロダクト・インテリアデザイン学科※

ファッションデザイン学科※

ビジュアルデザイン学科※

まんが表現学科※

映像表現学科※

アート・クラフト学科※

※令和 6 (2024) 年度より募集停止

#### 【芸術工学研究科】

芸術工学専攻 博士後期課程

総合アート&デザイン専攻 修士課程

### ・ 学生数、教員数、職員数 (令和 6(2024) 年 5 月 1 日現在)

(単位：人)

学部・学科	入学定員	入学者数	収容定員	在籍者数
芸術工学部	400	416	1,600	1,682
建築・環境デザイン学科	100	47	100	47
生産・工芸デザイン学科	100	104	100	104
ビジュアルデザイン学科	100	105	100	105
メディア・芸術学科	100	160	100	160

神戸芸術工科大学

環境デザイン学科	70	—	210	220
プロダクト・インテリアデザイン学科	70	—	210	168
ファッションデザイン学科	50	—	150	85
ビジュアルデザイン学科	80	—	240	264
まんが表現学科	45	—	135	183
映像表現学科	45	—	135	205
アート・クラフト学科	40	—	120	141
先端芸術学部※	—	—	—	0
まんが表現学科※	—	—	—	0
映像表現学科※	—	—	—	0
クラフト・美術学科※	—	—	—	0

※先端芸術学部は、平成 27（2015）年 4 月学生募集停止し、令和 7（2025）年度廃止予定

（単位：人）

研究科・専攻	入学定員	入学者数	収容定員	在籍者数
芸術工学研究科	33	44	72	94
芸術工学専攻（博士後期課程）	6	2	18	6
総合アート&デザイン専攻（修士課程）	27	42	54	86

（単位：人）

組 織	専任教員数				
	教授	准教授	助教	実習助手	計
建築・環境デザイン学科	3	0	0	0	3
生産・工芸デザイン学科	1	3	0	1	5
ビジュアルデザイン学科	2	3	1	0	6
メディア・芸術学科	4	0	2	1	7
環境デザイン学科	11	2	1	2	16
プロダクト・インテリアデザイン学科	3	3	0	3	9
ファッションデザイン学科	1	2	0	2	5
ビジュアルデザイン学科	5	4	2	5	16
まんが表現学科	2	2	1	3	8
映像表現学科	2	3	2	2	9
アート・クラフト学科	2	3	1	1	7
芸術工学部 計	36	25	10	20	91
芸術工学研究科※	29	20	6	1	56
大学院 計	29	20	6	1	56

芸術工学研究科（大学院）については、実習助手を除き学部教員が兼担（実数）

神戸芸術工科大学

(単位：人)

種 別	計
専任職員	41
嘱託職員・契約職員・専門職員・一般職員	27
事務補助員・カウンセラー・TA・SA	80
派遣職員	5
	計 153

※専任職員及び嘱託職員に法人職員含む

### Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

#### 基準 1. 使命・目的等

##### 1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

###### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

###### 1-1-② 簡潔な文章化

###### 1-1-③ 個性・特色の明示

###### 1-1-④ 変化への対応

###### (1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

###### (2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

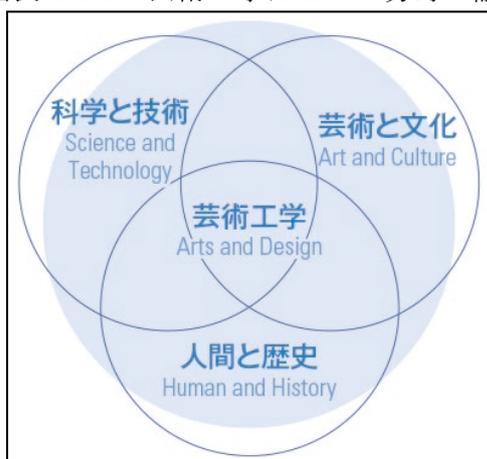
###### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学の使命・目的は、学則第 1 条及び大学院学則第 1 条に定めている。時代が生む最先端の科学技術や造形的表現に加え、人間とその社会生活への深い洞察力、想像力及び社会的倫理観を養い、地域社会や国際社会に貢献できる総合的な教育研究活動を実践するための普遍的な方針を示している。

「芸術工学」の使命は、人間にふさわしい生活環境を生み出すことにあり、ビジュアル、メディア等のコミュニケーションデザインや造形、コンテンポラリーアートによる創造活動において、自然環境、社会や歴史、そして固有な文化について、深い理解を促し取り組むことにある。

本学では「芸術工学」を、グローバルな情報環境の中で最先端の理論とテクノロジーを駆使し、デザイン・アート・メディアの表現や研究、制作活動を通して、「人間と歴史」を基盤に、「芸術と文化」と「科学と技術」を融合する学問と位置づけている。

図表 1-1-1 芸術工学は三つの分野の融合をめざす



###### 1-1-② 簡潔な文章化

本学の教育目的は、大学設置基準第 2 条に基づき、学部・学科の教育目的を学則第 2 条の 3 に定めている。また、大学院においては、大学院設置基準第 1 条の 2 に基づき、研究

科・専攻の教育目的を大学院学則第2条の2に定めている。

(以下は学則及び大学院学則から教育目的の抜粋)

#### ■芸術工学部

人間生活にかかわる関係諸学を総合的にとらえ展開する「芸術工学」の教育・研究を通じて、広い教養、専門的知識、能力、技術とコミュニケーション力を備え、よりよい社会の実現に寄与できる能力を有する者の養成を目的とする。その目的を達成するため、専門分野として、建築・環境デザイン、生産・工芸デザイン、ビジュアルデザイン、メディア芸術をおく。

##### 建築・環境デザイン学科

大学卒業生としての基礎的な教養と、都市からインテリアまでの多様な空間スケールを対象とする建築・環境デザインに関する専門性、幅広い視野と知識に基づく実践的総合力と自分の考え方を表現する力を修得し、柔軟な思考力と構想力を養い、社会で活動するために必要な教養とコミュニケーション力及び実践力を有する者の養成を目的とする。

##### 生産・工芸デザイン学科

大学卒業生としての基礎的な教養と、コミュニケーション力を身につけ、プロダクトデザイン、ファッション・テキスタイル、クラフトにおける専門性と幅広い知見、技術及び表現力を修得し、専門性を活かした上で分野融合力及び社会で活動し貢献できる実践力を有する者の養成を目的とする。

##### ビジュアルデザイン学科

大学卒業生としての基礎的な教養と、グラフィック・コミュニケーションデザイン、WEB・デジタルデザイン、エディトリアルデザイン・イラストレーションに関する専門的な知見とビジュアルコミュニケーションの多様な表現力を修得し、社会活動や芸術表現領域に創造的な貢献ができる実践力及びコミュニケーション力を有する者の養成を目的とする。

##### メディア芸術学科

大学卒業生としての基礎的な教養と、コミュニケーション力を身につけ、「まんが・コミックイラスト」「映画・映像・アニメーション」「CG・ゲーム」などの各メディア芸術分野における専門性と幅広い知見、技術及び表現力を修得し、社会で活動し貢献できる能力を有する者の養成を目的とする。

#### ■大学院芸術工学研究科

人文、社会及び自然の諸科学にまたがる知識並びに芸術的感性及び豊かな教養を基盤として、様々な専門分野を横断的に学修し、既存の専門分野の特性を踏まえながら総合化し、人間の立場から科学と芸術を総合する高い次元の研究者、デザイナー及びアーティストを養成する。

##### 芸術工学専攻（博士後期課程）

「芸術工学」を基盤にして、デザインやアートの学術活動を通して、高度な知識・能力と技能を身につけ、創造性豊かな研究開発の能力を持つ研究者の養成並びに確かな教育能力及び研究能力を兼ね備えた指導者の養成を行う。

##### 総合アート&デザイン専攻（修士課程）

デザインの制作活動や学術活動を通して、創造性豊かな感性を育み、現代の多様化した環境とシステムに対応できる専門知識、能力、技術を備え、実践的な構想及び戦略を計画・立案できる総合力を持ったデザイナーの養成を行う。また、IT及びメディアを駆使した感性豊かな先端的芸術や伝統に根ざした文化・芸術を通して、高度なアートの専門知識及び卓越したアートの表現能力、技術を備えた総合的なアーティストの養成を行う。

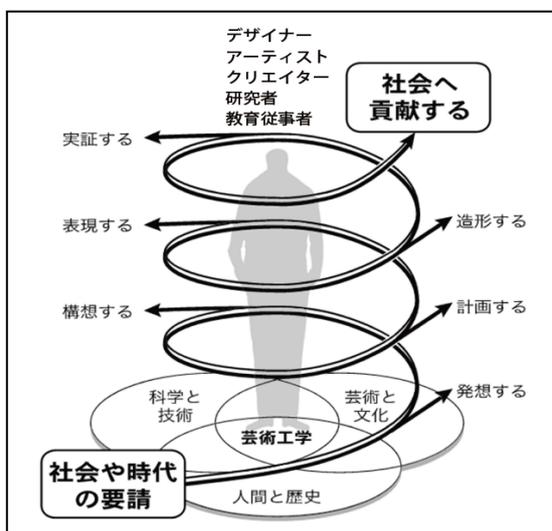
### 1-1-③ 個性・特色の明示

本学の個性・特色は、大学の基本理念を根底にした、幅広い教養と常識に裏づけされた、芸術的感性と豊かな表現を駆使する「デザイナー」「アーティスト」「クリエイター」、さらにはクリエイティブな研究開発能力を持った「実践者」や、豊かな教育能力を兼ね備えた「研究者」又は「指導者」を養成することにある。

本学では、時代の要請に応えた「芸術工学」の研究を行うとともに、社会からの評価を通して新たな教育の価値を見出し、実践する努力を続けている。

本学は、「科学と技術」「芸術と文化」「人間と歴史」を基盤として、総合的に「発想」「構想」「計画」し、次いで「表現」「造形」し、そして「実証」するスパイラル構造を考え方の基本として示し、そのアカデミックアクティビティによって、個性・特色を有し、教育課程に反映させている。

図表 1-1-2 芸術工学の実践する研究・制作活動・表現教育などのアカデミックアクティビティ



この考え方を実践するための授業科目は、全学対象の「基礎教育科目」と、「芸術工学基礎科目」及び各学科の「専門教育科目」によって構成されている。本学では、最終的には社会に具体的な提言を行うアウトプットである芸術工学表現に必要な知識と技術の習得及び感性の練磨に重点が置かれている。

時代の要請とともに発展してきた芸術の新しい分野を拓き、社会との関わりの中で創造活動を行う学生を育てるために、それぞれの専攻分野固有の知識と技術を確実に学習でき

るだけでなく、分野を超えた学習が行えるようにカリキュラムを編成している。

大学院修士課程においては、「芸術工学基幹科目」「国際科目」「専門科目」「プロジェクト科目」「特別研究」で縦断的、横断的に体系化し、それぞれの課程の教育研究の指導体制を確立している。

大学院博士後期課程においては、研究者として自立し研究活動を行うための専門的な基礎力を養い、社会の多様な分野で活躍し得る高度な開発、創造能力とその基盤となる学識を養う。また、学外からの進学者には、「芸術工学特論 A・B」を必修とし、本学の理念と分野をまたがる縦横な分野の関係を学ぶことができるようにしている。

#### 1-1-④ 変化への対応

本学は、平成元（1989）年 4 月、神戸市が知的文化の核として大学をはじめとする教育研究施設と住宅地を一体的に計画・開発した「神戸研究学園都市（近隣 5 大学 1 高等専門学校）」構想の一環として「神戸芸術工科大学」が構想され設立された。最先端の科学技術を駆使した芸術表現分野を「芸術工学」の観点から、「環境デザイン学科」「工業デザイン学科」「視覚情報デザイン学科」の 3 学科とした。

平成 5（1993）年には芸術工学のさらなる確立を図るため、大学院芸術工学研究科「芸術工学専攻」と「総合デザイン専攻」の修士課程 2 専攻を設置した。次いで平成 7（1995）年には、「芸術工学専攻博士課程（前期・後期）」を開設した。同時に、独自の学問領域を明確にするため吉武泰水が提唱し、「芸術工学会」が平成 4（1992）年に創設された。

平成 18（2006）年には、時代の進展とともに、他の分野においても芸術工学が必要とされる状況が到来し、領域の拡大をめざしてメディア芸術と造形芸術の分野を対象とする「先端芸術学部」を開設した。「メディア表現学科」「造形表現学科」を設置し、2 学部 6 学科の幅広い「芸術工学」＝「デザイン・アート・メディア」を教育研究する大学となった。

平成 20（2008）年には、総合化という基本路線は堅持しつつ、アートに関する専門性をより深めるため、大学院芸術工学研究科修士課程に新たに「総合アート専攻」を開設した。

平成 22（2010）年には、先端芸術学部を 3 学科「まんが表現学科」「映像表現学科」「クラフト・美術学科」に改組し、2 学部 7 学科となった。既存の「メディア表現学科」に含んでいたまんが分野を、より専門に特化した「まんが表現学科」として独立させた。そして、映画、アニメーション、CG の分野を「映像表現学科」に拡充させた。

平成 27（2015）年には、社会が要請する人材育成に柔軟に応えるため、未来を担う優れた学生を受け入れ、質の高い教育を優先課題として、「芸術工学」がめざす固有の教育内容、教育研究、教育環境等を考究し、芸術工学部 1 学部 7 学科 27 コースの組織体制へと改組した。併せて、「芸術工学」の教育目標や、学部・学科とコースの教育内容とその実態を高校や地域社会に的確に伝える名称とする変更を行った。

令和元（2019）年には、現代のメディアテクノロジーの進展に沿った、CG、映画、アニメーション、写真、音楽、ゲームなどの従来のジャンルを超えたコンテンツの可能性を示すため、映像表現学科の CG コースをデジタルクリエイションコースへと改称し、カリキュラム編成を行った。

学部においては、平成 31（2019）年 4 月に、本学が目指す「芸術工学」そのものの学

びを体系的に、また分かりやすく教育体制に反映させるため、従来の「基礎教育」と「専門教育」をつなぐ「芸術工学基礎（全学科共通専門基礎区分）」を設定した。

令和 6（2024）年には、芸術工学部を改組し、建築・環境デザイン学科、生産・工芸デザイン学科、ビジュアルデザイン学科、メディア芸術学科の 4 学科とした。

大学院においては、平成 27（2015）年度に改組した芸術工学研究科（修士課程及び博士後期課程）のカリキュラムを平成 29（2017）年度に見直し、「芸術工学特論」により科学とアートが融合するデザインの考え方を学び、芸術工学を構成する 3 分野の講義と演習による分野別科目、時代が求める課題を捉えるプロジェクトベースの分野融合型科目を学ぶことで、知的素養、アートとデザインの専門性、そして分野を超えた構想力を高めるための縦断的、横断的、総合的カリキュラムを体系的に編成した。

芸術工学専攻（博士後期課程）では、個々の研究課題を行うにあたって自らの課題を深め、いくつかの分析手法を試行し、そこから見出した知見を展開する力を養う上で、必要な知識を博士後期課程のためのカリキュラムと修士課程と共通のカリキュラムから科目選択し、また、芸術工学研究機構との連携による、より実践的なプロジェクト科目で研究活動を支援するカリキュラムを編成とした。

令和 6（2024）年度より、基幹科目では、総合的な「芸術工学特論 A・B」と専門的な「科学と技術特論」、「芸術と文化特論」により、分野が融合する「芸術工学」の中心的な考え方を学ぶカリキュラムとした。また、学部改組に伴い、専門科目において「建築・環境デザイン」「生産・工芸デザイン」「ビジュアルデザイン」「メディア芸術」の 4 つの学域に再編した。

### **(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）**

本学は、開学以来、社会の変化・情勢に柔軟に対応し、地域社会と密着に連携するとともに、デザイン・アート・メディアの領域、即ち「芸術工学」という教育研究分野において、世界で評価される大学をめざしている。開学から 35 年が過ぎ、社会や産業構造、またアートやデザインの概念等が変化し、「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン（平成 30（2018）年 11 月 中央教育審議会答申）」も踏まえ、「芸術工学」の再定義や本学の使命・目的及び教育目的の検証等が必要である。今後、特別企画室において、教員職員協働のワーキング等を開設し、検証を行っていく予定である。

使命・目的及び教育目的の見直しにあたって、「建学の理念」及び三つの基本方針（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）との関連性に留意した。個性を伸ばし、特色ある教育研究を実践し、検証する。

## **1-2. 使命・目的及び教育目的の反映**

### **1-2-① 役員、教職員の理解と支持**

### **1-2-② 学内外への周知**

### **1-2-③ 中長期的な計画への反映**

### **1-2-④ 三つのポリシーへの反映**

### **1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性**

#### **(1) 1-2 の自己判定**

基準項目 1-2 を満たしている。

## (2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 1-2-① 役員、教職員の理解と支持

使命・目的及び教育目的の策定は、学長、副学長、情報図書館長、芸術工学研究所長、学部長、学科主任、芸術工学教育センター長、大学院研究科長、専攻主任及び事務局長及び議事によって課室長が加わる「学長懇談会」（非公式）で意見交換が行われ、学内調整の場として学長判断の参考としている。その後、必要に応じてワーキンググループを設置し、検討を行い、運営協議会、教授会を経て理事会で決定している。

使命・目的及び教育目的は、学則及び大学院学則に明記し、全学的に教職員から理解と支持を得ている。また、教職員全員に配付する「KOBE DESIGN UNIVERSITY CAMPUS GUIDE」にも、使命・目的及び教育目的を掲載し共有している。専任教員及び非常勤講師に配付する「事務の手引き」にも明記し、教職員への周知徹底を図っている。新任教員着任時には、オリエンテーションや折々で機会を設け、使命・目的の説明を行っている。

また、理事会、評議員会において学長が役員に毎年度、使命・目的に基づく事業計画を説明しており、理解と支持を得ている。

### 1-2-② 学内外への周知

使命・目的及び教育目的は、広く情報発信が行われ、利用しやすい方法を検討しながら、学内外へ周知している。

学部生には学則が掲載された「KOBE DESIGN UNIVERSITY CAMPUS GUIDE」、大学院生には大学院学則が掲載された「神戸芸術工科大学大学院芸術工学研究科シラバス」を全員に配付している。

これから入学を希望する高校生や高等学校の進路指導教諭への理解を促すため、大学教職員が入試説明会やオープンキャンパス等の直接対話する機会において、分かりやすい説明に努めている。来学者や訪問先には、本学の公式広報誌「神戸デザインへ」を用いて、教育目的を説明している。大学ホームページにも掲載し、地域社会からの受託研究や学外共同研究の要望に応えることができるよう社会に向けて公表している。

教育研究活動等の状況については、大学ホームページに掲載し、広く情報を公開している。大学ポータルサイトにおいても、大学の基本的な情報が収集できるようにするなど、閲覧者が情報を入手しやすいよう工夫し公表している。

### 1-2-③ 中長期的な計画への反映

使命・目的及び教育目的を達成するために、毎年度「事業計画」を策定している。

学長、副学長及び事務局長が、学科主任、芸術工学教育センター長、大学院研究科長、専攻主任及び芸術工学研究所長と協議を行った後、学長の意思決定を事業計画に反映している。この事業計画案をもって、理事会において役員の審議・承認を経て、年次計画が正式決定される。年次計画は、理事会での決定を受け、教授会で報告・周知している。

「事業計画書」（基本領域・経営領域・教育領域・研究領域・運営領域・周辺領域）は、毎年度策定し、使命・目的の達成に向けた取り組みを行っている。

事業計画の方針は、全学的な確認と理解を図るため、4月の教授会において情報の共有

を行っている。学長からは年度の方針について、事務局長からは年度の事業計画及び予算計画について、教職員に説明し周知している。全学的な意識の統一によって教育研究活動を展開している。

「事業計画」は、上期（4月から9月）の進捗状況を10月に、年間の実績は4月に法人本部へ提出し、達成状況を報告している。

#### 1-2-④ 三つのポリシーへの反映

使命・目的及び教育目的は、三つのポリシーの基盤となる方針として反映している。アドミッションポリシーに求める学生像を、カリキュラムポリシーに教育目的を具体的に示し、ディプロマポリシーに最終目標として使命・目的を反映している。

大学全体の三つのポリシーを基盤として、各学科・コース、大学院研究科の各専攻において三つのポリシーを定めている。三つのポリシーによって大学での4年間の学修と達成目標を明確に示し、周知させている。

#### 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

令和6（2024）年度従来の7学科を廃止し、芸術工学の学域として4つの融合分野を設定し、「建築・環境デザイン学科」、「生産・工芸デザイン学科」、「ビジュアルデザイン学科」、「メディア芸術学科」の4学科として再編（既設7学科に合った25コースは、12コースに融合）した。

「芸術工学教育センター」では、幅広い分野からなる教養科目と現代のデザイン、アートの現状と方法について学ぶとともに、全学の教員が参加して分野を超えて共有すべき基礎を修得させる「芸術工学基礎」の区分を設けている。また、学科と連携したカリキュラムを実施している。

カリキュラム体系の見直しに伴い、「教養教育（基礎教育）」から「専門教育」へと移る前に「芸術工学基礎」を設定し、各学科の基礎にあたる科目を全学に開放し、幅広い視野と技術を修得できるようにするとともに、デジタル時代に対応する基礎力を育成している。

加えて、プロジェクト型科目や単位互換講座科目、国際連携や地域連携などによる取り組みも行い「分野融合」をめざしている。この「芸術工学基礎」を設定することで、本学では「基礎・教養」→「基礎力向上と分野融合」→「専門技術と知識の習得」→「指導力育成と先端分野の開拓」までの一貫した教育を可能としている。

大学院は、芸術工学研究科を設置し、「芸術工学専攻博士後期課程」「総合アート&デザイン専攻修士課程」の2専攻で構成している。

専任教員数は、大学設置基準及び大学院設置基準を満たしている。大学院の専任教員は、学部と大学院の専門領域の共通性と連携を図るため、学部の専任教員のうちで大学院の教育研究の資格を満たした教員が大学院を担当している。

また、「芸術工学研究所」には、学校教育法第96条に則り、本学の特色を生かした研究所を設置している。

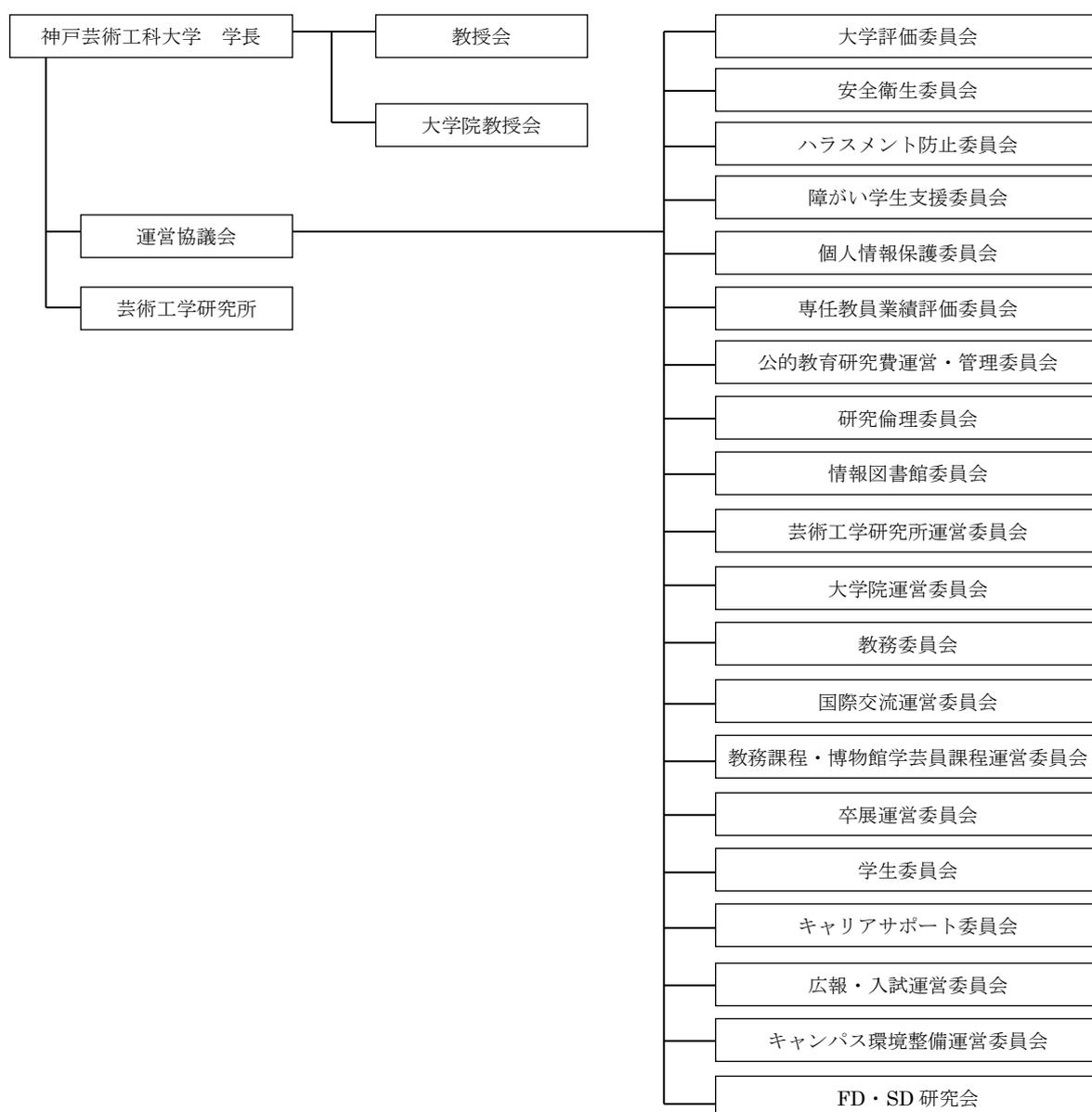
教育研究組織の運営は、大学運営組織に従って行っている。学長の諮問機関として運営協議会を置き、学長が学務統括上必要と認めた事項を協議する。また、大学院の教育研究については、大学院運営委員会において検討し、運営協議会で協議している。最終的には

教授会、大学院教授会において審議または報告される。

大学全体の教育研究に関わる課題への対応は、運営協議会の下部組織である各種委員会において検討し、運営協議会で協議する。各種委員会は、各学科、芸術工学教育センター、大学院から委員を選出しており、委員会等において検討してきた事項について全学的に情報を共有し、大学教育全体の連携を図っている。教授会及び大学院教授会において、教育に関する事項を審議し、審議及び運営に関する事項の基本方針は全教職員に報告されている。

大学運営組織と教育研究組織は、適切な規模、構成を維持しており、大学設置基準第3条、第4条及び第5条を満たしている。

図表 1-2-1 令和6（2024）年度 大学運営組織



### (3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

学長が将来計画の基本方針を示し、「神戸芸術工科大学が目指すもの」としてビジョンを公表し、その実施に向けて体制を検討し、整備を進める。また、平成 28（2016）年 4 月より副学長を置き、学長ガバナンスの強化と改善のための組織の強化を実施している。

中長期的な将来計画を推進していくため、事業計画と予算計画のバランスを保ちつつ、社会のニーズを常に敏感に受け止め、大学の使命・目的に立脚した教育の一層の充実を図る。

大学は社会状況の変化に柔軟かつ迅速に対応することが求められている。本学においても教育研究に関わる全ての組織が連携を図りながら、事業計画の誠実な実施運営を行う。

#### 【基準 1 の自己評価】

基本理念と使命・目的及び教育目的に基づき、社会の動向と実情に対応できる実践教育を積極的に推進している。

本学では、使命・目的及び教育目的を学則及び大学院学則に具体的に明文化し、学生や保護者及び教職員に周知し、社会への公表を行っている。

使命・目的及び教育目的に大学の個性・特色を示し、全学的な理解と支持を得ている。教育組織の改編には、学長の方針のもとで、学長懇談会、各種ワーキンググループ、運営協議会、大学院運営委員会、各種関係委員会等で教職員が検討を重ね、教授会、大学院教授会において合意を図っている。

教育目的と教育組織は適切な連動を保ち、必要に応じた対応と教育活動への反映を行っている。

また、使命・目的及び教育目的を受けて、学部及び大学院における三つのポリシーを定めている。

学部、学科、大学院研究科、附置機関は、使命・目的及び教育目的と整合性が取れ、大学運営組織が大学の諸活動を適切かつ、効率的に支えている。

関連する法令については、誠実に遵守し、適切な運営を維持・継続している。

以上のことから、基準 1「使命・目的等」の基準を満たしている。

## 基準 2. 学生

### 2-1. 学生の受入れ

#### 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

#### 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

#### 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

##### (1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

##### (2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

<学部>

芸術工学部におけるアドミッションポリシー（入学者受入れの方針）は、教育目的に基づき、学部を構成している学科ごとに明文化している。令和 6（2024）年 4 月の学科再編（設置届出）に伴い、文部科学省の定義する「学力の 3 要素」を念頭に、三つのポリシーの見直しを全学的に実施した。新たなアドミッションポリシーは、大学（学部）ポリシーにおける「求める学生像」をわかりやすく表現し、それをさらに各学科の入学者受入れ方針に落とし込み、これまで以上に一貫性のあるものとした。アドミッションポリシーは大学ホームページや入試ガイドに記載しており、ホームページの閲覧や資料配布を通じて広く周知を図っている。特に、オープンキャンパスや教員向け進学相談会など、入試説明の際には必ずアドミッションポリシーについても直接説明し、理解促進に努めている。

#### ■各学科のアドミッションポリシーにおける「求める学生像」の抜粋

##### 大学

- ・教育内容が理解できるための、基礎的な知識・技能を持っている。
- ・人間と社会全般に対する興味、関心を持っている。
- ・表現することに対する意欲を持っている。
- ・自ら課題を発見し、創造的に考え、解決、行動しようとする意欲を持っている。
- ・大学での学びをとおして、人々の幸せやより良い社会の実現に寄与したいという意欲を持っている。
- ・特定の分野で卓越した能力を持っている。

##### 建築・環境デザイン学科

- ・教育内容が理解できるための、基礎的な知識・技能を持ち、主体的に学ぶことができる。
- ・人々が暮らす環境・空間について幅広い興味、関心を持っている。
- ・多くの人とのコミュニケーションを通して、相手の立場に立ちながら自分の考えを構築し、表現する意欲を持っている。
- ・自ら学び未来を切り開く意欲をもち、社会や環境に対する観察力によって自ら課題を見だし、その解決に向けて柔軟に思考できる。
- ・大学での学びを通して、環境・空間のデザインを通して人々の幸せやより良い社会の実現に寄与したいという意欲を持っている。

- ・建築・環境デザインに関する分野で卓越した能力を持っている。

#### 生産・工芸デザイン学科

- ・生活用品、電気製品、家具、雑貨、ファッション、テキスタイル、ガラス、陶芸、ジュエリー、フィギュアなどライフスタイルに関わるデザインやアートに興味関心がある。
- ・論理的に分析する思考力と豊かな発想力がある。
- ・鋭い観察力と芸術的な表現力がある。
- ・社会で起こっている事象に目を向け、社会貢献に関心がある。
- ・思考の異なる人と話し合い、コミュニケーションが取れる。
- ・新たな目標に向かい、計画的に事柄を進めることができる。

#### ビジュアルデザイン学科

- ・グラフィック、広告、ブランディング、本、雑誌、Web、イラストレーション、絵本などに強い関心、興味を持っている。
- ・社会的事象や自然に対する優れた観察能力がある。
- ・論理的な批評・分析能力と、豊かな感性を持っている。
- ・周りの人との適切なコミュニケーションをとり、相手の立場になって考え、表現ができる。
- ・新たな時代を切り開くデザインや表現に挑戦する意欲がある。

#### メディア芸術学科

- ・まんが・アニメ・映画・CG・ゲームなどのメディア芸術に対する知的関心を持ち、懸命にその表現方法を学修していこうという意欲を持っている。
- ・メディア芸術の制作を通じて、主体的に多様な人々と協議し、学びを深めようとする。
- ・まんが・アニメ・映画・CG・ゲームなどを楽しむのが好きで、自分の鑑賞力や表現力を高め、いずれは制作活動や研究を行いたいという意欲を持っている。
- ・メディア芸術の制作を通じて、個人や社会に対する自分の考えを発信していきたいという意欲を持っている。

#### <大学院>

各専攻が求める学生像及びアドミッションポリシーを定め、募集要項に明記している。

##### ■芸術工学研究科のアドミッションポリシーから「求める学生像」の抜粋

デザインやアートの専門的研究と理論の深化を通して創造性豊かな研究者を育て、また、現代の多様化した環境とシステムに対応できる知識・能力・技術を備えた実践的な戦略を立てられる総合的なデザイナー・アーティストの養成をめざしています。大学院修士課程および博士後期課程では、以下のような目的を持って、意欲的に取り組む人を求めています。

#### 芸術工学専攻（博士後期課程）

- ・「芸術工学」を基盤にして知識基盤社会を多様に支える人
- ・デザインやアートの学術活動を通して、創造性豊かな研究開発に意欲のある人

- ・確かな教育能力及び研究能力を兼ね備えた指導者をめざす人

#### 総合アート&デザイン専攻（修士課程）

- ・デザインやアートの制作活動や学術活動を通して、創造性豊かな感性を備える人
- ・現代の多様化した環境とシステムに対応するための高度な専門知識・能力・技術に高い関心を持ち、それらを身につけたいと求めている人
- ・実践的な構想及び戦略を計画・立案できる総合的なデザイナーをめざす人
- ・高度なアートの専門知識および卓越した表現能力・技術を備えた総合的なアーティストを目指す人

## 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

### <学部の入試制度と選抜方法>

入試制度については、図表 2-1-1 のとおり、アドミッションポリシーに基づき多様な入学生の受入れが可能な制度を設けている。入学者の選抜は、大学設置基準第 2 条の 2 及び入学者選抜実施要項（文部科学省高等教育局長通知）に基づき、公正かつ適切に行っている。入試制度は、入試結果や高等学校からの要望を踏まえて、専任教員と事務職員で構成する広報・入試運営委員会において次年度の計画案を作成し、学長が運営協議会で諮問、教授会で意見聴取、理事会に上申（承認）している。

面談・面接を課している入試では、各学科のアドミッションポリシーに基づいた質問や本人の就学意欲の確認及び本学への理解並びに作品制作に対するの取り組み姿勢等を確認している。

鉛筆デッサンなどの実技試験及び学力試験を課す入試においては、アドミッションポリシーに基づいた試験問題の作成を行っている。

そのほか、高校時代の学習成果を評価する資格取得型入試等も実施している。

このように様々な入学試験制度を実施することで多様な能力・資質をもった入学者が互いに刺激しあい、高めあう環境を醸成している。

入試問題については、「神戸芸術工科大学広報・入試運営委員会規程」第 4 条に基づき、入試問題作成委員を学長が委嘱し、大学独自に作成している。

入試の実施運営は、広報・入試運営委員会において、当日の実施に向けた協議及び調整を行っている。入試の当日は、入試本部を設け、全ての情報を一元的に集約・管理し、厳正かつ円滑な実施運営を行うとともに、不測の事態発生時に迅速な対応がとれる体制を整えている。

入試の採点は、入試の当日に各学科の教員が行い、以降の採点処理チェック、合否判定資料の作成等を事務職員が担当することで、明確な役割分担のもと、適正かつ厳正に取り扱う体制となっている。

入試の判定については、学長、副学長、学科主任、広報・入試運営委員長、事務局長による事前調整会議を経て、教授会において審議し、合否を決定している。また、その際、入学手続き者数の報告を合わせて行い、適正な入学者数の管理に努めている。

入試時における奨学金及び授業料減免制度を設けており、図表 2-1-2 のとおりである。

神戸芸術工科大学

図表 2-1-1 入試制度一覧（令和 6（2024）年度）

入試区分	入試概要
総合型選抜Ⅰ期 ＜体験型＞ 総合型選抜Ⅱ期 ＜面談型＞	高等学校の現役生及び既卒生を対象として実施。 受験生の意欲や熱意、そして適性や個性を様々な角度から評価する入試。 ※体験型：自己PR書、体験プログラム（1次選考）、志望理由書、調査書（2次選考）を通して評価して選考 ※面談型：自己PR書、課題（当日持参）、面談（1次選考）、志望理由書、調査書（2次選考）を評価して選考
総合型選抜Ⅲ期/Ⅴ期/ Ⅵ期＜作品持参型＞	高等学校の現役生及び既卒生を対象として実施。 制作過程において工夫したことや苦勞したこと、学習意欲や適性を面接で確認する入試。 ※志望理由書、持参作品、面接及び調査書による総合選考
総合型選抜Ⅲ期/Ⅴ期/ Ⅵ期＜資格取得型＞	高等学校等の現役生及び既卒生（卒業後1年以内）で、大学が指定する個別資格・個別コンテストを一つ以上の取得がある者が対象として実施。 高校在籍時に取得した資格や受賞歴を活用することができる面接型の入試。 ※志望理由書、面接及び調査書による総合選考
総合型選抜Ⅳ期/一般選 抜Ⅰ期＜科目選択型＞	高等学校の現役生及び既卒生を対象として実施。 鉛筆デッサン、イメージ表現、小論文、基礎学力試験/学力試験のうち、自分の得意な科目を選択できる科目試験型の入試。 ※科目試験、調査書による総合選考
学校推薦型選抜 指定校推薦	過去の入学実績（志願実績等）より、本学が指定校として選定した高等学校等のうち、調査書の評定平均値が本学指定以上で、学校長から推薦された現役生及び既卒生（卒業後1年以内）を対象として実施。 ※志望理由書、調査書及び面接による総合選考
学校推薦型選抜 系列校推薦	本学の系列高等学校に在籍し、調査書の評定平均値が本学指定以上で学校長から推薦された現役生を対象として実施。 ※志望理由書、調査書及び面接による総合選考
一般選抜Ⅱ期/Ⅲ期＜大 学入学共通テスト利用 型＞	高等学校の現役生及び既卒生で、大学入学共通テストの教科・科目のうち、3教科3科目以上を受験した者を対象として実施。 ※受験した3教科3科目以上のうち、最高得点の1教科1科目を190点満点に換算及び調査書による総合選考
留学生選抜Ⅰ期/Ⅱ期	外国籍を有し、日本もしくは外国において学校教育における12年の課程を修了した者、または終了見込みの者を対象として実施。 ※志望理由書、持参作品及び面接による総合選考
帰国生選抜	日本国籍を有する者、あるいは日本に永住する外国人で、本学が定める出願資格に該当する者を対象として実施。 ※志望理由書、持参作品及び面接による総合選考
社会人選抜	満24歳以上の者で高等学校を卒業した者、高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格検定）に合格した者、通常課程における12年の学校教育を修了した者を対象として実施。 ※志望理由書、持参作品及び面接による総合選考
編・転入学選抜 Ⅰ期/Ⅱ期	4年制大学、短期大学、高等専門学校及等を卒業した者または卒業見込みの者、あるいは4年制大学、短期大学等に本学が指定する期間の在籍かつ単位修得した者を対象として実施。 ※志望理由書、持参作品）及び面接による総合選考
指定校推薦編入学選抜	過去の入学実績（志願実績等）より、本学が指定校として選定した短期大学、高等専門学校及び専修学校専門課程において、学校長から推薦された現役生を対象として実施。 ※志望理由書、持参作品及び面接による総合選考

※選考方法について、調査書を提出する入試においては、調査書を点数化している。

神戸芸術工科大学

図表 2-1-2 入試時における奨学金及び授業料減免制度（令和 6（2024）年度）

制度	種別	金額	基準
新入生特待生	給付	500,000 円[入学初年度のみ]	総合型抜IV期 <科目選択型>、一般選抜 I 期 <科目選択型>、一般選抜 II 期 / III 期 <大学入学共通テスト利用型>の合格者のうち成績優秀者。
ジュニアマイスターゴールド特待生	給付	1,000,000 円 [入学初年度のみ]	総合型選抜 III 期 / V 期 / VI 期 <資格取得型>の合格者のうち、全国工業高等学校長協会ジュニアマイスター顕彰制度において、ジュニアマイスターゴールドの認定者。
ジュニアマイスターシルバー特待生	給付	500,000 円 [入学初年度のみ]	総合型選抜 III 期 / V 期 / VI 期 <資格取得型>の合格者のうち、全国工業高等学校長協会ジュニアマイスター顕彰制度において、ジュニアマイスターシルバーの認定者。
ジュニアマイスターブロンズ特待生	給付	250,000 円 [入学初年度のみ]	総合型選抜 III 期 / V 期 / VI 期 <資格取得型>の合格者のうち、全国工業高等学校長協会ジュニアマイスター顕彰制度において、ジュニアマイスターブロンズの認定者。
指定資格等取得特待生	給付	250,000 円 [入学初年度のみ]	総合型選抜 III 期 / V 期 / VI 期 <資格取得型>の合格者のうち、本学が指定する資格・級及びコンテスト等の種別・賞位を 2 区分以上取得した者。
スカラシップ試験奨学生	給付	500,000 円 [入学初年度のみ]	総合型選抜 I 期 <体験型>、総合型選抜 II 期 <面談型>、総合型選抜 III 期 / V 期 <作品持参型>、総合型選抜 IV 期 <科目選択型>、学校推薦型選抜指定校推薦、学校推薦型選抜系列校推薦の入学手続き完了者で、スカラシップ試験での成績上位者。 ※新入生特待生認定者は対象外
指定校推薦指定資格取得奨学生	給付	100,000 円 [入学初年度のみ]	学校推薦型選抜指定校推薦からの入学者で、本学が指定する資格・級及びコンテスト等の種別・賞位を本学が指定する種別・賞位を 1 区分以上取得した者。
系列高等学校入学金免除	免除	入学金相当額	系列高等学校からの入学者。
系列高等学校修学支援制度	給付	250,000 円 [入学初年度のみ]	系列高等学校からの入学者。
系列高等学校新入生特待生	給付	250,000 円 [入学初年度のみ]	推薦型選抜系列校推薦からの入学者で調査書評定平均値 4.0 以上の者が対象。 ただし、大阪商業大学高等学校デザイン美術コースは、調査書評定平均値が 3.6 以上、かつ、芸術系科目の評定平均値 4.0 以上。
系列高等学校スカラシップ試験奨学生	給付	500,000 円 [入学初年度のみ]	系列高等学校新入生特待生者で、スカラシップ試験での成績で基準点以上の得点を取得した者。
特別連携校特待生	給付	150,000 円 [入学初年度のみ]	本学が指定する特別連携校からの現役入学者。

大学院の入学試験は、一般入学試験、社会人入学試験、留学生入学試験を令和 2（2020）年度までは年 3 回、令和 3 年（2021）年度からは年 2 回実施している。大学院担当教員が試験監督と面接審査を担当している。

入試問題（学力試験）は、大学独自に作成し、入試の採点は教員が行っている。アドミ

セッションポリシーに沿った学生の選抜を行い、大学院にふさわしい学生を受け入れている。

図表 2-1-3 のとおり修士課程では、一次審査と二次審査の二段階で選考を行っている。一次審査においては、提出された研究計画書とポートフォリオを教員が採点を行い、合格者の判定を行っている。更に二次審査においては、ポートフォリオや制作した作品に対するプレゼンテーション及び論文に関する質疑応答を行い、研究計画書に記載されたテーマについて、研究や作品制作の能力を当該学域の専門教員が評価し、四つの学域（建築・環境デザイン、生産・工芸デザイン、ビジュアルデザイン、メディア芸術）の教員による面接により、総合的に判定している。

博士後期課程においても、図表 2-1-4 のとおり一次審査と二次審査の二段階で選考を行っている。一次審査においては、提出された研究計画書とポートフォリオを教員が採点と面談を行い、合格者の判定を行っている。更に二次審査においては、論文及びポートフォリオや制作した作品に対するプレゼンテーションに関する質疑応答により、研究業績と人物の資質を当該学域の専門教員が評価している。また、研究計画の内容により3年間で論文を仕上げることができる能力を評価している。学力試験は英語の記述式筆記試験を課して実施している。四つの学域（建築・環境デザイン、生産・工芸デザイン、ビジュアルデザイン、メディア芸術）の教員による面接審査の評価により、総合的な判定をしている。

また、修士課程の社会人入学者には、入学当初に修業年限2年を3年以上とすることができる長期履修制度を設け、2年間の学費を修業年限に按分して納付することとしている。大学院入学時における新入生特待生制度（授業料給付制度）は、対象を学内進学者とし、修士課程では入試の得点及び学部の GPA の得点の合計得点上位者5人以内、博士後期課程では入試の成績上位者1人を入学試験成績優秀特待生として初年度の授業料半額を給付している。

図表 2-1-3 令和 7 (2025) 年度修士課程選抜方法 (一般入学試験、社会人入学試験、留学生入学試験)

(1) 一次審査 (書類審査)

審査内容
書類審査 (研究計画書・ポートフォリオ)

(2) 二次審査 (書類審査・面接審査)

一次審査合格者を対象に二次審査を行う。

審査内容
面接審査
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">作品・論文審査</div> 「作品」または「論文」を対象とし、口頭発表と質疑応答 (15分程度) ※作品の場合：本人がデザインまたは制作したテーマが異なる 3 作品 ※論文の場合：本人が作成した論文 1 本以上及び説明パネル 1 点以上 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">総合審査</div> 「研究計画書」、「作品」または「論文」を参考とした総合的な質疑応答 (10分程度)
面接審査

図表 2-1-4 令和 7 (2025) 年度博士後期課程選抜方法 (一般入学試験、社会人入学試験、留学生入学試験)

(1) 一次審査 (書類審査・面談)

審査内容
書類審査 (研究計画書・ポートフォリオ)
面談 (希望指導教員との面談)

(2) 二次審査 (書類審査・面接審査)

一次審査合格者を対象に二次審査を行う。

審査内容
書類審査 (研究計画書)
面接審査
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">作品・論文審査</div> 「作品」または「論文」を対象とし、口頭発表と質疑応答 (15分程度) ※作品の場合：本人がデザインまたは制作したテーマが異なる 3 作品 ※論文の場合：本人が作成した論文 1 本以上及び説明パネル 1 点以上 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">総合審査</div> 「研究計画書」、「作品」または「論文」を参考とした総合的な質疑応答 (10分程度)
学力試験 (英語記述式試験)

### 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

＜学部の入学者数の安定的確保＞

本学は、大学設置基準第 18 条に基づき、学則第 2 条第 3 項に入学定員に対する学生受入れ数を定めている。入学定員に対する学生受入れ数の推移は図表 2-1-5 のとおりである。

令和 5（2023）年度以前の過去 3 年間入学者の推移をみると、令和 5（2023）年度に入学者総数は定員を上回ったが、環境デザイン学科、プロダクト・インテリアデザイン学科、ファッションデザイン学科は連続して定員を大きく下回っている。特にファッションデザイン学科は長らく定員を下回っていることから、抜本的な見直しが必要な状況ととらえ、令和 6（2024）年 4 月に、7 学科を 4 学科に再編（届出設置）した。

令和 6（2024）年度の入学者は 416 人で入学定員超過率は 1.04 倍、大学全体では定員を確保できており改善傾向ではあるが、学科の偏りが鮮明に表れている。また、志願者分布について、図表 2-1-7 のとおり兵庫・大阪の実志願者割合の縮小傾向が見受けられる。今後も志願者数の変動を追いつつ収容定員数と入学定員数についても引き続き適正な数を維持するよう努めていくとともに、学科定員の見直しも視野にいたした全学的な検証を行っていく。

収容定員に対する在籍者数の比率は、図表 2-1-6、図表 2-1-7 のとおりである。入学定員を超過した学科においては、教育環境確保の観点から、必要な設備等を補填し、適正に維持している。

図表 2-1-5 入学定員に対する学生受入れ数の推移

学部	学科	令和 3(2021)年度			令和 4(2022)年度			令和 5(2023)年度			令和 6(2024)年度					
		入学定員	入学者数	比率	入学定員	入学者数	比率	入学定員	入学者数	比率	入学定員	入学者数	比率			
芸術工学部	環境デザイン学科	70	68	0.97	70	64	0.91	70	62	0.89						
	プロダクト・インテリアデザイン学科	70	47	0.67	70	53	0.76	70	55	0.79						
	ファッションデザイン学科	50	30	0.60	50	17	0.34	50	38	0.76						
	ビジュアルデザイン学科	80	71	0.89	80	78	0.98	80	104	1.30						
	まんが表現学科	45	47	1.04	45	52	1.16	45	71	1.58						
	映像表現学科	45	51	1.13	45	75	1.67	45	77	1.71						
	アート・クラフト学科	40	42	1.05	45	42	0.93	40	52	1.30						
	建築・環境デザイン学科※													100	47	0.47
	生産・工芸デザイン学科※													100	104	1.04
	ビジュアルデザイン学科※													100	105	1.05
	メディア芸術学科※													100	160	1.60
	大学合計	400	356	0.89	400	381	0.95	400	459	1.15				400	416	1.04

※令和 6（2024）年度より、学科再編（設置届出）。

図表 2-1-6 収容定員に対する在籍者数の比率（令和 6（2024）年度）

神戸芸術工科大学

学部	学科	令和 6 (2024) 年度		
		収容定員	在籍者数	比率
芸術工学部	環境デザイン学科	210	220	1.05
	プロダクト・インテリアデザイン学科	210	168	0.80
	ファッションデザイン学科	150	85	0.57
	ビジュアルデザイン学科	240	264	1.10
	まんが表現学科	135	183	1.36
	映像表現学科	135	205	1.52
	アート・クラフト学科	120	141	1.18
	建築・環境デザイン学科※	100	47	0.47
	生産・工芸デザイン学科※	100	104	1.04
	ビジュアルデザイン学科※	100	105	1.05
	メディア芸術学科※	100	160	1.60
大学合計		1,600	1,620	1.01

※令和 6 (2024) 年度より、学科再編（設置届出）。

図表 2-1-7 地域別志願者分布（令和 6(2024)年度） ※2024 年度追加図表

	2024 年	2023 年	2022 年	2021 年	2020 年	2019 年
兵庫	42.7%	47.4%	47.3%	50.9%	47.8%	57.2%
大阪	8.1%	11.1%	7.5%	11.5%	12.5%	14.8%
その他	49.2%	41.5%	45.2%	37.6%	39.7%	28.0%

大学院では、大学院設置基準第 10 条に基づき、収容定員・入学定員を定め、学生数の管理を行っている。

収容定員に対する在籍者数の比率は、図表 2-1-8 のとおりであり、教育環境確保の観点からも適正に維持している。

図表 2-1-8 大学院 入学定員・収容定員・在籍者数（令和 6 (2024) 年 5 月 1 日現在）

専攻	入学定員	入学者数	入学者/定員比率	収容定員	在籍者数	在籍者/定員比率
芸術工学専攻（博士後期課程）	6	2	0.33	18	6	0.33
総合アート&デザイン専攻（修士課程）	27	42	1.56	54	86	1.59
研究科 合計	33	44	1.33	72	92	1.28

大学院の入学定員に対する学生受入れ数は、大学院設置基準第 10 条に基づき、大学院学則第 2 条第 4 項に定めている。大学院担当教員は、教育・研究環境の確保の点から、博士後期課程において丸合（研究指導教員）14 人、合（研究指導補助教員）8 人、修士課程において丸合 52 人、合 3 人の体制のもと研究指導及び講義を行っている。

### (3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

アドミッションポリシーについて、引き続き印刷物や大学ホームページ等に記載し、受験生やその保護者、高校教員の教員等に対し、オープンキャンパス、デッサン実技講習、各種相談会、高大連携及び高校訪問を通して、より広く浸透させる周知に努めていく。また同時に本学が実践している専門教育の特色・特長及び将来の就職や専門的な職業について丁寧に説明し、本学への理解度向上に努めていく。

広報活動について、Web 広告の効果的な掲出、多くの高校生が情報の共有や発信として利用している SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を活用し、誘引先の Web ページでの情報の充実化を連動させながら、高校生、保護者等ニーズに合致した情報発信を強化していく。

入試制度について、入試結果をもとに検証を行うとともに、教育連携実施高等学校や美術・デザイン系の分野を持つ高等学校、本学への入学者が多い高等学校の進路担当教員・美術教員との情報共有等からニーズ把握に努め、改善を図っていく。

入学定員充足率は、学科によって超過と充足率が満たしていない点を改善するため、教員と広報活動を行っている広報入試課とで情報共有を図りながら、入試内容や奨学金制度、中四国・九州地域での広報入試課強化を含む広報活動等の見直しを図っていき、適切な学生数の維持と、多様な能力・資質を持った学生の確保に努めていく。

大学院の学内外の広報活動については、大学ホームページ（オリジナルサイト含む）の英語版、中国語版を充実させ、研究活動等の情報提供を積極的に行う。留学生入学試験においては、各入試区分の可否判定基準を明確にしつつ、入学定員の適切な管理を行う。

修士課程については、施設などの整備状況を勘案し、入学定員増の検討を行う。

## 2-2. 学修支援

### 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

### 2-2-② TA( Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

#### (1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

#### (2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

教育目的の達成と大学の適正な運営を行うため教務委員会、芸術工学基礎運営委員会や学生委員会等の各種委員会を設置している。各種委員会の委員長には教員、副委員長には職員を委嘱する教職員協働体制を整備し、それぞれの立場からより良い学修支援内容を検討し、実施している。各委員会で審議される事案は、運営協議会及び教授会に報告し、大学全体の議事に諮り、情報を共有し、判断が分かれる案件については、最終的には学長が決定する仕組みとなっている。

### 2-2-② TA( Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

< 障がい学生への配慮 >

学生生活・国際交流課では、障害者差別解消法に基づき、障がいを持つ学生が他の学生

と同等の教育機会を得ることができるよう、障がい学生支援に関するガイドライン並びに「神戸芸術工科大学障がい学生支援委員会規程」を整備し、適切な支援を図っている。その例として、障がい等により授業において配慮が必要な学生は、授業担当の教員に対し配慮を依頼することができる。配慮希望者には、臨床心理士の資格を持つカウンセラー及び事務局担当職員が面談を行い、希望する配慮の内容を確認のうえ、支援プランを作成する。カウンセラー及び担当職員は、当該支援プランに基づき所属学科・専攻の教員と協議を行い、障がい学生支援委員会での審議・承認を経て、配慮を希望する履修科目の担当教員に対し配慮願を出している。配慮を受けた学生には、学期の終わり頃に評価面談を行い、配慮が効果的に実施されたか、困った事はなかったか、についてフォローアップを行い、次期配慮内容のための参考資料及び検討資料としている。

施設は、原則としてバリアフリーとし、車いす等を利用する学生には、大学施設・設備に支障がないか事前に確認のうえ、要望に対応している。

障がい学生の支援体制については、障害者差別解消法施行（平成 28（2016）年）に先立ち、平成 27（2015）年度より全学支援体制の再構築を行い、平成 31（2019）年度には障がい学生支援委員会を設置し、心身に障がいを抱える学生に対する合理的配慮や、積極的支援にかかる理解促進に向けた取り組みを強化した。

#### < オフィスアワー制度 >

専任教員は、日常から授業時間外の相談や課題の制作等の個別対応を行っている。また、全学的に、専任教員が研究室等で待機し、質問や相談を受け付ける「オフィスアワー」を設定している。非常勤講師については、授業実施後の時間をオフィスアワーとし、対応している。なお、令和 2（2020）年度からメールによる質問や相談の方法を採用し、より充実した体制となっている。

#### < TA・SA の適切な活用 >

実習・演習の授業には、実習助手及び TA（Teaching Assistant）として大学院生を配置している。大学院生が配置できない場合は、SA（Student Assistant）として学部 3 年生以上の学生を配置している。実習助手は、担当教員の指示により実習科目における教育補助の役割を担っている。TA は、教員を補助し、授業準備、機器の整備及び学生への技術上の助言を行っている。SA は、教員の指示により、実習・演習の準備及び実施に関する補助業務を行っている。

#### < 中途退学者、休学者及び留年者等の対応 >

学生の中途退学・休学の申し出には、所属学科の担当教員が面談を行い、その結果をもって届出書類を受理している。教員は面談により、理由を聴取すると共に以後の修学に向けて助言や指導を行っている。学生生活・国際交流課は、その相談窓口となって各学生の状況を把握し、教務課や教員と連携した指導ができるよう情報をプロファイル化している。

令和 5（2023）年度の中途退学者の理由は、修学意欲の低下 17.0%、進路変更 12.8%、経済的理由 36.2%、学力不足 2.1%、健康上の理由 10.6%、その他 21.3%となっている。一時的に休学することによって修学及び卒業の可能性が見受けられる場合には、その選択

肢を提示するなど適切なアドバイスを行い、経済的な事情がある場合は奨学金等のサポートを検討し、状況を勘案し、学内の給付型奨学金による支援等を実施している。

修学支援新制度を受ける学生で警告判定の対象となった者については、学業不振の改善のため学科教員による履修指導を行っている。

また、日本学生支援機構の奨学金貸与を受けている学生で成績の状況が思わしくない者には、4月～5月に職員が面談を通して成績不振の理由を確認すると共に、今後の履修計画や単位修得に関する助言や奨学金の継続受給に向けた指導を行い、学生の経済的問題に起因する中途退学や留年の抑止に努めている。

学生の不当行為に関しては、学則及び「神戸芸術工科大学学生の懲戒手続きに関する内規」に則り、処分及び指導を行っている。停学者には定期的な面談により内省を促している。

#### <履修、成績不振等学生への対応>

年度当初の教務委員会において、履修登録状況や単位修得状況が思わしくない学生の指導に係る方針・基準等を検討し、全学的に共有し、学生指導等の対応を行っている。学生指導は、年2回の履修登録及び成績発表の時に対象学生に通知を行い、個別面談等を実施している。特に成績不振者の基準を明確にし、学科と情報を共有することで、成績不振者の早期把握とタイムリーな面談と指導につなげている。また職員には、学生対応のマニュアルを共有し、学生への指導対応を安定させるとともに、学生支援システム「KDUポータル」の学生個人ページで対応情報等を確認できるようにし、関係する職員間の情報共有も行っている。

#### <コンピュータラボラトリー対応>

コンピュータラボラトリーでは、教務課の職員が情報機器の利用における管理を行っている。コンピュータラボラトリーには、コンピュータの操作サポートを担うSAを配置している。

#### <保護者への対応>

年2回、保護者宛に成績通知書とともに、学内情報の公開を通して教育・研究への理解向上を促進させるため、保護者向け情報誌「KDUi」を送付している。また、保護者が大学に相談をしやすい環境を作っている。

また、毎年保護者を対象とした「教育懇談会」を実施し、学科の指導教員等による個別面談を行っている。個別面談にて学生と保護者の双方をサポートすることにより、学業を中心とした大学生活全般の支援を行っている。

令和5(2023)年度は、個別面談の形態として対面、オンライン、電話と3種の選択肢を設け、各家庭の要望に応じた相談の場を提供できるよう全教職員で取り組みを行い、多くの保護者から満足度の高い評価を得ている。

### (3) 2-2の改善・向上方策(将来計画)

授業は、担当教員と授業支援者である実習助手、TA・SAの協働により行っている。よ

り学生に補助・指導ができるよう FD 活動の強化や、TA・SA を対象に講習等を行うなど、教授方法の能力・力量の向上策を講じる。

学生の学修支援を行う際には、学生支援システム「KDU ポータル」を活用し、学生対応履歴等を記録しているが、現在は職員間の情報共有に留まっているものを、より一層の教職協働を進めるために活用方法の体制の強化を行う予定である。

大学院においては、既存の専門領域を超えたコラボレーションやイノベーションを通して、新しい教育手法の開発を活性化させる。

大学院については、適性かつきめ細かい研究指導や教育を行うため、一定の研究業績により若手教員でも研究指導に参加できるように資格基準を見直し、審査に合格した場合に、博士後期課程では准教授以上を、修士課程では助教以上を、教育担当ができるようにした。また、研究指導を可能にした。

博士の学位の審査においては、丸合の教員（教授）が主査と副査（3 人）を務め、必要に応じて外部の専門家 1 人を加えることを基本としている。

学部、大学院ともに、今後はさらに多種多様な学生の入学が予想されるため、個別の状況に応じた細やかな支援を効果的に効率よく行っていくために、教務課、学生生活・国際交流課、保健室、学生相談室及び教員が連携していく。特に障がいのある学生等への対応について、FD・SD 研究会、また、外部団体が実施する研修会等に参加する等、教職員のスキルアップに努める。学生が社会で自立するため、学生自身が主体的に自己分析を行い、その内容を自分から発信し対処する方法を体得させる。

中途退学者数の増加を防止し、修学に必要な支援を行うため、今後も引き続き退学理由や動向の分析を行う。

## 2-3. キャリア支援

### 2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

#### (1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

#### (2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

キャリア教育支援として、基礎教育カリキュラムの学修基礎区分に「キャリアデザイン A」(1 年次・2 単位)、「キャリアデザイン B」(2 年次・2 単位)、「キャリアデザイン C」(3 年次・2 単位)、「インターンシップ A/B」(1~4 年次・1 単位)を取り入れ、低学年時からキャリア教育を展開している。特に 3 年次の「キャリアデザイン C」(2 単位)では就職活動の流れを学習し、具体的な採用選考（応募書類、筆記試験、面接等）の内容を理解することと合わせて、就職活動本番に向けて自身の目標を達成するための計画を立てることも授業の到達目標としている。こうしたカリキュラム運用により、1 年次から 3 年次まで途切れることなく体系的にキャリア教育を展開している。

また、キャリアデザインの各科目とキャリアセンター室が行う「就職ガイダンス」を連携させながら、早期化の進む就職活動環境において、社会的・職業的自立に関する指導体制の強化を図っている。

本学のキャリア支援の強みとして、小規模大学のメリットを生かして、3 年次に学生全

員を対象とした進路面談を6月と10月にキャリアセンター室が行っている。学生を納得のいく進路選択に導くために、一人ひとりに合わせたサポートを行っており、6月には進路模索を中心に、インターンシップやオープンカンパニーへの参加促進等、10月には、各学生の進路の明確化と目標達成に向けた就職活動のアプローチ・スケジュールリングについてアドバイスを行っている。また4年次においては個別相談による支援を展開。定期的な進路状況確認(電話連絡)を実施し、主に就職活動停滞者に向けた支援を強化している。

卒業生を講師として招聘する「卒業生リレー講座」や、就職実績のある企業やクリエイティブな職種で求人依頼のある企業を学内に積極的に誘致し、「業界・企業研究セミナー」、「学内企業説明会」のキャリアサポートプログラムを展開している。実施の方法も、コロナ禍を経て、「対面」方式と「オンライン」方式を併用するハイブリッド形式が定着し、学生にとって効果的な運用を心がけ今後も継続していく。

併せて、キャリア支援は、全学的に学生の就職や進路支援を行う部署である「キャリアセンター室」、学生のキャリアサポートを推進すべく学部の各学科、大学院、芸術工学教育センターの教員で構成する「キャリアサポート委員会」を設置し、キャリアセンター室とキャリアサポート委員会が密に連携を図っている。教職員が一体となって学生の就職・進学に対する相談・助言体制を整備し適切に運営している。

【キャリア教育／就職ガイダンス／キャリアサポートプログラム】

1年次	スタディスキルズ ＜前期＞	大学や大学生活に適応し、不安を解消する。大学に必要な最低限の学習スキル、著作権や法律など、社会的な知識・スキルを獲得する。
	キャリアデザイン A ＜後期＞	「自分を深く知る」ことと「社会参加への接近をテーマに自己理解と社会に出る基礎を深める。これからの大学生活をより有意義なものにし、また、将来の目標を明確にすることで、実社会に主体的に参画していくための動機付けを行う。人とのコミュニケーションを通して、社会人として求められる能力の気づきや上達する方法を学ぶ。
	インターンシップ	実際の仕事を通して専門知識を高め、一層の学習意欲と就職に対する意識を喚起し、実社会において必要とされる高い職業意識、自立心と責任感を育成する。
2年次	キャリアデザイン B ＜後期＞	組織や地域社会の中で、多様な人々と仕事をする上で必要となる基礎的な能力＝「社会人基礎力」の向上を図るとともに、自己理解を深めることを目的とする。卒業生やインターンシップ経験者の講話から気づきを得る。
	インターンシップ	実際の仕事を通して専門知識を高め、一層の学習意欲と就職に対する意識を喚起し、実社会において必要とされる高い職業意識、自立心と責任感を育成する。
3年次	キャリアデザイン C ＜前期＞	就職活動の流れを学習し、具体的な採用選考（応募書類、筆記試験、面接等）について学ぶ。働く事について考え、自身の目標を達成する為の計画を立てられるようになる力をつける。
	就職ガイダンス	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 学科別オリエンテーション</li> <li>(2) ナビサイト説明会・登録会</li> <li>(3) ポートフォリオガイダンス</li> <li>(4) 学力試験対策講座</li> <li>(5) 証明写真撮影会</li> <li>(6) 就活直前ガイダンス</li> <li>(7) 求人票の見方講座</li> <li>(8) エントリーシート対策講座</li> </ol>

		(9) SPI 対策講座 (10) ビジネスマナー講座
	保護者ガイダンス	保護者の就活理解促進に向けたガイダンス実施
	インターンシップ	実際の仕事を通して専門知識を高め、一層の学習意欲と就職に対する意識を喚起し、実社会において必要とされる高い職業意識、自立心と責任感を育成する。
	進路面談	3年生全員を対象に進路面談を年2回実施。キャリアハンドブックを配布し、卒業後の進路に関し確認を行い、適切な助言・アドバイスを行う。
	卒業生リレー講座	キャリア教育の一環として社会で活躍する卒業生を講師として招き、これまでの経験や現在の活動状況などを語ってもらうことで在校生が、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を将来実現するための力を高めることを目的とする。
	業界・企業研究セミナー	学内に就職実績のある企業などを誘致し、各業界や企業についての理解を深める機会を提供する。専門性の高い職種を希望する学生が多いためミスマッチをなくすことも目的とする。
4年次	進路面談	4年生全員を対象に進路面談を実施。就職活動等の進捗状況の確認を行い、適切な助言アドバイスを行う。
	個別相談	履歴書・エントリーシートの添削、面接練習などキャリアセンタースタッフが随時対応を行う。
	キャリアカウンセラー	キャリアカウンセラーを配置し、50分間の個人面談を事前予約制にて実施。
	学内企業説明会	求人依頼企業を学内に誘致し、個別・合同の各説明会を実施。
	進路調査	卒業後の進路が決まった学生には随時、進路決定届の提出を求めている。また年度途中には、電話連絡やゼミ別進路状況調査を行い、学生の進路状況を把握した上での支援を実施。

### 【キャリアセンター室】

キャリアセンター室の事務分掌は以下の通りである。

- (1) 就職（進路）相談
- (2) 求人企業の開拓・収集及び学生への情報提供
- (3) 就職ガイダンスの実施
- (4) インターンシップ・オープンカンパニーの情報収集及び学生への情報提供
- (5) 求人票受付及び就職状況の調査
- (6) 就職関連の統計調査及び報告
- (7) キャリア教育の企画及び立案
- (8) 資格講座の企画、立案及び運営
- (9) 卒業生のキャリア支援

### 【キャリアサポート委員会】

キャリアサポート委員会の審議事項は以下の通りである。

- (1) 就職支援についての企画、立案及びガイダンスに関する事項
- (2) 就職先の開拓、連絡に関する事項
- (3) 就職についての相談、指導、助言に関する事項

- (4) 就職（内定）状況及び追跡調査に関する事項
- (5) その他委員会が学生のキャリア支援に必要と認める事項

**【インターンシップ】**

＜単位認定要件＞

各研修（事前・マナー・事後）に参加し、同一機関で5日以上かつ30時間以上の実習を行い、教育上有益であると認められた場合、単位を認定する。

・過去3年間の単位認定者数

年度	単位 認定者数	主な派遣企業
令和3（2021）年度	15	(株)ダイレクト、(株)ティーハウス建築設計事務所、一級建築士事務所 ROOTE、長瀬信博建築研究所 他
令和4（2022）年度	12	日本建設(株)、(株)畑友洋建築設計事務所、(株)E-DESIGN、(株)イノセン ス、横尾忠則現代美術館、京都国際舞台芸術祭実行委員会 他
令和5（2023）年度	33	(株)atelierSUBACO、(株)LEM 空間工房、(株)アートアンドクラフト、 (株)汎設計、(株)遠藤剛生建築設計事務所、(株)松崎、六甲山観光(株) 他

**【資格取得・スキルアップ講座】**

キャリアセンター室が、各種資格取得講座の企画・実施を行い、専門職に必要な資格取得、就職に向けたサポートを行っている。令和5（2023）年度の開講講座は以下の通りである。

＜資格取得講座＞

- (1) カラーコーディネーター検定 スタンダード対策講座
- (2) MOS 対策講座
- (3) 2級建築士対策講座

＜その他＞

- (1) TOEIC IP テスト

**【障がいのある学生の就職支援】**

日本学生支援機構が行う「障がいのある学生の就学支援に関する実態調査」の報告にもあるように、本学においても障がいのある学生が年々増加している。

障がいを持つ学生の支援は、障がいの特性、本人及び保護者の障がいに対する理解、受容などにより一律に行うことができないことから、障がいを持つ学生の特性に応じた支援を行っている。そのために、部署間連携（キャリアセンター室／教務課／学生生活・国際交流課 [心理カウンセラー、看護師含む]）により、情報の共有、支援の連携を行っている。具体的には、心理面で不安のある学生は、心理カウンセラーとの面談を通じて就職活動を行えるまで回復すれば、キャリアセンター担当者が引き継ぎ、就職活動支援を行うなど連携をしている。

また、多様化する障がいを持つ学生のサポート方法について、キャリアセンター室スタッフの当該業務に対する理解促進と支援力向上に向け、外部から講師を招き、勉強会を实

施している。卒業後の進路として就職だけでなく、就労移行支援事業所へのスムーズな移行もキャリアセンター室としての重要な役割である。

#### 【卒業後の評価（就職先の評価、卒業生の評価）】

キャリアセンター室において、「卒業生アンケート」（卒業後1年目及び3年目の卒業者を対象に実施）並びに「企業アンケート」（令和5（2023）年3月卒業者の就職企業を対象に実施）を行っている。卒業生アンケートは、現況確認と在学時の満足度等の調査を目的に、企業アンケートは、新卒採用で重視することや、就職した学生が社会からどのように評価され、何を期待されているかを調査することを目的に行っている。アンケート結果は、キャリアセンター室で集計し、キャリアサポート委員会並びに教授会で報告を行い、全教職員で結果を共有し、教育活動の改善に反映させている。

#### (3) 2-3の改善・向上方策（将来計画）

令和5（2023）年3月卒業者が就職した企業を対象に行ったアンケート結果から、新卒採用にあたり企業が重視するのは「誠実性」「コミュニケーション能力」と「協調性」であった。卒業生の評価においても、「誠実性」「コミュニケーション能力」と「協調性」の項目が高評価であった。このことから、新卒採用においては、専門の知識やスキルよりも、将来性や社会人としての基礎的な能力が重視されていることを改めて認識する結果となった。

「学生時代に身に付けておいて欲しい学力・能力」や「学生時代に経験しておいて欲しいこと」の自由記述においても、課外活動やアルバイト、美術館や展示会に赴き、感性を磨くなど、規模に関わらず他者と関わりながら組織としての動きを学ぶ経験や、学外での積極的な活動が求められている。

これらの結果を学生にフィードバックし、就業意欲の向上を促すために、低学年時からのキャリア意識の啓蒙が重要となってくる。1年次（後期）開講の「キャリアデザインA（社会人の基本的習慣を身につける）」、2年次（後期）開講の「キャリアデザインB（社会人基礎力の向上を図る）」および3年次（後期）開講の「キャリアデザインC」の授業内容について改善を図る。また3年次の学生全員を対象とした進路面談や企業による学内説明会等、4年次の個別支援とも連動を図り、教育と実践指導の両軸を活かし、学生を納得のいく進路実現につなげていく。1年次から4年次まで体系立てた一連の流れの中で、自分自身のことを理解し、自分らしい働き方を考えるきっかけを与え、社会的・職業的な自立を目指し、卒業後の希望進路実現に向けた一連の学生支援プロセスの質向上を目指す。

## 2-4. 学生サービス

### 2-4-① 学生生活の安定のための支援

#### (1) 2-4の自己判定

基準項目2-4を満たしている。

#### (2) 2-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 2-4-① 学生生活の安定のための支援

学生生活に関する支援は、学生生活・国際交流課が所管である。運営組織として、学生委員会を設置し、各学科教員と学生生活・国際交流課長によって構成する。学生委員会では、学生生活の諸活動に関する事項等について、月1回の審議、検討、報告を行っている。奨学金推薦に係る選考、賞罰、厚生補導、保健管理及び課外活動等、学生生活に係る議案を諮り、必要に応じ各委員が学科に持ち帰り問題提起を行う。各学科で集約された意見は、学生委員会にフィードバックされ、協議を重ねている。また、学科において生じた検討事項についても学生委員会で審議及び報告を行う。重要な事項については、運営協議会及び教授会で審議・報告を行うなど、教職員協働で学生生活支援の向上を図っている。

学生の大学生活や教育活動に対する安全・安心の確保について、正課授業、課外、学外及び通学途上の事故・災害に備え、大学の全額負担により全学生が「学生教育研究災害傷害保険」に加入している。

#### <経済的支援>

奨学金については、大学独自の給付奨学金制度を導入しており、経済的困窮者に対する「神戸芸術工科大学給付奨学金」（採用枠年間5人）、留学生向け「神戸芸術工科大学私費外国人留学生奨学金」を整備し、学生への経済的支援による修学環境の安定と修学意欲の向上を期待している。

保護者組織である「教育後援会」からも「神戸芸術工科大学教育後援会奨学金」（採用枠前期12人、後期12人）、「神戸芸術工科大学教育後援会私費外国人留学生奨学金」（採用枠年間8人）の給付支援を行っている。

学費納入に関しては、申請者に学費納入の猶予期間を設ける延納制度や各学期の学費納入を計4回に分けて行う分割納入制度がある。日本学生支援機構の修学支援新制度にかかる授業料減免対象者については、3ヶ月の納入猶予を行っている。また、本学園と提携している銀行から教育ローンを借りた場合には、在学中の返済利子を給付する奨学融資制度を設けている。

国内外の大災害に際しては、家族の安否確認を行うと同時に、緊急的に学費減免を講じる特別措置等、経済的側面からの修学支援を行っている。その他に、経済的支援の一助として、コンピュータラボラトリー及び情報図書館で学生をSAとして採用している。

#### <教育活動表彰>

##### ・谷岡奨学金

勉学に熱意があり、文化・芸術、スポーツ、社会活動等の分野において、本学園又は各設置学校の名を著しく高め、更に当該分野の将来の活躍が期待できる者又は団体に対し、その活動を助成する奨学金を給付している。

#### <課外活動への支援>

学生生活・国際交流課では、学生自治組織である「学生フォーラム」の執行部及び各課外活動団体の代表者と月例で定例会を実施し、学生の課外活動のサポートや学生行事への助言、補助を行っている。

学生フォーラム執行部が担当する学生行事について、企画から予算執行まで学生生活・

国際交流課がサポートし、必要に応じて学生委員会にて審議、検討、報告を行い、教授会を通じて各学科に協力要請を行うなど、学生自治活動の運営を支援している。

学生団体の活動の一つとして、各クラブ・サークルの部長または主将クラスの学生が参加するリーダーズキャンプを毎年開催している。リーダーズキャンプでは、リーダーとしての自覚を持つための研修を行うとともに、学生フォーラムや課外活動に参加する社会的意義を伝えている。参加学生は、課外活動に関する課題をグループディスカッションし、情報共有や提言を行っており、団体相互のつながりの強化にもつながっている。

学生生活・国際交流課では、「教育後援会」と協力し、クラブ・サークル活動、リーダーズキャンプ、大学祭、創作活動による個人展やグループ展に対し、活動支援や経済的補助を行っている。

#### <健康相談、心的支援、生活相談等への支援>

学生に対する健康相談、心的支援については、毎年4月のオリエンテーション時に全学生を対象に健康診断を実施し、医師の内科検診において問題があると判断された学生に対しては、保健室で内容を把握し、問題解決に努めている。また、入学時に提出される学生カードにおいて心身の問題について申告のあった学生についても保健室で把握し、問題解決に努めている。また、心の問題を抱える学生には、学生相談室の臨床心理士資格を有するカウンセラーと連携しながら対応にあたっている。

FD・SD研究会においては「今年度の採用活動の状況と次年度以降の就活、企業が求める人材等」「研究活動における研究費の不正防止」「交通安全講習会」（令和3（2021）年度実施）や「学内における職員間、学生に対するハラスメント」、「大学広報におけるブランディング」（令和4（2022）年度実施）や「パワーハラスメント発生によるリスク」「教育現場における著作物の利用とその留意点及び研究活動における研究費の不正防止」「AIの可能性と課題」（令和5（2023）年度実施）をテーマに研究会を実施し、教員の授業の内容及び方法の改善を図り、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図ることについて理解を深めた。

学生相談室では、カウンセラーが毎週月曜日から金曜日の10時～16時まで常駐しており、精神的に問題や不安を抱える学生への助言や支援を行っている。学生生活を送るうえでサポートが必要な障がい学生については、学生相談室、保健室及び学生生活・国際交流課による面談を通して相談を受け、サポートを行っている。

その他、安心して楽しい学生生活を過ごすための情報ツールとして、「KOBE DESIGN UNIVERSITY CAMPUS GUIDE」を作成し、学生に配付している。保護者には、9月と3月の年2回、大学情報誌「KDUi」を発行し、大学生生活の様々な情報を発信している。

#### <留学生への支援>

留学生への支援として、月定例で実施する「留学生事務連絡会」では、学年暦の確認や各種奨学金の案内、交流事業の紹介等を行うと共に、留学生の健康状態の観察や疑問・悩みの相談に応じるなど、留学生一人ひとりの状況に応じたサポートを行っている。より手厚いサポートを希望する留学生には、先輩学生を「チューター」として配置し、授業や学生生活面のアドバイス等の学生生活全般をサポートしている。また、チューターは、留学

生と共に「ランゲージエクスチェンジ」や日帰りバス研修、クリスマスパーティ等に参加し、友好と親善を深め、学生レベルでの国際交流を促進している。

経済的支援では、留学生向けの独自奨学金の実施、外部団体の各種奨学金に関する情報提供等、留学生が安心して学業に励むことができるよう支援体制を整えている。さらに、留学生を対象とした「防犯・防災教室」を毎年1回開催し、事務局職員による防災研修を行い、災害等から身を守るために必要な知識や情報が得られる機会を設けた。

その他にも学内イベントの開催、ビザ手続きの補助等、留学生が満足した学生生活を過ごせる工夫や取り組みを行っている。

その他、令和元(2019)年度より大学近隣の県営住宅7部屋を借り上げ、留学生に対し、安価で良質な住環境の提供を行っている。

### (3) 2-4の改善・向上方策(将来計画)

経済的支援に関しては、令和2(2020)年度から実施となった日本学生支援機構による修学支援新制度を活用し、年度末の学力の適格認定における廃止措置により経済支援が途切れることのないよう、年間を通して修学状況の調査を行い、学力不振等に応じて面談・指導を行っていく。また、経済的困窮者を対象とした本学独自の給付奨学金や保護者組織による奨学金制度についても、より幅広く活用できるよう対象者枠の見直しを行う。

課外活動の支援に関しては、学生自治活動をはじめ、クラブ・サークル等の各種団体の活動活性化に向け、企画の計画、準備、運営のサポートを行っていく。

問題を抱える学生に対しては、教員及び関連部署と連携のうえ、個別に細やかな対応を行い、必要に応じて学生相談室へとつなげていく。

留学生への支援として、令和2(2020)年度からは私費外国人留学生給付奨学金によって、経済的負担の軽減を図っている。また、チューター採用者へのサポートとアドバイスをを行い、留学生の学生生活支援へとつなげていく。

教員と職員間で学生に関する情報の共有を図り、学生生活支援の向上を図るべく連携して取り組んでいく。

## 2-5. 学修環境の整備

### 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

#### 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

#### 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

#### 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

##### (1) 2-5の自己判定

基準項目2-5を満たしている。

##### (2) 2-5の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

### 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

本学の立地は、神戸の中心地からのアクセスが良く、多くの緑と大学等の教育研究施設に囲まれた環境に位置している。校地面積は11万4,139㎡であり、大学設置基準上必要な校地面積16,000㎡を十分満たしている。

## 神戸芸術工科大学

グラウンド、テニスコート（3面）、体育館を校舎と同一の敷地内に有している。これらの環境は、授業以外に課外活動、サークル活動等において有効に活用されている。校舎は、20棟で構成されており、学部及び研究科の講義室、実習室、工房、情報図書館、講堂、食堂、体育施設、事務局等、大学の全施設を1キャンパス内に備えている。校舎面積は33,120 m<sup>2</sup>であり、大学設置基準上必要な校舎面積を上回っている。

キャンパスは、教育理念に基づき初代学長の吉武泰水が構想したもので、芸術工学教育センターと専門教育を行う各学科棟が、向かい合うよう連続性のある配置になっている。既存の緑を残し、傾斜を生かしたものとなっている。

図表 2-5-1 校地・校舎面積の大学設置基準との比較

	校地面積	校舎面積
神戸芸術工科大学	114,138.7m <sup>2</sup>	33,120.3 m <sup>2</sup>
大学設置基準上の必要面積	16,000.0 m <sup>2</sup>	20,495.0 m <sup>2</sup>

図表 2-5-2 施設の概要

建物名	面積	主要施設
A棟 (本館)	2,162.54 m <sup>2</sup>	キャリアセンター室、教務課、学生生活・国際交流課、広報入試課、事業推進課、事務局長室、応接室、ミーティングルーム、会議室、理事長室、学長室、副学長室、秘書室
A棟附属棟	40.26 m <sup>2</sup>	守衛室
B棟 (情報図書館)	2,030.97 m <sup>2</sup>	図書館、館長室、AV室、映写室、情報図書館事務室、グループステアイルーム
C棟 (厚生館)	1,102.31 m <sup>2</sup>	食堂、購買部、クラブ・サークル室
D棟 (講堂・ギャラリー)	1,903.46 m <sup>2</sup>	ギャラリー、カフェ、講堂、通訳室、映写室 ・講堂：500人収容。プロジェクター、スライド映写機、大型スクリーンや本格的な音響調整機能（ミキサー）や照明調整機能を持ち、授業や大学関連行事、公開講座やシンポジウム等に利用している
E棟 (体育館)	1,811.09 m <sup>2</sup>	体育室、小体育室
F棟 (学生会館)	569.30 m <sup>2</sup>	クラブ・サークル室、ミーティングルーム スチューデントラウンジ、学生フォーラム室、教育後援会室、KDU-Net室、保健室、学生相談室（カウンセリングルーム）、リラクゼーションルーム
1号棟 芸術工学教育センター	4,059.30 m <sup>2</sup>	講義室、コンピュータルーム、CG・デジタルクリエイションスタジオ、スタジオ、ギャラリー、非常勤講師室、アニメスタジオ、デッサン・造形・プロジェクトスペース、特任教授室、教職指導室、映写調整室、通訳室、博物館学芸員資料室、研究室、事務室 ・ギャラリー：学生や教職員の発表展示に使用する多目的スペースとして、各種催し物の会場及び展示スペースとして利用している ・デッサン・造形・プロジェクトスペース：平成26（2014）年度、1号棟に連続した配置で増設したスペース

神戸芸術工科大学

2号棟 コンピュータラボラトリー	627.59m <sup>2</sup>	第1実習室、第2実習室、CPU室、事務室 ・高度なデザイン教育の実践のため、各学科の特色に合わせた専門的なソフトウェア、周辺機器、プリンタ等を完備 棟内設置PC等：学生PC用128台、教員用2台、大判出力用PC2台、B0版カラーインクジェットプリンタ3台他 〔開館時間〕月曜日～金曜日 9：00～20：45 土曜日 9：00～19：45
3号棟 クリエイティブセンター	1,397.69 m <sup>2</sup>	アート・クラフトスタジオ、デザイン・造形・プロジェクトスペース、技術員室、デジタルクリエイションスタジオI～IV、プレゼンテーションルーム、機材室、教室、共同ミーティングスペース ・アトリエスペースであるラボラトリーと、プレゼンテーションルームを備えた新しい制作工房として機能している
4号棟 大学院	1,606.17 m <sup>2</sup>	事務室、専攻主任室、スタジオ、論文資料閲覧室・準備室、修士課程共同研究室、博士後期課程共同研究室、デジタルラボ、デジタルスタジオ、ミーティングルーム、研究室
5号棟 建築・環境デザイン学科	2,570.47 m <sup>2</sup>	講義室、作品資料室、スタジオ、作品展示ルーム、ワーキングルーム、プリントセンター、コピー室、研究室、ゼミ室、会議室、事務室 ・2年次から1人1台使える製図台、構造の強度を計測できる実験設備、CAD室を完備している。各施設は実習や課題だけでなく、自主制作でも使用することができる
6号棟 生産・工芸デザイン学科	3,867.56 m <sup>2</sup>	講義室、スタジオ、ロッカー室、コンピュータールーム、スタジオ、コンピュータ準備室、助手室、研究室、スタジオ、撮影室、コピー室、事務室、PID資料閲覧室、3Dプリンタ+CAD室 ・ファッションスタジオ、テキスタイルスタジオには、シルクスクリーンや工業用のジャカード編み機、工業用ミシン等の高性能な専門機材を備えている
7号棟 ビジュアルデザイン学科	2,499.32 m <sup>2</sup>	講義室、準備室、vd salon、スタジオ、コンピュータールーム、多目的室、ゼミ室、助手室、作品資料室、研究室、事務室
8号棟 メディア芸術学科	2,295.97 m <sup>2</sup>	スタジオ、編集室、コントロール室、図書・大学院生室、ミーティングルーム、写真室、研究室、助手室、非常勤講師室、会議室、事務室 ・学生が使用する写真スタジオ、CGスタジオ、映画撮影スタジオ、編集ブース、録音室、まんが・アニメスタジオ、まんが・雑誌資料室、大小さまざまな制作スタジオや造形映像実習室を配置している
91号棟 ラボラトリー	888.87m <sup>2</sup>	織機実習室、ニット機実習室、染色室、多目的演習室、製版室、暗室、捺染実習室、準備室
92号棟 ラボラトリー	1,152.59 m <sup>2</sup>	金工実習室、木工実習室、プラスチック室、暗室、ミシン室、モテリングスタジオ、乾燥室、塗装室、実習室 ・木工室…木材を素早く加工することができる大型のドイツ製の「スライド丸鋸盤」をはじめ「自動鉋盤」、「コンターマシン」など充実した設備と専門機材が揃う ・金工室…「シャーリングマシン」や「フライ盤」など金属を加工したり切削するために欠かせない機材が揃う。イメージ通りのデザインを形にするための、精密な加工ができる ・プラスチック室…木工・金工だけでなく、プラスチックをさまざまな形状に成形するための「真空成形機」やレーザー加工機が完備され、自由度の高いデザインを実現できる機器を設置している

## 神戸芸術工科大学

93号棟 ラボラトリー	1,009.26m <sup>2</sup>	ゼミ室、スタジオ、実習講義室 ・主にビジュアルデザイン学科の学生が使用する工房 大小制作スタジオ、立体・空間構成作品を制作するための各種設備と広いスペースを備えている
94号棟 ラボラトリー	598.86m <sup>2</sup>	木工室、スタジオ、データ解析室、ゼミ室、女子シャワー室、男子シャワー室 ・主に建築・環境デザイン学科の学生が使用する工房 模型制作の設備をはじめ、CAD室、構造体の強度や性能を計測する実験設備が揃っている
95号棟 大学院工房	264.88m <sup>2</sup>	スタジオ、暗室、予備室
96号棟 ラボラトリー	661.81m <sup>2</sup>	実習室 ・主にメディア芸術学科のクラフト領域の学生が使用する工房陶芸・ガラス・ジュエリー&メタルが、相互に刺激しあった作品制作ができるよう、三つの工房を緩やかに1部屋に配している

施設設備等の維持管理については、事業推進課が担当し、専門業者へ業務委託している。電気設備、空調設備、消防設備、エレベーター・エスカレーター等の保守については法令を遵守して、有資格者による法定点検、定期点検を実施している。日常的な清掃業務や警備業務については、要員が常駐する体制を敷いている。

学生の施設利用時間は、原則平日（通常授業開講日）9時～18時、土曜日9時～17時としている。届出による延長使用は、原則20時までとしているが、教員の立会いの場合は、最長21時まで施設を開放している。また、研究のための夜間及び休日の施設利用や学生の時間外利用については、事前申請により利用を認めている。

### ■谷岡学園梅田サテライトオフィス「CURIO-CITY（キュリオ-シティ）」

グランフロント大阪タワーA（南館）16階に位置する谷岡学園梅田サテライトオフィスは、教育研究成果の展示発表や特別講義、各種説明会、相談会等に活用している。

### ■株式会社神戸デザインクリエイティブとアニタス神戸

株式会社神戸デザインクリエイティブは、平成22（2010）年2月に本学園の出資会社として設立した。株式会社神戸デザインクリエイティブは、デザイン、アート、メディアに関する企画・運営・制作等の事業を行っており、アニメーション事業部としてスタジオを開設している。東京に一極集中しているアニメ産業を関西で活性化させ、雇用創出に貢献し、西日本のアニメ文化・産業の拠点となることをめざしている。

### <施設・設備の安全性（耐震など）の確保>

施設に関する規程として「神戸芸術工科大学施設管理規程」「神戸芸術工科大学施設管理運営に関する取扱要領」「神戸芸術工科大学施設設備使用に関する取扱要領」を定め、教職員と学生共に遵守し、安全を確保している。

施設の耐震については、キャンパス内の全ての建物が平成元（1989）年3月以降の竣工であり、建築基準法の新耐震基準に適合している。アスベストについても全建物問題がないことを確認している。

安全対策については、正門に警備員が駐在し、24時間体制で巡回や車輛誘導を行っている。また、各施設には機械警備を導入し、センサーが異常を感知した場合、施設での異

常を知らせる情報が警備会社の基地局に届き、警備員が急行する体制を整備している。

防火防災に関しては、「神戸芸術工科大学消防計画」を定め、組織体制の整備、安全対策及び防火・防災教育等を実施している。

各ラボラトリーにおいては、運用ルールを定めて安全性の確保、快適な作業、共同作業のマナー等に留意した運営を行っている。ラボラトリーにおいて制作作業を指導する職員は、特殊技能の有資格者を常駐する体制を取り、学生を適切に指導している。特に 92 号棟ラボラトリーは、丸鋸盤、カンナ盤などを設置しているため、「木材加工用機械作業主任者」の資格を有した職員が管理・指導している。

## 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

キャンパス環境整備運営委員会は、教育上必要な情報機器や製作機材の計画的な導入を行っている。コンピュータラボラトリーは、教務課の職員が情報機器の管理を行っている。また、コンピュータの操作サポートを担う SA を常時配置している。

大学院では、研究指導担当教員と相談をし、学生の研究内容に適した活動場所（95 号棟大学院工房）を提供している。また大学院生には、4 号棟 3・4 階に修士課程、5・6 階に博士後期課程の学生の共同研究室を設置し、研究制作を行うための個人スペースの確保とそれぞれの専門分野に合った機器の提供及び学会発表の交通費等を研究指導費で行っている。

情報図書館は、大学設置基準第 38 条に基づき、教育研究上必要な図書、学術雑誌、視聴覚資料等を収集し、提供している。施設は地上 2 階建て、総床面積は 2,031 m<sup>2</sup>、蔵書数は 14 万 9,889 冊（和書 12 万 6,951 冊、洋書 22,938 冊）、定期刊行物 1,125 種（和書 851 種、洋書 274 種）、視聴覚資料 14,997 点を所蔵している。契約データベース 3 種類を準備し、雑誌記事・学術論文等の情報を閲覧できるサービス等を提供している。

情報図書館の運営については、情報図書館長を委員長とし、設置各学科及び大学院の教員で構成される情報図書館委員会を設置し、収書方針や利用促進に係る情報発信を含めた運営全般について検討を行っている。

令和 5（2023）年度「学術情報基盤実態調査（文部科学省）」の結果では、情報図書館は、同規模の私立大学（単科大学 215 大学）の図書館における総延面積、蔵書数、座席数において、ともに平均値を上回っており、適切な規模を保有している。

図表 2-5-3 令和 5（2023）年度 学術情報基盤実態調査（文部科学省）調査結果との比較

	総延面積（m <sup>2</sup> ）	全所蔵数（冊）	座席数（席）
神戸芸術工科大学情報図書館	2,031	149,051	199
私立大学（単科大学）1 大学平均	1,308	103,424	164

図書貸出を含む各種の手続は、「図書館システム（シー・エム・エス E-CatsLibrary）」により、館内カウンターにおいてワンストップで対応している。蔵書検索システム（OPAC）においては、開館案内、新着資料案内、貸出ランキング等の情報提供のほか、貸出予約、貸出延長、選書リクエストなど、館外からの情報収集や手続が可能な環境を提供している。

また蔵書検索システムは、本学及び系列校である大阪商業大学図書館の蔵書を検索できることに加え、国立情報学研究所が運営する学術情報・総合目録・博士論文データベース等の外部データベース検索のタブを備え、これによって情報収集を円滑に行うことができるほか、大学図書館間の相互利用制度による他館の資料閲覧、複写、借用のサービスを活用しやすくしている。

情報図書館の職員は、事務室長（兼任）以下、専任職員 3 人、特別職員 4 人の計 7 人が運営及び利用者サービスの業務にあたり、うち 4 人は図書館司書資格を有している。

情報図書館の施設及び設備については、通常の資料閲覧スペースに加え、視聴覚資料の利用のための AV ブース（ブース数 20、24 席）、48 人を収容する AV ホール 1 室、グループでの学習に対応するグループスタディルーム 2 室を保有し、多様な資料の活用やディスカッション、プレゼンテーション型の授業の実施にも対応できる環境を備えている。

情報図書館の開館時間は、月曜日～金曜日 9：00～19：00、土曜日 9：00～17：00 で行い、通常授業時間帯（1 時限目～5 時限目）に対応している。

情報図書館では、基礎教育に対応する教養書、作品制作のための技術書・理論書に加え、人や自然が生み出す「かたち」や「色彩」「質感」「陰影」「構図」等の文字では表わせない情報も学修において重要な資料と位置づけている。デザイン・アート分野の作品集、写真集や、特殊な造本がなされた書籍の購入、国内の美術館等を通じた展覧会図録の譲受等、積極的な収集を図っている。また各種雑誌・新聞といった逐次刊行物、映像・音楽などの視聴覚資料のほか、電子書籍やオンラインデータベースといった、新たな情報源である電子資料の導入も逐次進め、学生の利用に供している。

また、本学の教育研究成果である「紀要」「学位論文（博士）」「博物館学芸員課程年報・教職課程年報」「卒業展示選抜作品集」データを収集、本学学術リポジトリに蓄積し、学外に向けて発信している。これらは蔵書検索システム（OPAC）からダイレクトにアクセス可能で、学修や作品制作の参考資料として活用できることから、在学生にも幅広く利用されている。

図表 2-5-4 入館者数実績（過去 5 年間）

	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)
入館者総数	28,353 人	9,919 人	13,103 人	17,153 人	19,996 人
うち在学生入館者数	25,147 人	8,997 人	11,926 人	16,196 人	18,317 人

大学の新型コロナウイルス感染拡大防止措置に伴うキャンパスへの入構制限、情報図書館の一時休館や開館時間の短縮、密を避けるための閲覧席削減（199 席⇒66 席）を令和 2（2020）年度から実施した。この影響により、入館利用者数は大幅に減少したが、令和 3（2021）年 5 月 1 日時点で、在学生向けのサービス及び開館時間について平常通りの運営を再開したことから、徐々に回復している。さらに令和 5（2023）年 5 月 8 日より、新型コロナウイルスが 5 類に移行したことにとともに、同日から閲覧席を戻す（66 席⇒199 席）とともに、休止していた学外の一般利用者向けの閲覧・貸出サービスを再開した。また 10 月からは「神戸研究学園都市大学交流推進協議会」の加盟校間における図書館相互利用も

再開し、学生が幅広く資料を手にするのできる環境を提供している。

### 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

キャンパスのバリアフリー化については、身障者用トイレやリフト、エレベーター・エスカレーターやスロープ、身障者専用の駐車場を整備している。

車椅子に乗ったまま授業を受けられるよう、対象者がいる教室には、専用の机を用意している。

兵庫県の福祉のまちづくり条例に沿ったユニバーサルデザインに配慮した施設設備を整え、利便性の向上に努めている。

### 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

授業を行う学生数は、教育効果を十分に上げられるよう、授業方法、担当教員数、施設・設備、前年度の受講者数、在籍・入学予定者数、その他の教育上の諸条件を考慮して人数設定をしている。また、1クラスの規模は、学科・学年ごとによるクラス設定を基本にしている。学年の人数が40人を超える場合は、授業運営等によっては2クラス設定を行う。演習・実習は作業スペース、コンピュータ実習は台数による制限から、1授業あたりの適切な受講者数を維持するとともに、可能な限り複数クラスを開講することで、学生の学修環境を確保している。

必修科目である「基礎英語Ⅰ」と「日本語表現Ⅰ」は、入学前にプレイスメントテストを実施し、能力別クラス編成を行っている。

さらに、「基礎教育科目」及び「芸術工学基礎」に設定している語学及び演習・実習科目は、履修登録前の事前抽選（予備登録）により、語学は20～30人、実習科目は20～40人（授業により異なる）程度を上限とする調整を行っている。コンピュータ科目を中心に教員2人を配置している。

専門科目の場合は、1科目概ね20人を超える場合は複数クラスあるいは複数教員による開講とし、卒業研究（ゼミ）は学生の希望により指導教員を決定する。また、特定の教員へ過度に集中しないよう、本人と面談のうえ調整を行っている。

### (3) 2-5の改善・向上方策（将来計画）

校地、校舎は、大学設置基準に示された基準を上回って整備しており、教学運営に支障のないよう管理、運用している。

年々コンピュータやネットワークを活用する授業が拡大している。また遠隔授業の実施に伴う自習室（Wi-Fi含む）の利用も増加の一途であり、令和2（2020）年夏に学内ネットワーク環境の整備を実施したが、今後も引き続き教育研究活動に支障をきたすことなく、教育環境を整えるため、中期計画に基づき計画的に実施する。

教育用施設・設備の整備・運用を図ることを目的とし、平成27（2015）年4月より全学的観点から検討を行う組織として、教育施設設備整備委員会を発足した。平成31（2019）年4月には、全学科まとめて中長期的な整備計画を立て、さらには事業推進課が担当する施設関係とも連携して効果的に整備することを目的とし、教育施設設備整備委員会とキャンパス展示環境運営委員会を統合し、キャンパス環境整備運営委員会を発足した。

施設・設備については、学生の満足度の向上を図るため、キャンパス施設の環境整備、既存施設のリニューアル及び省エネ対策の検討を進め、計画的に改善する。

開学から 35 年が経ち、各施設・設備の維持管理の面で、補修・更新が必要になる。日常の細かな修繕のほか、各棟空調機器の更新やオーバーホール、各所のシーリングや外壁をはじめとする防水工事等、大きな補修・更新が必要となる。教育研究活動に支障をきたさないよう中期計画に基づき計画的に実施する。

情報図書館においては、電子書籍の積極的な導入やオンラインデータベースの拡充により、自宅等、学外における学習支援手段の拡大を図る。

## 2-6. 学生の意見・要望への対応

### 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

### 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

### 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

#### (1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

#### (2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生生活に関する実情を理解するために、定期的（2年サイクル）に学生生活に係る実態調査を実施し、学生の生活、健康、修学、課外活動、キャンパス、福利厚生等の学生生活全般について意見・要望の情報収集を行っている。学生生活の実態を把握し、その問題点や課題の抽出を行い、大学環境の改善や多様なニーズへの対応等、学生生活向上のための支援のあり方を検討するための資料として活用している。本調査の分析結果については、学生委員会及び教授会で報告し、大学ホームページにおいて学内外に向けて広く公開している。アンケート結果を踏まえ、問題点を改善し、大学全般の改善計画に対応できるように取り組んでいる。

### 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生満足度生活実態調査では、健康相談、カウンセリングの支援体制、奨学金等経済面での支援に係る満足度、さらに自由記述欄を設けて、学生の要望の把握に努めている。

改善策の一つとして、教育後援会の補助を受け、学生食堂におけるメニューの減額サービスを実施し、学生の食生活に係る健康維持増進に向けた支援を実施している。

経済的に困窮している学生のために教育後援会に働きかけを行い、教育後援会奨学金の採用枠を増員し、学生の経済的負担の軽減を図っている。

### 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

上述の学生満足度調査では、学修環境面における満足度について調査を行い、学生からの意見の汲み上げ、満足度の向上に努めている。

学生からの要望を受け、平成 28 (2016) 年度に新築した学生会館は、課外活動団体の新たな活動場所となるほか、学生が自由に利用できるスペースとして、リラクゼーションルーム、マルチスペースを設け、保健室や学生相談室（カウセリングルーム）を併設し、学生が気軽に利用できる健康相談や心的支援の拠点として活用されている。

学生の住環境の整備としては、平成 29 (2017) 年度より大学近隣のマンション一棟を借り上げ、本学学生専用マンションとして全 48 室を提供している。また、留学生への福利厚生の一環として、令和元 (2019) 年度より大学近隣の県営住宅 7 部屋を借り上げ、安価で良質な住環境の提供を行っている。

学生フォーラム執行部でも独自に学生アンケートを実施し、学生の意見を集約し、要望・意見書としてまとめられる。これを受けて、学生委員会や学内関係各部署は、協議を行い、実質的な検討を行っている。回答の内容は、学生フォーラム掲示板から全学生へ周知・公表される仕組みとなっており、学生からの要望を汲み上げ、満足度の向上に努めている。

大学院では、各学年終了時に「大学院学生生活調査」を実施し、大学院生の学修環境等の改善のための集計と分析を行っている。入学前後の大学院に対する印象、多様な学生と共に学ぶ授業環境、教育・研究に対する支援の満足度、研究・制作環境、施設・設備利用状況、事務窓口の対応、研究・サポート体制などの評価項目を設定し、集計結果は大学院生にフィードバックを行い、大学院運営の改善に努めている。

これらの集計結果については、大学院運営委員会で分析し、大学院教授会にて報告を行い、大学院担当教員に共有して授業及び研究指導に活用している。

### (3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

令和 5 (2023) 年度学生満足度調査においては、学生専用のポータルサイトのアンケートツールを利用して調査を実施し、学生意見の聴取や要望の把握を行ったが、回収率が 16.2% と低い結果に終わった。このため、今後、実施方法や期間等を見直し、調査を継続して実施していく。また、直ちに改善に至らない要望についても、懸案事項として検討を継続し、大学全般の改善計画に取り組んでいくと共に、結果についての学生へのフィードバックの方法を検討する。

「大学院学生生活調査」を継続的に実施することにより、制作環境、施設・設備利用状況への意見や要望を把握し、大学院運営の改善等を行う。また、留学生の学生数増加に伴い、学生生活・国際交流課との連携により、大学院生の学生生活全般の状況把握に努める。留学生に対しては日本語によるコミュニケーション能力の向上を図る。

### 【基準 2 の自己評価】

学部及び大学院の募集においては、アドミッションポリシーを明確に定め、周知・公表している。入試においては、受験者自身が選択し受験できるよう多様な入試区分と試験科目を設定している。入学者は安定的に適正数を確保している。収容定員に対する在籍者数の比率は、適正を維持している。

学修の支援については、教職協働の体制を整備するとともに、オフィスアワー制度や、TA・SA の配置、成績不振等学生への対応等を行っている。教育設備の更新、大学院生への学会参加費や論文発表費及び研究資料等の研究活動費の補助、留学、国際大学交流等の

教育環境の充実を図っている。

就職・進路については、キャリア教育科目を授業に取り入れ、ガイダンス、各種資格取得講座及びスキルアップ講座等により、進路や就職に対する意識啓発や職業スキルの修得を図っている。インターンシップについては、キャリアセンター室が受入れ先の開拓を行い、実習生へのマナー研修、研修中の企業訪問等を実施し、双方の相互理解が進むよう、またミスマッチの回避に努めたサポートを行っている。この結果、令和5（2023）年3月卒業者の就職率は92.4%となっている。

学生支援については、学生満足度調査から、学生の意見・要望を収集し、改善できる体制と組織を整備している。

除籍・退学者の抑止を図るため、教員と事務局が連携して対応する体制が整備され、機能している。

学生生活の様々な支援を必要とする学生に対し、個別に配慮できる体制を整備している。またグローバル化に対応できる学生の育成を図り、海外留学のサポートや単位認定等の支援を行っている。

教育環境は、専門教育に適した施設設備を備えている。キャンパス環境整備運営委員会において中期計画を立て、設備環境の更新・導入を行っていく。各種ラボラトリーにおいては、技術的な安全指導にも配慮し、有資格者の専門職員が常駐するなど、学生への指導及び設備の適切な運用を行っている。

以上のことから、基準2「学生」の基準を満たしている。

### 基準 3. 教育課程

#### 3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

##### 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

##### 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

##### 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

###### (1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

###### (2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

<学部>

学部のディプロマポリシーを、『芸術工学部は、次に掲げる「芸術工学」の能力、資質を獲得し、よりよい社会の実現に寄与できる能力を身につけ、所定の単位を修めた者に、「学士(芸術工学)」の学位を授与する。

###### A：基礎的教養

学士にふさわしい基礎的教養、学知及びキャリアプランニング能力を獲得する。

- ①「科学・技術」「社会・歴史」「芸術・文化」に関する幅広い知識、教養を身につける。
- ②専攻する分野において必要とされる基礎知識を身につける。
- ③論理的、客観的、複眼的、俯瞰的に思考できる力を身につける。

###### B：コミュニケーション力

日本語・外国語の習得、言語化能力及びコミュニケーション力を獲得する。

- ①日本語の読解力、語彙力、文章構成力などの読み書きと、表現する力を身につける。
- ②特定の外国語を用いて、読み、書き、聞き、話すことができる力を身につける。
- ③他人の考えを正しく理解し、自分の考えを他人に正しく伝える力を身につける。

###### C：専門的技能

専門分野における知見及び技術、造形力及び表現力を獲得する。

- ①技術、表現力、観察力、造形力を身につける。
- ②課題解決に向けた計画力、構想力、創造力を身につける。
- ③メディアと情報ネットワークを効果的に活用できる力を身につける。

###### D：汎用的能力

設置する分野に共通する知識や技能を利用して、新しい価値を提案する力を獲得する。

- ①専門的技能を、実践に結び付けて計画、創造、プレゼンテーションできる力を身につける。
- ②目標に向けて多様な人たちと協働できる力を身につける。
- ③他の分野を融合して新たな価値を提案する力を身につける。

###### E：社会的対応力

社会課題・問題を解決する力、高い倫理感と国際性に支えられた対応力、指導力及び管理能力を獲得する。

- ①社会変化に柔軟に対応し将来の姿・仕組みを構想、提案する力を身につける。

②マネジメント力、指導力、管理力を身につける。

③社会的責任感、自己管理力を持ち、デザイン、アート分野の発展に寄与することができる力を身につける。』と定めている。

なお、このディプロマポリシーは、「KOBE DESIGN UNIVERSITY CAMPUS GUIDE」、大学ホームページで公開している。また、新入生には初年次教育科目「学科入門セミナー」において周知している。

#### <大学院>

大学院のディプロマポリシーは、『芸術工学研究科において定める期間を在学して所定の単位を修得し、かつ研究指導を受け、修士論文（作品）または博士論文の審査及び最終試験に合格し、次の能力を修得した者に修士または博士の学位を授与する。

芸術工学専攻（博士後期課程）

1. 専門とする領域において、高度な知識、能力、技能を身につけている。
2. デザイン・アートの専門分野を積極的に横断し、総合的な研究開発を遂行する能力を身につけている。
3. 高い倫理性と責任感を持ち、研究、指導する能力があり、その成果を広く社会に向けて発信することができる。

総合アート&デザイン専攻（修士課程）

1. 専門とする領域において、十分な知識と技能を身につけている。
2. デザイン・アートの専門分野を横断し、総合的実践的な構想・戦略、計画・立案できる能力、表現能力・技術を身につけている。
3. 社会的課題に応えることができる探求能力と表現能力を身につけ、広く社会に向けて発信することができる。』と定めている。

ディプロマポリシーは、「神戸芸術工科大学大学院芸術工学研究科シラバス」及び大学ホームページに公開している。また、大学院生には各年度始めに開催するオリエンテーションにおいて周知している。

### 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

#### <学部>

ディプロマポリシーを達成するため、卒業要件区分を大きく「基礎教育」「芸術工学基礎（専門教育／全学科共通）」「専門教育」の三つに分け、それぞれに必要な授業科目を設定している。単位の授与については学則に定めており、シラバスに基づきレポート、実習課題、試験により行う。評価は、「S・A・B・C・D・E・N」の7段階をもって表示し、S・A・B・Cを合格、Nを認定としている。

進級については、4年次における卒業研究の着手に必要な単位数を「KOBE DESIGN UNIVERSITY CAMPUS GUIDE」に明示するとともに、入学時のオリエンテーションにて学科・コースごとの「履修モデル」をとおして周知している。

なお、卒業要件単位数は図表 3-1-1、卒業研究着手条件は図表 3-1-2、成績評価の評語・GP 値等は図表 3-1-3 のとおりである。

図表 3-1-1 卒業要件単位数表（令和 6（2024）年度入学生用）

科目区分		学科	建築・環境	生産・工芸	ビジュアル	メディア芸術
		デザイン学科	デザイン学科	デザイン学科	学科	
基礎 教育 科目	学 修 基 礎	4以上				
	人 文 ・ 社 会	4以上				
	自 然 ・ 情 報	4以上				
	外 国 語	6以上				
	キ ャ リ ア	4以上				
	小 計	32				
専 門 教 育 科 目	芸術工学基礎	14				
	必 修	29	10	30	6	
	選 択 必 修	3	12	2	20	
	選 択	28	38	28	34	
	卒 業 研 究	10				
	小 計	84				
自 由		8				
合 計		124				

図表 3-1-2 卒業研究（4年・必修）着手条件（令和 6（2024）年度入学生用）

学科	「卒業研究」着手条件
建築・環境デザイン学科	90単位以上
生産・工芸デザイン学科	90単位以上
ビジュアルデザイン学科	90単位以上
メディア芸術学科	90単位以上

図表 3-1-3 成績評価の評語・GP 値等

評語	評 点	合否	GP	評価基準
S	100点/90点以上	合格	4.0	特にすぐれた成績
A	90点未満80点以上		3.0	すぐれた成績
B	80点未満70点以上		2.0	良好な成績
C	70点未満60点以上		1.0	合格と認められる最低の成績
N	認定	不合格	-	規程に基づく成績
D	60点未満		0	合格と認められない成績
E	評価なし		0	出席回数不足、または試験未受験、課題提出不足等で評価できない
w	評価なし	-	-	履修中止

<大学院>

博士後期課程及び修士課程の修了要件については、大学院学則第 37 条に明記している。

修了に必要な単位を大学院学則第 30 条において修士課程 30 単位以上、博士後期課程 18 単位以上とし、修業年限を大学院学則第 9 条に定めている。各授業における単位認定は、筆記試験又はその他の方法によって学期末に行い、成績評価は、「A・B・C・D・N」の 5 段階をもって表示し、A・B・C を合格、N を認定としている。これらの単位認定基準については、大学院学則第 32 条及び第 33 条に定めている。

修了要件を満たした者は、博士及び修士学位審議委員会での論文又は作品の審査の結果が合格した者を、大学院学則第 38 条に基づき大学院教授会を経て、学長が認定する。学位については、「神戸芸術工科大学大学院学位規程」及び「神戸芸術工科大学大学院芸術工学研究科における学位論文に係る評価基準及び審査体制」に学位の要件及び審査等を定めている。また、優れた研究業績を上げた者については、審査により履修期間の短縮の修了を可能としている。

これらの修了認定基準、単位認定基準及び学位規程については、「神戸芸術工科大学大学院芸術工学研究科シラバス」及び大学ホームページに公開している。また、大学院生には各学期始めに開催するオリエンテーションにおいて周知させている。

### 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

<学部>

各授業科目の成績評価方法については、シラバスに明記されており、「シラバス作成の手引き」を通じて、客観的に、厳格に評価するよう要請している。その成績評価基準に基づき、各教員が単位付与を行っている。

複数クラスが開講される授業科目、選択必修科目等については、学期毎に成績評価分布図等を教務委員会において報告し、成績評価基準が平準化されるよう学科や科目担当教員間等で確認をしている。

卒業要件を満たした者については、学則第 39 条に基づき教授会を経て、学長が卒業を認定し、第 40 条に基づき学士（芸術工学）の学位を授与している。

<大学院>

各授業科目の成績評価方法については、シラバスに明記されており、「シラバス作成の手引き」を通じて、客観的に、厳格に評価するよう要請している。その成績評価基準に基づき、各教員が単位付与を行っている。

学位論文については、「学位論文に係る評価基準及び審査体制」として定め、大学ホームページで公表している。

学位論文の審査については、学位論文に関連する専門分野の教員を主査と副査として、修士の学位論文審査の場合は当該論文に関連する専門分野の教員 2 人以上、博士の学位論文審査の場合は当該論文に関連する領域の教員 3 人以上で組織する専門委員会を設けている。専門委員会では、学位論文の審査のほか、口述又は筆記試験による最終試験を行う。

「神戸芸術工科大学大学院芸術工学研究科シラバス」に明示し、計画的な指導と評価を行っている。

#### (3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

### <学部>

ディプロマポリシーと単位認定、卒業・修了認定は、適正に実施している。

ディプロマポリシーは、学修成果の目標となるべきものであるため、今後もより一層の周知を図る。令和6(2024)年4月に行った改組の検証を随時行い、一層実質化できるよう改善を重ねる必要がある。また、成績評価基準について、一層の明確化のための仕組みの導入(例:ルーブリック評価)について検討する。

また、本学には学生の学修への取り組みの意欲が低下した場合においても、その後の意欲を後押しできるよう、2年次、3年次への進級要件を設けていないため、学期途中における進捗状況の把握、学生指導等を一層取り組む体制について検討を行う。

### <大学院>

大学院における修士論文の審査は、従来は主査と学位論文に関連する専門分野の教員2人以上の副査で審査した後、修士学位審議委員会による審査を経て、大学院教授会において判定を行っていたが、より厳正に審査するため平成28(2016)年後期より副査を教員3人以上とした。

博士論文の審査については、主査と学位論文に関連する専門分野の教員3人以上の副査で審査した後、博士課程担当教員(丸合)による修士学位審議委員会による審査を経て、大学院教授会において判定を行っている。

修士課程では、「特別研究」において1年次の11月に全員が中間発表を行い、大学院担当教員全員で研究内容の評価を行っている。2年次では、5月と11月に発表会を行い、研究内容の評価を行っている。修士課程における学位論文(作品)の申請及び受理後、修了認定に係る学位審査の発表会(最終試験)を実施している。大学院生数の増加に伴い、研究分野や領域(学域)が多岐に渡ることから、発表方法や審査基準及び教員の指導及び助言体制の見直しを行う。

## 3-2. 教育課程及び教授方法

### 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

### 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

### 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

### 3-2-④ 教養教育の実施

### 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

#### (1) 3-2の自己判定

基準項目3-2を満たしている。

#### (2) 3-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

### 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

学部のカリキュラムポリシーを、『神戸芸術工科大学では、学位授与の方針に掲げる人物を養成するため、全学共通の基幹教育として、「基礎教育科目」と「芸術工学基礎」を位置づけ、「基礎教育科目」では大学生としてふさわしい知識や教養を身につける科目群、「芸術工学基礎」は芸術工学の基礎知識、学科を超えた共通する基本的知識や表現技術を

身につける科目群で編成するとともに、各学科の特色に合わせた授業科目である「専門教育科目」によってカリキュラムを編成している。

学修は、以下の方針で評価する。

①各科目のシラバスで予め明示した成績評価基準に基づき、学修成果を厳格に評価する。

②卒業研究は、専攻領域の教員が卒業研究発表会、卒業制作展等の展示を確認し、成果物の質やプレゼンテーションなどから総合的に評価する。』と定めている。

なお、この内容は「KOBE DESIGN UNIVERSITY CAMPUS GUIDE」、大学ホームページで公開している。また、新入生には各学科のオリエンテーションにおいて周知させている。

#### <大学院>

カリキュラムポリシーは、『芸術工学』の基盤となる深い専門知識と豊かな芸術的感性を持つ総合的なデザイナーやアーティストの育成、さらには高度な研究開発能力を持つ研究者や、確かな教育能力を兼ね備えた教育者の養成を目指す。時代や社会が求める多様な「科学と技術」の活用を、人間の立場から総合的に「発想」し、「構成」「計画」し、「表現」「造形」するカリキュラムを編成し、人間とその歴史を基盤に「科学・技術」「芸術・文化」の諸科学と合わせて総合的に研究指導を行う。

#### 芸術工学専攻（博士後期課程）

1. 専門とする領域において、高度な知識、能力、技能を身につけている。
2. デザイン・アートの専門分野を積極的に横断し、総合的な研究開発を遂行する能力を身につけている。
3. 高い倫理性と責任感を持ち、研究、指導する能力があり、その成果を広く社会に向けて発信することができる。

#### 総合アート&デザイン専攻（修士課程）

1. 専門とする領域において、十分な知識と技能を身につけている。
2. デザイン・アートの専門分野を横断し、総合的実践的な構想・戦略、計画・立案できる能力、表現能力・技術を身につけている。
3. 社会的課題に応えることができる探求能力と表現能力を身につけ、広く社会に向けて発信することができる。』と定めている。

また、カリキュラムポリシーは、大学院生に配付する「神戸芸術工科大学大学院芸術工学研究科シラバス」及び大学ホームページで公開している。また、大学院生には年度始めに開催するオリエンテーションにおいてカリキュラム編成と合わせて説明し、周知させている。

### 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

#### <学部>

本学のカリキュラムポリシーは、ディプロマポリシーに示された能力・資質を、4年間の学びを通じて学生が修得できるよう策定している。

具体的には、大学生としてふさわしい知識や教養を「基礎教育科目」、芸術工学の基礎知識、学科を超えた融合的な基本的知識や基本的表現技術の「芸術工学基礎」と、各学科に

合わせた特色ある授業科目の「専門教育科目」によって教育課程を編成している。これらの科目群に設定された科目を体系的に履修することによって、ディプロマポリシーに挙げられた能力が身につくようになっている。

#### <大学院>

大学院のカリキュラムポリシーは、ディプロマポリシーに示された能力・資質を、2年間（修士課程）並びに3年間（博士後期課程）の学びを通じて大学院生が修得できるよう策定している。

具体的には、多様化する現代社会において、より実践的な構想及び戦略計画・立案できる総合的なデザイナーやアーティストの養成、研究者として自立し研究活動を行うための高度な研究能力とその基礎となる豊かな学識を養うための教育課程を編成している。

### 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

#### <学部>

令和6（2024）年4月に行った改組時に、カリキュラムポリシーに基づいて教育課程を学科、コースごとに体系的に編成している。またカリキュラムフロー図や履修モデルにより、教職員はもとより、学生が卒業までの教育を体系的に捉え、履修計画・履修指導を容易に行えるように工夫している。

語学科目や実習科目に一部履修条件を設定し、段階的な学修を奨励する仕組みを運用している。

シラバスは、学生が授業を通じて身につけられる能力等を具体的に記載するとともに、授業計画を始め、授業時間外学修、フィードバックの方法、具体的な評価方法等を明示している。

また、学生が各年次において適切に授業科目を履修するため、履修登録は前期と後期に行い、履修単位数の上限を各学期25単位に設定する「CAP制度（履修単位数の制限）」を運用している。

#### <大学院>

科目区分として「芸術工学基幹科目」「国際科目」「専門科目」の四つの学域、「プロジェクト科目」及び「特別研究」の五つの科目区分で履修が体系化されている。なお、令和6（2024）年度の学部改組に合わせて、「専門科目」の学域を建築・環境デザイン、生産・工芸デザイン、ビジュアルデザイン、メディア芸術の4つに再編した。

### 3-2-④ 教養教育の実施

#### <学部>

教養教育（基礎教育）を適正に実施するため、「芸術工学教育センター」を設置し、「教務委員会」と連携して授業科目の検討を行っている。

「基礎教育科目」区分では、大学生としてふさわしい教養と、社会で活躍するために必要な基本的知識を身につけることができるさまざまな教養的科目を、「学修基礎」「人文・社会」「自然・情報」「外国語」「キャリア」の五つに区分し設置している。

また芸術工学の基礎知識、自分の専門を追求するにあたっての視野を広げ、横断的な構想力を養い、現代社会において創造的に活動するための特に基礎的な表現技術を学ぶため、全学科専門教育科目に「芸術工学基礎」区分を設置している。これらの区分それぞれに必要な最小限の修得単位数を設定することで、基礎教養が偏りなく身につくようになっている。

なお必修である「日本語表現Ⅰ」「基礎英語」は、入学前にプレイスメントテストを実施し、能力別クラス編成を行うことで、適切な授業を受講できるようになっている。

#### <大学院>

芸術工学の理論性に注目したアカデミックなプレゼンテーションスキルを身につけ、英語による論理的なディスカッションができる力を養う「イングリッシュプレゼンテーションⅠ・Ⅱ」を選択必修科目（修士課程）として設けている。

また、留学生増加に伴い、多様な文章や映像による「話し言葉・書き言葉」の習得、表現するための文法・語彙知識の獲得、高度な考察の基盤となる文化社会への理解の育成を行う「ジャパニーズコミュニケーションⅠ・Ⅱ」の授業を留学生限定で実施している。

### 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

#### <学部>

教員の教授法については、学生が行う授業アンケートや学生の授業の到達目標（成績）、学修行動調査、学修成果に関する調査等の成果を踏まえて、各学科・コースにおいて検討、調整を行っている。これらの調査・アンケートは、教務委員会の案件として実施している。またアクティブ・ラーニングの一層の推進のため、アクティブ・ラーニングの重要性について共有するとともに、「シラバス作成の手引き」にも記載している。また教授方法の工夫・開発を狙い、各学科における特色ある教授方法等を情報共有し合うFD・SD研究会を実施している。

#### <大学院>

博士後期課程の「特別研究E・F・G」及び修士課程の「特別研究A・B・C・D」の科目において、各指導教員（主査）のみならず各大学院生の研究分野や領域（学域）に沿った副指導教員（副査）を複数人設定し、研究指導及び助言を行っている。

特別研究の成果及び進捗状況については、レジュメ要旨としてまとめ、発表会を実施し、他領域の大学院担当教員からの助言等を大学院生にフィードバックして評価を行い、博士論文及び修士論文（作品）の学位申請につながる指導及び助言体制を築いている。

#### (3) 3-2の改善・向上方策（将来計画）

#### <学部>

令和6（2024）年度に実施した改組の検証を随時行い、必要に応じてカリキュラムの再編を行う。

授業アンケートをはじめとする各種アンケートの実施方法、項目等について精査し、学生の負担軽減を図るとともに、教育内容の質的保証を検証し、評価を可視化できる設問を取り入れる等の見直しを図る。

CAP 制度の上限値（半期 24 単位）については、一層の単位制度の実質化に向け、授業アンケートをはじめとする各種アンケートにおいて調査した学生の学修時間等のデータ等をもとに再検討を行う。

#### <大学院>

令和 6 (2024) 年度に見直したカリキュラムにより、大学院の教育体系が整備されたが、この検証を行い、必要に応じてカリキュラムの再編を行う。

大学院生の研究体制や指導体制を随時確認し、修士論文（作品）並びに博士論文審査に係る発表会や審査方法の再検証を行う。

### 3-3. 学修成果の点検・評価

#### 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

#### 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

##### (1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

##### (2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法を含む、本学における教育研究活動等の総合的な状況について、「神戸芸術工科大学大学評価委員会」における、自己点検・評価を毎年実施することにより運用を行っている。そのうち、学修成果の点検・評価の主な項目は、以下のとおりである。

- ・シラバスの点検
- ・GPA 状況の確認（学部）
- ・授業アンケートの実施
- ・学修行動調査、学修成果に関する調査の実施（学部）
- ・学生生活調査（大学院）
- ・卒業・修了制作展における評価

各アンケート、調査は、各学期末、1 年次・3 年次終了時、卒業時と、各段階の状況を把握し、分析し、改善・点検につなげている。これらの調査結果から導き出された課題等は、関係する委員会や FD・SD 研究会におけるテーマとし、各学科・コースで確認を行っている。

なお、令和 2 (2020) 年度はコロナ禍により、当初計画していた令和 2 (2020) 年度シラバスどおりの授業運営方法から遠隔授業への大幅な変更を余儀なくされたため、各学期末に授業代表教員が「授業実施報告書」を作成、特に遠隔授業における工夫、課題等について点検を行った。

キャリアセンター室において、卒業後の進路が決定した学生には「進路決定届」の提出を求め、卒業年次に 3 回（7 月、10 月、卒業時）卒業後の進路調査を行っている。卒業後は、1 年目及び 3 年目の全卒業者を対象に、「卒業生アンケート」を行い、現在の状況や、

卒業後に大学での学びが生かされているか等の項目で学修成果の点検を行っている。また、卒業生の就職先企業を対象に「卒業生就職先アンケート」を行い、「採用にあたって重視すること」「卒業生が身に付けている能力」等の項目で学修成果の評価を行っている。

### 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

学修内容・方法及び学修成果の点検・評価結果のフィードバックのための主な具体的取り組みは、次のとおりである。

#### ■シラバスの点検

全ての授業は、ディプロマポリシーまたカリキュラムポリシーに示された能力・資質を、学部4年間あるいは大学院2年間または3年間の学びを通じて学生が修得できるよう策定しており、それらの具体的な学修方法及び評価は、シラバスに示されている。年一回、学科等部門ごとに点検する体制も整えている。

また学部では、学生が身につけることが期待される知識・技能・態度と授業科目との関係を示したカリキュラムマップを作成しており、シラバスと併せてカリキュラムマップを点検している。

#### ■GPA 状況の確認（学部）

各学期で、学修成果を図る指標の一つとして学年学科別の GPA 等を集計し、教務委員会を通じて情報を共有し、教育改善に努めている。

#### ■授業アンケートの実施

前期末と後期末の計2回、全ての授業について実施し、その結果に対して教員による「フィードバック報告」の提出を必須としている。その内容は、教授会で報告し全学的に情報を共有するとともに、授業担当者は、改善案等を検討し、次回授業実施時に改善を行っている。なおこの内容は、学生と教職員を対象に、情報図書館及び大学ホームページ（学内アクセス限定）にて公開するとともに、情報図書館に配架し閲覧できるようにしている。

#### ■学修行動調査、学修成果に関する調査の実施（学部）

「学修行動調査」は、1年次及び3年次終了時に、学修時間、基礎教養、専門分野、また文章作成能力、プレゼンテーション能力等についての成長度合い、学びの成果、大学が実施する教育に対する評価等を設問としている。「学修成果に関する調査」は、卒業時に、基礎教育、専門分野の知識・技術、情報の取捨選択・分析やその応用力、課題解決力、自身が学修した成果等を設問としている。それぞれの集計結果は教授会で報告し全学的に情報を共有するとともに、学科等ごとに、改善案等を検討し、カリキュラム見直し時や次回授業実施時に改善を行っている。なお、この内容は大学ホームページで公開している。

#### ■学生生活調査（大学院）

大学院では、「大学院学生生活調査」を各学年終了時に実施し、大学院生の学修環境等の改善のための集計と分析を行っている。入学前後の大学院に対する印象、多様な学生と共

に学ぶ授業環境、教育・研究に対する満足度、研究・制作環境、施設・設備利用状況、事務窓口の対応、研究・サポート体制などの評価項目を設定し、集計結果を大学院生にフィードバックを行い、大学院運営の改善に努めている。

■卒業・修了制作展における評価

卒業・修了時に、学修成果の集大成である「卒業研究」「修士研究」による作品及び論文を公開・発表する「卒業制作展」を学外施設（美術館）等で開催している。卒業制作展には、保護者や高等学校教員、高校生その他、企業からの見学を受け、意見交換や学修状況の指標を得ており、教育の達成状況を点検・評価する機会となっている。

■卒業生アンケート、卒業生就職先アンケート

キャリアセンター室では、「卒業生アンケート」「卒業生就職先アンケート」の結果を集計し、キャリアサポート委員会並びに教授会で報告を行い、全教職員で結果を共有し、教育内容・方法及び学修の改善にフィードバックしている。

(3) 3-3の改善・向上方策（将来計画）

各部門において、多様な調査の実施・分析・公表を行っているが、それぞれの調査の経年比較分析や有機的な活用、さらに大学として総合的かつ俯瞰的な分析やその活用が不十分なため、今後具体的な目標を立て、運用を行う体制を整えていく。さらにアセスメント・ポリシーの整備を早急に進める。

「卒業生アンケート」結果から、大学での学修が実社会で役立っていること、役立っていないこと、「卒業生就職先アンケート」から企業が求める能力、卒業生の評価を、大学として総合的かつ俯瞰的に分析して活用する。

【基準3の自己評価】

教育課程全体において、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシーに示された能力・資質を、4年間の学びを通じて学生が修得できるよう策定している。

学修成果の点検・評価方法の確立とその運用、教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバックにおいて、授業アンケートをはじめとする各種調査の実施及び分析等を行い、学内で共有し、教育改善に努めている。またそれらの結果は、FD・SD活動に生かすとともに、大学ホームページ等を通じて社会へ公表している。

以上のことから、基準3「教育課程」の基準を満たしている。

## **基準 4. 教員・職員**

### **4-1. 教学マネジメントの機能性**

#### **4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮**

#### **4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築**

#### **4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性**

##### (1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

##### (2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### **4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮**

学長は、本学園の理事を兼ねており、最高意思決定機関である理事会での審議を経て決定された本学園の運営方針に基づいて、大学の事業計画を策定している。

学長及び事務局長からは、当年度の事業計画及び予算等の説明を行い、教職員に対して目標を明確に伝えている。

学長のリーダーシップを支える仕組みとしては、学長の補佐体制として副学長を置いている。また、学長・副学長・事務局長、学長指名による教職員が構成員となり、必要に応じて外部有識者の意見を聴きながら、大学の運営に関する事項、大学の将来に関する中長期的な計画の立案及び人事計画の見直しなどを検討している。

#### **4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築**

本学の事務の組織及び分掌については、「学校法人谷岡学園及び設置学校事務組織規程」に定めている。法人本部は、本学園が設置する学校の事務統括並びに調整を行う。大学には大学運営のための事務処理を行う大学事務局を置いている。

本学園においては、秘書室、理事長直轄の組織として監査室及び高校企画室、法人本部（総務課・人事課・財務課）を置き、本学事務局に、事業推進課、教務課、学生生活・国際交流課、キャリアセンター室、広報入試課、情報図書館事務室を置き、それぞれの業務に必要な人員を配置している。

月 1 回、課室長会議を開催し、現状の課題を各課室長が共有し、解決を図っている。



- (2) 教授会・大学院教授会の審議事項及び各種委員会の審議事項にかかわらず、学長が学務統括上特に必要と認めた事項
- (3) 各種委員会の委員（職制の委員及び別に定めがある場合を除く。）の候補者選任に関する事項

#### 【教授会】

教授会は、学長、専任の教授をもって組織し、次の事項について審議し、学長に意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び卒業に関する事項
- (2) 教育課程に関する事項
- (3) 学位の授与に関する事項
- (4) 学長が必要とし、諮問する事項
  - ア 学則その他関連規程
  - イ 教員の資格審査及び人事
  - ウ 学生の賞罰
  - エ 学生の転科及び復学

#### 【大学院教授会】

大学院教授会は、学長及び研究科担当の専任の教授をもって組織し、次の事項を審議し、学長に意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び課程修了の認定に関する事項
- (2) 研究科における教育課程に関する事項
- (3) 学位の授与に関する事項
- (4) 学長が必要とし、諮問する事項
  - ア 大学院学則その他関連規程
  - イ 教員の資格審査及び人事
  - ウ 学生の賞罰
  - エ 学生の復学

#### 【教務委員会】

教務委員会は、専任教員のうちから学長が委嘱した委員、事務局長、教務課長等をもって構成し、次の事項を審議する。

- (1) 教育課程に関する事項
- (2) 履修方法に関する事項
- (3) 単位認定に関する事項
- (4) 成績評価に関する事項
- (5) その他教務に関する必要な事項

#### 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

大学が教育目的を達成するため、職員を教務担当、学生生活・国際交流担当、進路・就

職担当、広報・入試担当、施設管理担当、研究支援担当などに分け、職員を適切に配置することにより、管理運営の機能性を発揮する体制を敷いている。

また、前述の運営協議会、教授会及び運営協議会の下部組織である各種委員会では、教員と職員が協働で参画・運営しており、情報共有を図っている。

### (3) 4-1の改善・向上方策（将来計画）

大学の意思決定の仕組みや学長のリーダーシップの発揮については、円滑に機能している。今後は、学長のリーダーシップのもと、必要に応じて体制の見直しを協議し、迅速な対応を行う。

## 4-2. 教員の配置・職能開発等

### 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

### 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

#### (1) 4-2の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

#### (2) 4-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

専任教員の採用・昇任については、大学設置基準第 14 条から第 17 条における教員の資格に基づき、「神戸芸術工科大学教員選考規程」「神戸芸術工科大学教員選考規程運営細則」を定め運用している。教育課程を適切に運営するために必要な教員を配置するよう、専任教員の配置及び採用計画案を学長、副学長、学部長、学科主任及び事務局長が策定している。

採用については、研究者人材データベース（JREC-IN）等を利用して原則として公募制により行っている。

採用及び昇任の審査は、各学科による書類選考及び副学長を含む面接を行った後、学長及び事務局長（必要に応じて教務課長）が面接を行い、厳正に候補者を選定している。

学長は、候補者を選定した後、教授会（人事）又は大学院の場合は大学院教授会（人事）に付議する。学長は、候補者の資格審査を行うために委員を選任し、教員資格審査委員会において審議を行い、審議の経過及び結果を教授会（人事）又は大学院教授会（人事）に報告している。

教授会（人事）又は大学院教授会（人事）は、教員資格審査委員会からの報告に基づき、資格審査及び適任者であることの議決を行った後、学長が候補者を上申し、理事長が決定している。

### 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

<FD (Faculty Development) ・SD (Staff Development) >

教員の教育研究活動の向上のための FD 活動については、FD ・SD 委員会を設置し、全

教職員に活動の趣旨を理解・浸透させ、全教職員で取り組んでいる。「授業の内容及び方法の改善を図るための」FDと、「教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るための」SDに分類しているが、本委員会では全教職員を対象として研究・研修を計画している。このことにより全教職員が大学の全体を概観することができ、その結果個々の学生の状況をより良く理解することにつながり、適切な授業内容と学修支援の向上に努め、FD・SDの目的を達成している。なお、主に職員を対象としたSD活動は法人本部を中心に別途実施している。

FD・SD研究会は、全教職員を対象とするため、原則「教授会」と一体の開催日時として、年間数回の研究会を実施している。

令和2(2020)年度においては、特に新型コロナウイルス対策として遠隔授業を中心とした各学科の実施状況・方法論について全学的に情報共有することで、遠隔授業実施の工夫につなげた。

図表 4-2-1 FD・SD研究会の主な内容(過去3年間)

開催月		テーマ	
令和3年度	2021	1月	今年度の採用活動の状況と次年度以降の就活、企業が求める人材等について
		2月	1. 研究活動における研究費不正使用及び不正行為の防止について 2. ドライブレコーダーの映像を活用した交通安全講習会
令和4年度	2022	9月	学内における職員間、学生に対するハラスメントについて
		11月	大学広報におけるブランディングについて
令和5年度	2023	10月	パワーハラスメント発生によるリスク～当事者にならないためにできること～
		11月	1. 教育現場における著作物の利用とその留意点 2. 研究活動における研究費不正使用及び不正行為の防止について
		1月	AIの可能性と課題について～デザイナーがAI向き合うために知っておくこと～

### (3) 4-2の改善・向上方策(将来計画)

教育課程を適正に運営するために必要な教員については、教育研究水準の維持・向上を図るため優れた人材を中長期的な計画に基づき採用を進める。

専任教員の採用及び昇任にあたっては、「神戸芸術工科大学教員選考規程」「神戸芸術工科大学教員選考規程運営細則」に基づき、採用基準や労働条件をより明確に提示している。

大学院担当教員については、修士課程及び博士後期課程の丸合(研究指導教員)・合(研究指導補助教員)教員等の資格基準を明確にするため、担当教員の資格審査に係る規程を整備した。

FD・SD活動については、新型コロナウイルス感染症により図らずしも採用することとなった遠隔授業の内容及び方法の改善を図るための検証や技術等の向上を図る研修等を実施する。

## 4-3. 職員の研修

### 4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

#### (1) 4-3の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

**4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み**

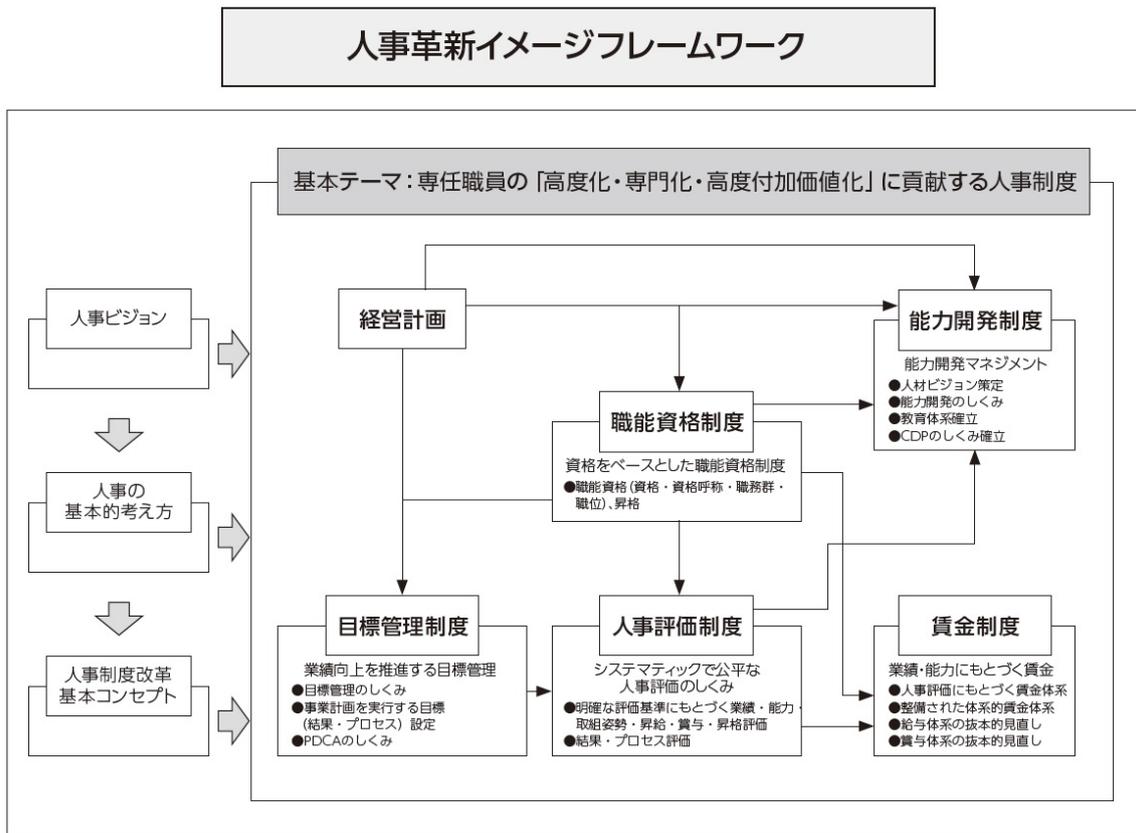
**■職員の能力と資質開発**

本学園では、少子化や大学間競争の激化等、学園を取り巻く環境の変化に対応するために、目標管理制度、職能資格制度、人事評価制度、能力開発制度及び賃金制度を中心とする専任事務職員対象の人事制度を導入し、人事運営上の方針を明確化している（図表 4-3-1 参照）。また、社会情勢の変化や職務の多様化により、本学園職員の就業形態も、契約職員、パート職員等、多様化が進んだことから、専任職員以外の人事制度についても別途制度運用を行っている。

職員の能力と資質開発については、能力開発制度において定めており、その中心は OJT（On-the-Job Training）と階層別の研修である。職務遂行能力の向上及び必要性の再認識を目的として、管理職、指導職、一般職等の階層別研修を、定期的に外部から講師を招聘して実施している。

また、資質の向上及び生涯学習の一環としてより高い教養の修得を図ることを目的として、本学の講義の聴講研修を実施しており、その取扱いについては、「事務職員の神戸芸術工科大学講義聴講研修取扱い規程」に定めている。

図表 4-3-1 人事革新イメージフレームワーク



また、本学園としての職員の能力開発に係る取組みは、職員通信教育講座の受講、大学SDフォーラムへの参加等である（図表 4-3-2 参照）。大学SDフォーラムとは、外部機関が実施している研修セミナー群を指し、個人が費用を負担することなく参加できるものであり能力開発の一端を担っている。平成 25（2013）年度より受講対象者を明確にし、各種講座・フォーラムと職員に求められる能力要素との関連性をより分かり易く周知するよう変更し、より積極的に受講しやすい環境を整えた。なお、専任職員の能力開発制度を含む人事制度全般について、より効果的な仕組みの構築について検討を進めている。令和 2（2020）年度より、目標管理制度及び人事評価制度を、より確実に目標達成できるよう半期の区切りを通年化し、さらに組織の発展に寄与できるようにしたことや評価の仕組みを分かり易く明確化するために改定を行った。なお、令和 3（2021）年度からは職能資格制度、能力開発制度及び賃金制度の改定を行い、職能資格制度を組織運営におけるより明確かつ適正な運用を目的とし、体系を 9 段階から 7 段階とした。また能力開発制度を、能力開発のしくみをより簡潔に運用しやすく改定し、賃金制度を自己研鑽による昇給・昇格の機会に係る公平性を前提に改定を行った。これらにより、競争激化等、本学園を取り巻く様々な環境・状況の変化の中で、事務職員の業務遂行において、一層の質的向上につなげていくことを企図している。

図表 4-3-2 職員の能力開発に係る各種取組み実績者数（本学園主催）（人）

	講義聴講研修	教職員大学院進学	職員通信教育講座	大学SDフォーラム
令和元(2019)年度	2	0	4	55
令和 2(2020)年度	2	0	7	61
令和 3(2021)年度	1	0	4	80
令和 4(2022)年度	3	0	9	52
令和 5(2023)年度	2	0	10	48

### (3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

専任職員においては、より公平で納得性のある処遇を行うべく、職員人事制度（目標管理制度、職能資格制度、人事評価制度、能力開発制度及び賃金制度）の改善を行う。

目標管理制度は能力開発のウエイトを高めて充実化を図る。また、実施内容の振り返りと研修企画の組織的検証による階層別職員研修の計画的実施の継続、外部団体による研修会・講習等への積極的参加の推奨、及び通信教育等の支援制度拡充を推進する。

## 4-4. 研究支援

### 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

#### 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

#### 4-4-③ 研究活動への資源の配分

##### (1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

##### (2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

本学では、研究環境整備の一環として、「神戸芸術工科大学教員個人研究費規程」を整備し、専任教員の個人研究活動を助成するほか、「神戸芸術工科大学芸術工学研究所規程」において同研究所に設置する研究活動に要するコア研究費、学術研究の向上・進展に資する活動を奨励する研究助成費、その他、研究所長が特に必要と認めた事業（研究も含む）の遂行に充当するための特別経費を定めており、これらを毎年度恒常的に計上している。このうちコア研究については、研究代表者が研究所長に前年度の1月末日までにコア研究計画書を提出することとし、芸術工学研究所運営委員会において、計画内容について審議のうえ、学長の承認を経て教授会に報告している。

また、研究助成費は、教授会において学内公募周知を行い、「神戸芸術工科大学研究助成規程」において定める応募並びに選考を経て、2月末日までに採択課題を決定している。研究助成費については、「共同研究助成」、「地域活動研究助成」、「出版助成」の3種に分かれて構成されており、教員の専門分野を問わず幅広く応募できるよう体制を整えている。

また、企業・自治体等からの相談や依頼に応じて行う研究として、受託研究及び共同研究の受入れ体制を整えている。それぞれ「神戸芸術工科大学受託研究取扱規程」「神戸芸術工科大学学外共同研究取扱規程」において、社会的ニーズに対し、大学及び教員が持つノウハウや知見を生かした研究を展開することを目的とし、外部資金の受入れを伴う研究として運用を行っている。

多種多様な研究形態に対してそれぞれ規程を整備し、研究者が自らの専門分野や知見に合わせて柔軟に取り組むことができるよう、幅広く研究機会を提供している。

#### 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

本学では、文部科学大臣決定による「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日)の施行並びに「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成26年2月18日改正)を踏まえ、研究機関として適正かつ厳粛に取り扱う方針を定め、「神戸芸術工科大学教育研究活動における不正使用及び不正行為防止に関する規程」を整備し、平成27(2015)年度より開始、研究倫理の啓発を図っている。

研究活動における不正行為の防止、研究費の不正使用の防止について全体を統括し、運営・管理に関わる最高管理責任者は学長である。最高管理責任者である学長を補佐し、教育研究費及び研究活動の運営・管理について全体を統括する責任と権限を持つ統括責任者は、事務局長である。

不正を抑止する環境整備を図り、教職員を対象に、研修会及び説明会を実施する研究倫理教育責任者は、公的教育研究費運営・管理委員長である。それぞれの責任体制を明確化し、教育研究活動に係る不正行為の防止対策を推進している。

なお本学では、公的研究費のみならず、学内予算における教育・研究費においても、「神戸芸術工科大学教育研究活動における不正使用及び不正行為防止に関する規程」を適用している。事務局において、「神戸芸術工科大学における教育研究費の使用に関する執行基準」を作成し、教育・研究費の具体的な使途や取扱手続を示している。

適正執行に関する意識を確立させるため、学内の教育研究費に携わる全教職員から誓約書を徴するとともに、平成27(2015)年度以降、公的教育研究費運営・管理委員会において、コンプライアンス教育及び研究倫理教育を実施し、対象者全員に受講を義務付けている。

また、本学では、人を対象とする研究について、倫理的配慮のもと適正に実施されることを図るため「神戸芸術工科大学研究倫理審査に関する規程」を整備しており、計画の内容について事前に審査を行うこととしている。研究者は予め「研究倫理審査申請書」を学内に設置する研究倫理委員会の委員長に提出し、承認を得ることとしている。委員会においては、「研究の対象となる個人の人権擁護への対応」「研究の対象となる個人に理解を求め研究協力の同意を得る方法」「研究によって生ずる危険と不快に対する配慮」「その他倫理的配慮が必要な生物などへの配慮」について、これらが適切になされるかに留意して審査し、その結果を学長に報告する。学長は審査結果をもとに研究計画の実施について承認の可否を決定することとしている。

過年度(過去3年)における研究倫理審査の実績(件数)は以下のとおりである。

令和3(2021)年度	申請2件	うち承認2件
令和4(2022)年度	申請1件	うち承認1件
令和5(2023)年度	申請なし	

#### 4-4-③ 研究活動への資源の配分

本学では、施設・設備の整備計画や運用管理、情報機器・ネットワークの整備管理等については、「キャンパス環境整備運営委員会」及び「キャンパス環境委員会」のもとに「情報教育部会」を設置し検討を行っている。「キャンパス環境委員会」は、教育用の施設・設備の整備・運用に関する審議を行っているが、学内の施設設備については、正課授業はもとより、教員の研究や学生の課題制作、学生の課外活動（自主制作活動を含む）においても有効に活用するものとしている。「神戸芸術工科大学施設管理規程」「神戸芸術工科大学施設管理運営に関する取扱要領」「神戸芸術工科大学施設設備使用に関する取扱要領」において、管理・運営基準並びに使用方法を定め、大学の施設及び設備（機材等）の有効活用を図っている。

研究活動の人的な支援策としては、競争的資金による採択課題並びに外部資金による研究課題の補助業務に従事する人材として、リサーチ・アシスタントの制度を設けている。リサーチ・アシスタントは、本学大学院博士後期課程に在籍する学生のうち、所定の資格を満たす者を対象とし、業務経験を通じて若手研究者としての研究遂行能力の育成を目指すことを目的としながら、本学の研究支援体制の充実を図るための制度としている（「神戸芸術工科大学リサーチ・アシスタント取扱要領」）。リサーチ・アシスタントではない学生にも研究補助業務への従事を認めており、「神戸芸術工科大学教育研究費の使用に関する執行基準」において、ルールや雇用手続について定めている。個人研究費等、競争的資金に該当しない研究費による研究活動においても、必要に応じて学生及び学外の研究協力者の支援を得て遂行することができるよう、手続きを定めている。

学内予算による研究費の金額及び配分の方法については、基準項目 4-4-①のとおり、「神戸芸術工科大学個人研究費規程」「神戸芸術工科大学芸術工学研究所規程」「神戸芸術工科大学研究助成規程」において定めている。なお、受託研究と共同研究においては、受入金額から所定の間接経費（通常は直接経費の 10%を設定）を差し引いた残りの額を、研究者担当者が使用する研究費として配分（予算措置）している。

以上のとおり、研究活動に不可欠となる資源（ヒト・モノ・カネ）について、本学では規程等で使用手続や配分方法を明文化することにより、研究者が計画的かつ安心して取り組むことができるよう、ルールの明確化と運用性の向上に努めている。

### (3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

研究支援のあり方として、本学では、学部及び学科構成の特性に合わせた様々な研究制度の構築を図り、規程及び執行基準を明文化している。研究者（教員）の関心を一層高めるため、今後さらに運用面において以下の改善が必要であることを確認している。

#### (1) 「神戸芸術工科大学教育研究費の使用に関する執行基準」記載内容の見直し・改訂と周知徹底

現在使用している執行基準は令和 6（2024）年 3 月に改訂したものである。特に「研究費の使途」（主に使用できないもの）について、可能な限り新しい事例を交えた説明が必要であること、また、事務職員の人事異動等に伴い、当執行基準の認識が薄れてきていることから、持続的な理解浸透が必要である。特に競争的資金による研究費執行と、学内予算の場合の相違点・共通点を分かりやすく表記する必要がある。「神戸芸術工科大学教育研究費の使用に関する執行基準」の冊子を教職員とも着任時に配付しており、教員には、オリ

エンターションの際に簡単な説明を行っている。それだけでは不十分であり、別途説明会を開催するなど、理解浸透に向けた取り組みを行う予定である。しかしながら、一方で教員がより不正防止対策を行いながら執行しやすい体制を構築していくことも急務となっている。

## (2) 研究報告の充実及び円滑化

科学研究費補助金等の競争的資金における研究課題のほか、研究所研究課題、研究助成課題、受託研究課題等、学内予算措置による研究課題についても研究報告を義務付けている。研究完了後、速やかに報告書を提出することとしているが、実際には遅延も認められる。現在のところ、報告書記載内容（レベル）に問題はないが、研究成果が第三者にとってより分かりやすく伝わるよう様式を工夫するなど、充実化の改善を検討するとともに、報告書提出の円滑化を促す。

## 【基準4の自己評価】

教員の配置は、大学設置基準を満たしている。また、採用・昇任等については、規程に基づき中立性・公平性・透明性を担保して運営している。教員の業績評価については、「神戸芸術工科大学専任教員業績評価に関する規程」及び「神戸芸術工科大学専任教員業績評価に関する規程施行細則」に基づき行っている。教員の教育研究能力の開発については、研究の助成や海外への派遣等制度等を整備し、教員の資質・能力の開発の機会を整備している。

本学学長は本学園の理事を務め、本学事務局長は評議員に選任されている。従って管理部門と大学における教学部門は常に適切な連携を取りながら運営している。

本学の事務組織及び業務分掌については、「学校法人谷岡学園及び設置学校事務組織規程」に定め教員組織と密接に連携し、教育研究活動の質的向上に努めている。

職員の人事管理については、学園全体としての中長期的な人事戦略に基づいて実施しており、適正な人材配置となっている。また目標管理制度、職能資格制度、人事評価制度、能力開発制度及び賃金制度を中心とする人事制度は、円滑に運用、改善している。

職員の資質向上については、階層別職員研修によって職能資格制度と対応した能力の開発に成果を挙げている。さらに、本学が開講する講義科目の聴講、本学大学院へ入学した場合の修学支援、職員通信教育講座、SDフォーラム等を通して、職員がより高い教養と専門的知識を得る機会を提供している。

本学における研究支援のあり方として、様々な研究制度を構築し、研究者（教員）が自らの専門分野や知見、またその時々状況において柔軟に選択し、かつ計画的に取り組むことができるよう図っている。例えば、学内公募による研究助成制度においては、「共同研究助成」、「地域活動研究助成」、「出版助成」の3種に分かれて構成されているなど幅広い種目を設定している。また、自らの専門分野に特化した研究分担者として参画することも可能である。これらのことから①研究助成課題へ積極的に取り組んでいる研究者、②受託研究実績が豊富な研究者、③芸術工学研究所における計画的な研究課題に重点的に取り組むなど、それぞれの特性に合わせた多様な研究活動が見られ、研究活動の機会提供面において効果が確認されている。今後はさらなる運用面におけるルールの再整備と研究報告の円

滑化に向けた取り組みを行っていく。

以上のことから、基準4「教員・職員」の基準を満たしている。

## 基準 5. 経営・管理と財務

### 5-1. 経営の規律と誠実性

#### 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

#### 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

#### 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

##### (1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

##### (2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

##### ■組織倫理と法令遵守

組織の倫理・規律を確立する規程として、「学校法人谷岡学園神戸芸術工科大学就業規則」においてサービスの基本原則を定め、教職員は就業規則に基づき業務を遂行するとともに、学園全体の CS（顧客満足）理念及び行動指針に沿って、本学園に関わる全てのステークホルダーの満足を実現できるように取り組んでいる。就業規則については、働き方改革の取り組みとして、勤務時間及び休暇日数の見直しを行い、令和 6（2024）年に改正した。

経営の規律と誠実性の維持については、学校教育法、私立学校法、大学設置基準、大学院設置基準、私立学校振興助成法、学校法人会計基準等の関係法令を遵守し、質の保証を担保するために適宜対応を行っている。また、関係機関への認可申請、届出、報告等については、法令遵守のもと遅滞なく行っている。

法令に基づき対応すべき案件については、規程改正や学園情報誌に掲載するなど速やかに開示し周知を図っている。

経営の規律としての組織倫理、危機管理に関する規程の認識の共有化を図るため、諸規程等は教職員が Web 上で容易に確認できる。

また、経営管理体制及びコンプライアンス体制の確立と強化のため、公正かつ独立した立場で、経営諸活動の遂行状況を検証・評価する監査室を本学園に設置している。

##### ■財務情報の公表

財務情報の公表については、私立学校法第 47 条第 2 項に基づき、「資金収支計算書」、「事業活動収支計算書」、「貸借対照表」の財務 3 表に加え、「財産目録」及び「事業報告書」、監事の「監査報告書」を各キャンパスへ備え置き、ステークホルダーへの閲覧に供するとともに、私立学校法第 63 条の 2 に基づき、学園ホームページ上で公表している。また、学園広報誌『楽人』に財務 3 表を公表している。本学は、大学ホームページの「情報公開」内に学園ホームページ「学校法人谷岡学園事業報告・財務状況」とリンク設定による情報共有を図り、財務情報を公表している。

#### 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

本学園の建学の理念及び「建学の理念を支える四つの柱」を本学園の使命・目的を端的に表現した言葉であると認識し、教職員が基本とすべき活動指針として、使命・目的の実現に向けて継続的な努力を行っている。

### 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

本学園の業務に関し、法令や諸規程に違反する行為を教職員等が発見した場合、公益通報者保護法に基づく公益通報制度がある。監査室と外部の弁護士を通報の受付・相談窓口として、法令に定める教職員等以外に、学生及び保護者からの通報も受け付け、教職員と同様に通報したことを理由として不利益にならないよう配慮している。

ハラスメントの防止については、本学園の取組みとして「学校法人谷岡学園セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメント防止に関する規程」を制定し、ハラスメント行為の防止及び相談窓口の設置、事案発生時の対応等について適切に管理運営している。また、定期的な研修会開催、啓発活動等の準備を進めている。

さらに、本学の取組みとして、キャンパスハラスメント防止のために、ハラスメント防止委員会を設置している。ハラスメント（ストーカー行為を含む）等を未然に防止するとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対応するため「神戸芸術工科大学ハラスメント防止委員会規程」及び「神戸芸術工科大学ハラスメント調査委員会規程」を整備している。

ハラスメント防止委員会では、教職員を対象にした研修会を実施し、意識の共有と定着を目的とした取り組みを行っている。令和4（2022）年度においては、FD・SD研究会において外部講師を招き、「神戸芸術工科大学の人権啓発活動について」また、令和5（2023）年度においては、「パワーハラスメント発生によるリスク」をテーマとして研修会を実施し、コロナ禍のオンライン指導で発生しがちなハラスメントなども含め、ハラスメントに対する意識の向上を図った。また、新年度オリエンテーション時に学生及び教職員に向けてリーフレット「NO！HARASSMENT」（ハラスメントの説明、学内外の相談窓口や連絡先を記載）を配付し、具体的な事例紹介や対応窓口を案内し、キャンパスハラスメントの防止に努めている。

労働安全衛生環境については、産業医との連携を強化し、その管理体制構築に向けた準備を進めている。

個人情報の取扱いに関しては、本学園規程として「学校法人谷岡学園個人情報取扱規程」を制定している。本学では、さらに「神戸芸術工科大学個人情報保護に関するガイドライン」「神戸芸術工科大学個人情報保護規程」「神戸芸術工科大学個人情報適正管理規程」を制定し、個人情報の保護及び漏えい防止に努めている。また、「神戸芸術工科大学個人情報保護委員会」を設け、個人情報保護に関する事項を審議し、適切に取り扱う体制を構築している。

危機管理については、「学校法人谷岡学園緊急事案処理対策本部設置規程」「学校法人谷岡学園緊急事案処理対策本部設置マニュアル」「緊急事案発生時における対応マニュアル」を「危機管理マニュアル（神戸芸術工科大学用）」として整備している。また、「神戸芸術工科大学消防計画」を定めている。地震、風水害、火災等の天災地変や教職員の情報漏えい、ハラスメント、刑事事件等の事案には、法人本部と連携を図りながら対策本部を設置する。法人本部には危機管理担当を配置している。

平成29（2017）年には、教職員等と大学の間で生ずる可能性がある利益相反について、基本的な考え方及び対応策をまとめた「利益相反ポリシー」を制定し、運用している。

以下に法令の遵守のもと教育研究活動の適正な環境維持に取り組む、大学の安全な運営

神戸芸術工科大学

管理及び人権へ配慮するための体制の構築、学内諸規程、各指針、ガイドラインの整備状況を示す。

図表 5-1-1 諸規程、各指針、ガイドライン等の整備状況

学校法人谷岡学園公益通報に関する規程	法令若しくは学内諸規程に違反する行為又はそのおそれがある行為が現に生じ、又はまさに生じようとしている場合に、早期発見及び是正を図るために必要な体制を整備している。
プライバシーポリシー	資料請求等の個人情報について、学校法人理事長を責任者としてプライバシーポリシーに即した管理・運営を定めている。
学校法人谷岡学園個人情報取扱規程	本学園における個人情報の適正な取り扱いについて定めている。
神戸芸術工科大学個人情報保護委員会規程	個人情報保護に関する事項を審議及び適切な取り扱いについて、個人情報保護委員会を設置。
神戸芸術工科大学個人情報保護に関するガイドライン	保有する個人情報の保護が個人の人格の尊重及びプライバシーの侵害を防止するうえで、極めて重要な事項であるとの認識のもと、個人情報保護に関するガイドラインを定め、個人情報の適切な利用と保護に努めている。
神戸芸術工科大学個人情報保護規程	個人情報の取得、管理、利用の方法等個人情報の適切な取扱いについて必要な事項を定めている。
神戸芸術工科大学個人情報適正管理規程	職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）及び業務取扱要領に基づき、無料職業紹介業務で知り得た求職者等の個人情報の適正管理を定めている。
危機管理マニュアル （神戸芸術工科大学用）	学校法人谷岡学園緊急事案処理対策本部設置規程、学校法人谷岡学園緊急事案処理対策本部設置マニュアル及び緊急事案発生時における対応マニュアルをまとめ危機管理マニュアルとして整備している。
神戸芸術工科大学消防計画	火災・震災・その他の災害の予防及び人命の安全確保並びに被害の極限防止について定めている。
神戸芸術工科大学情報システム運用基本規程	情報システムの運用及び管理について、情報の保護と活用及び適切な情報セキュリティ対策に関する事項を定めている。
神戸芸術工科大学情報システム運用及び管理に関する取扱基準	情報システムの適切な運用及び管理について、必要な事項を定めている。
神戸芸術工科大学情報システム利用に関する取扱基準	情報セキュリティの確保と円滑な情報システムの利用に関する事項を定めている。
神戸芸術工科大学情報システム非常時行動計画に関する取扱基準	情報システムの運用において非常事態が発生した場合の非常時行動計画を定めている。
学校法人谷岡学園セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメント防止に関する規程	職場におけるセクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントを防止するために、教職員が遵守すべき事項並びに性的な言動や権力を過剰行使する問題に関する雇用管理上の措置等を定めている。
利益相反ポリシー	産官学連携活動等を行う過程において、教職員等と大学の間で生ずる可能性がある利益相反について、基本的な考え方及び対応策をまとめている。

事故や事件を未然に防止するための取り組みとして、新入生オリエンテーションにおいて所轄の警察署による防犯意識向上のための講習会や、自転車・単車で通学する学生を対象とした年 2 回の交通安全講習会を実施している。

教職員の福利厚生として、全教職員を対象に定期健康診断を実施している。任意項目を含め 18 検査項目を実施し、日常の健康管理及び生活習慣病の予防に努めている。また、月 2 回、産業医に相談できる環境を提供している。

平成 28 (2016) 年度には、「労働安全衛生法の一部を改正する法律」の施行に伴い、法人本部人事課と安全衛生委員会が連携してストレスチェックを導入した。各自のメンタル面の健康管理に役立てるだけでなく、職場のストレス状況を把握し、業務におけるストレスの軽減や職場環境の改善につなげることを目的としている。

なお、救急の設備として、学内 4 か所に AED (自動体外式除細動器) を設置している。

環境対策として、省エネルギーに取り組み、クールビズ・ウォームビズを導入している。空調稼動期間を原則、夏季 7~9 月、冬季 12~3 月に限定し、電力の消費を抑制している。

有機系溶剤を扱う作業には、脱臭装置のある作業場を設けている。塗装作業 (スプレー) には専用ブースを設けている。特に有機系溶剤等の有害な成分は、無害な状態に処理する装置を通して、環境保全に努めている。

制作廃材等の廃棄物については、発泡スチロールやスタイロフォーム等の分別による廃棄を徹底している。有機系溶剤のスプレー缶は、塗装場においてガス抜き処理を行い、液体の廃棄物は吸収処理により廃棄している。

各ラボラトリーにおいては、運用ルールを定めて、安全性の確保 (危険の排除)、快適な作業環境の維持、共同作業のマナー等に留意し管理している。ラボラトリーでの制作を指導する職員は、特殊技能の有資格者を配置し、実習助手と協力して学生を安全に指導している。併せて教員の技能・技術の更新・習熟を行っている。特殊機器の整備・メンテナンスを行い、教育環境の維持・管理に努めている。平成 30 (2018) 年には、教育研究活動における「安全の確保」「事故の防止」「快適な制作環境」を促進するために必要なルールとして「施設設備の安全取扱マニュアル」を定めた。本学が講ずる安全ルールを遵守し、事故を未然に防ぐとともに、安心して、施設設備を使用できるように努めている。

なお、本学園は二つの法律事務所と法律顧問契約を締結し、学園が行う契約その他法律相談、さらには法令・判例等の情報の提供等を受けている。

### (3) 5-1 の改善・向上方策 (将来計画)

経営の規律と誠実性の維持については、引き続き学校教育法、私立学校法、大学設置基準、大学院設置基準、私立学校振興助成法、学校法人会計基準等の関係法令を遵守し、速やかな対応を行うとともに、今後の改正についても的確に対応できるよう体制を整備する。また、学園の使命・目的を実現するための継続的な努力を行う。

教職員は、本学園が展開する CS 活動に対し認識・理解を深めるとともに、帰属意識の向上を目指す。また、社会的機関として必要な組織倫理・規則を維持し、人権及び安全に対する配慮を怠ることのないよう法令等の改正に適宜対応するとともに、教職員へのさらなる情報提供、啓発活動に取り組む。

危機管理については、近年の天災地変の発生、また、環境保全、人権、安全に配慮が求められる、有事の際には迅速な対応ができるよう体制の検証を行う。常に危機意識を持ちながら危機管理マニュアルの点検等、実態に合った管理機能を確保する。

財務情報の公表については、私立学校法第 63 条の 2 に準拠し情報公表を行っているが、経営の透明性を確保する観点から、学校法人会計基準の仕組みに必ずしも精通していないステークホルダーも理解できるよう今後も改善していく。学園広報誌『楽人』の事業報告号については、分かりやすく見やすい視点から今後も掲載方法を工夫していく。

## 5-2. 理事会の機能

### 5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

#### (1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

#### (2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

#### ■意思決定の体制と整備

本学園では、最高意思決定機関として「理事会」及びその諮問機関である「評議員会」を設けており、「学校法人谷岡学園寄附行為」に基づく管理運営を行っている。各種の審議事項は、必要に応じ「教授会」又は「大学院教授会」の議又は学長の裁定を経た後、「評議員会」で審議・諮問され、最終的に「理事会」に上程される体制を取っている。

「理事会」での審議・報告については、事務担当者からの説明後、担当理事・担当評議員からも詳細な説明を求め、意見聴取することでさらに内容の理解を深めている。

重要事案については、適宜、理事会メンバーから委員を選出し、委員会を設置している。委員に理事を選出することで「理事会」、「評議員会」においてより適切な判断ができるよう対応を行っている。

「理事会」、「評議員会」の構成員として、本学学長は、本学園の理事も務め、各設置校の長及び事務局長が評議員に就任している。管理部門と教学部門が適切に意思疎通を図り、共通認識のもと迅速な決定が行える体制にある。また、役員には、学外者で豊富な社会経験を積んだ有識者が就任している。

なお、理事の互選をもって理事長を選出するが、理事長は、必要に応じて専務理事、常務理事及び事業理事を指名することができる。また、「学校法人谷岡学園寄附行為」第 8 条に「理事長の職務の代理又は代行」に係る条文を設け、専務理事、常務理事、予め「理事会」において定めた順位の理事の順で、理事長職の代理、代行を行うこととし、万一の際にも法人業務に支障を来たさぬよう万全を期している。

#### (ア) 役員定数

本学園の役員定数は、寄附行為により、理事 8 人以上 9 人以内、監事は 2 人以上 3 人以内と規定され、その構成は図表 5-2-1 のとおりであり、寄附行為の規定に基づき適切に選任されている。

図表 5-2-1 役員構成（令和 6（2024）年 5 月 1 日現在）

役員の種類	選任条項	定員	現員
理事	第 6 条第 1 項第 1 号（創立者縁故者）	1 人	1 人
	第 6 条第 1 項第 2 号（設置学校長）	2 人以上 3 人以内	2 人
	第 6 条第 1 項第 3 号（評議員）	4 人	4 人
	第 6 条第 1 項第 4 号（学識経験者）	2 人以内	2 人
監事	第 10 条第 1 項	2 人以上 3 人以内	3 人

上記のとおり、選任条項ごとに見ても欠員はなく、適正な状態にあると言える。

### (イ)理事会開催状況

本学園の「理事会」は、「学校法人谷岡学園寄附行為」第15条第3項において、「3月及び5月並びに必要な場合に理事長が招集する。」としており、特に急を要する案件がない場合には、それに従い3月、5月を含め、概ね2ヶ月に1回程度の割合で開催している。

なお、令和5(2023)年度中に開催された「理事会」における役員の出席状況は、図表5-2-2のとおりである。

図表 5-2-2 理事会出席状況

開催日	理事出席状況	監事出席状況
令和5(2023)年 5月29日	出席8人 欠席1人(委任)1人	出席2人 欠席0人
令和5(2023)年 7月21日①	出席8人 欠席1人(委任)1人	出席2人 欠席0人
令和5(2023)年 7月21日②	出席7人 欠席1人(委任)1人	出席2人 欠席0人
令和5(2023)年 7月21日③	出席7人 欠席1人(委任)1人	出席3人 欠席0人
令和5(2023)年 10月5日	出席8人 欠席0人	出席3人 欠席0人
令和5(2023)年 12月25日	出席8人 欠席0人	出席2人 欠席1人
令和6(2024)年 1月29日	出席8人 欠席0人	出席3人 欠席0人
令和6(2024)年 3月26日	出席8人 欠席0人	出席3人 欠席0人

上記のとおり、「理事会」の理事の出席率は高く、監事も毎回出席し、学園の最高意思決定機関として機能している。また、理事から予め欠席の意思表示のあった場合には、「学校法人谷岡学園寄附行為」第16条第3項の定めに従い、本学園理事を代理とする委任状をもって決議に加わることができるが、当該委任状の形式は、議案ごとにその概要を示し、それぞれに賛否の意思表示が可能なものを使用している。

### (3) 5-2の改善・向上方策(将来計画)

今後も、学外者の役員から積極的に意見を聴取し、学園運営に活用するとともに、学園全体にとって有益な意思決定が迅速に行えるように、管理部門と教学部門のコミュニケーションを重視した理事会運営を行う。

## 5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

### 5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

### 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

#### (1) 5-3の自己判定

基準項目5-3を満たしている。

#### (2) 5-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

### 5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

#### ■意思決定の円滑化

本学園においては、「理事会」と各設置校の教学組織との意思疎通を図ること及び各設置校の校務運営に関する連絡調整を行うことを目的として、原則として年2回(7月、12月)「設置学校長会」を開催している。

同会は、理事長、学（校）長・園長、法人本部長を構成員とするほか、「理事長の指示により、必要に応じて他の者の出席を求める」との規定に基づき、オブザーバーとして理事、評議員、監事、法人本部次長、副学長、事務（局）長、法人本部・秘書室・監査室・高校企画室の管理職等が出席している。各設置校からの校務報告を聴取、意見交換をするほか、校務等に関する協議を設置校相互に行っており、十分な意思疎通を図っている。なお、本学園では、「評議員会」において役員に対して意見を述べ、またはその諮問に答え又は役員から報告を徴するため、職制のうち特に学校管理の職に就く者を理事長から「理事会」へ評議員候補者として推薦することとしており、現在幼稚園を含め全設置校の長及び事務局長が評議員に就任している。これにより、管理組織と教学部門とが円滑な関係を保ち、学園の経営方針を現場の活動に直結させる仕組みを構築している。

さらに、法人本部と各設置校事務（局）長との懇談会として、「学園設置校実務運営懇談会」及び「金曜懇談会」を開催している。「学園設置校実務運営懇談会」は、理事長も含み、主に設置大学における短期（中期）事業計画に関する情報交換等を年2回定期的に行っている。「金曜懇談会」は、法人本部長、法人本部次長、法人本部・秘書室・監査室・高校企画室の管理職及び参事と各設置大学及び高等学校の事務（局）長で構成され、月次の事業活動報告や関連する課題を共有し、課題解決に向けた意見交換を毎月行っている。

また、中長期にわたる事案、緊急に解決を図る必要がある案件等に対応するため、これら会議体とは別に委員会の設置やタイムリーに打合せの場を設け意見交換を行っている。このように各設置校担当課室と法人本部は日頃から密に協議・打合せを行っており、管理部門と各設置校における教学部門の連携強化も常に図っている。

### ■リーダーシップと運営

理事長は、教職員から学生に至る本学全ての構成員に対し、本学園の「建学の理念」及びそれを具現化する為の活動指針「建学の理念を支える四つの柱」を事毎に説き、その精神は広く浸透しているところであり、本学の発展と社会への有能な人材輩出に寄与している。

さらに、「学校法人谷岡学園寄附行為」第15条第3項に基づき理事長が招集する理事会においては、本学園の理事も務める本学学長及び評議員に就任している本学事務局長を含む構成員と常に意思疎通を図り、理事長を中心に合意形成ができる仕組みとなっていることから、本学園の運営方針に関し、理事長がリーダーシップを発揮する体制が整っている。

また、学園ホームページの教職員向けページに「理事長への提案箱」を設け、学園の発展のために、教育研究活動や様々な業務に関して、教職員が自らのアイデアや提案を、直接理事長へ届けることができるボトムアップの仕組みが構築されている。

### ■事務組織と執行体制

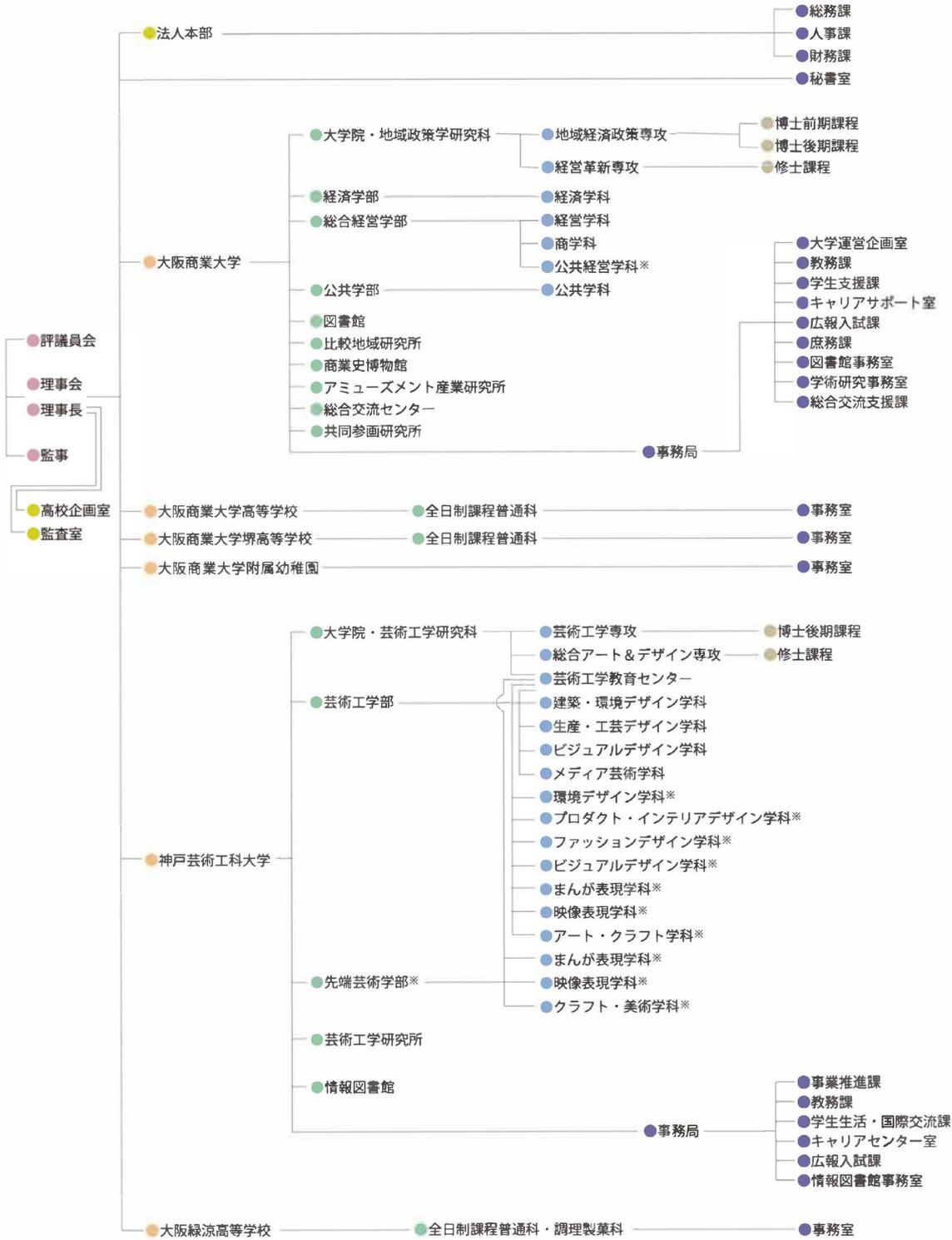
本学園では、事務の組織及び分掌について「学校法人谷岡学園及び設置学校事務組織規程」によって定めており、本学園が設置する学校の事務統括並びに調整を行う法人本部、大学運営のための事務処理を行う大学事務局を置いている。

学園においては秘書室、理事長直轄の組織として監査室、高校企画室を、法人本部に総務課、人事課、財務課を、また大学においては、大学設置基準第41条に基づき、事務局

神戸芸術工科大学

に 6 課室を設置し、それぞれの業務に必要な人員を配置している。(図表 5-3-1 参照)。

図表 5-3-1 学校法人谷岡学園機構図 令和 6 (2024) 年 5 月 1 日現在



\*募集停止

### 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

#### ■ガバナンスの機能性

「学校法人谷岡学園寄附行為」に基づき、本学園の意思決定機関である「理事会」とその諮問機関である「評議員会」は適切に機能している。毎年度の予算計画及び事業計画は、私立学校法第 42 条に基づき、「評議員会」で諮問され、「理事会」の決議を経て決定している。決算及び事業実績は、私立学校法第 46 条に基づき、「理事会」の承認後、「評議員会」に報告し、意見を求めている。

令和 5（2023）年度中に開催された「評議員会」における評議員、監事の出席状況は、図表 5-3-2 のとおりである。

図表 5-3-2 評議員会出席状況

開催日	評議員出席状況	監事出席状況
令和 5(2023)年 5月 29日	出席 16人 欠席 4人 (委任) 4人	出席 2人 欠席 0人
令和 5(2023)年 7月 21日	出席 18人 欠席 1人 (委任) 1人	出席 2人 欠席 0人
令和 5(2023)年 10月 5日	出席 19人 欠席 0人	出席 3人 欠席 0人
令和 5(2023)年 12月 25日	出席 17人 欠席 2人	出席 2人 欠席 1人
令和 6(2024)年 1月 29日	出席 17人 欠席 2人 (委任) 2人	出席 3人 欠席 0人
令和 6(2024)年 3月 26日	出席 17人 欠席 2人 (委任) 2人	出席 3人 欠席 0人

※令和 5(2023)年 10月 5日、12月 25日開催の評議員会は、審議・諮問案件がなかったため、委任事項はない。

監事は、「学校法人谷岡学園寄附行為」第 10 条に基づき、「理事会」において選出した候補者の中から、「評議員会」の同意を得て理事長が選任している。監事は、企業経営者や税務に携わった十分な経験を有する者を選任している。

監事は、監査法人及び監査室と連携を図りながら、本学園の業務、財産状況及び理事の業務執行状況の監査を実施している。具体的には、業務及び理事の業務執行の監査を効果的に行うため、「評議員会」、「理事会」及び「設置学校長会」等の本学園主催の会議へ出席するとともに、令和 5（2023）年度は 12 月に理事長及び法人本部長への学校運営に関する懇談会形式のヒアリングを監査法人も同席のもとで実施した。監事は、本学園の主要会議等への出席や内部監査への同席により、本学園の業務、財産状況及び理事の業務執行状況を的確に把握したうえで、監査結果を「理事会」及び「評議員会」において報告している。

#### ■事務組織の管理と機能

本学園では、全ての設置校において教育研究活動等の事業を着実に遂行するために事業計画制度を設けている。事業計画制度については、設置校ごとに学校ビジョン（学校としてあるべき姿、ありたい姿）を盛り込んだ「中期計画」（原則 5 年に一度作成、5 カ年計画）及び「事業計画書」（毎年度作成、単年度計画）を 10 月末に提出し、法人本部との協議の後、「予算検討委員会」に諮られている。最終的には、3 月に「評議員会」の意見を聴き、

「理事会」の決議を経て、中期計画と次年度の事業計画及び予算を決定している。

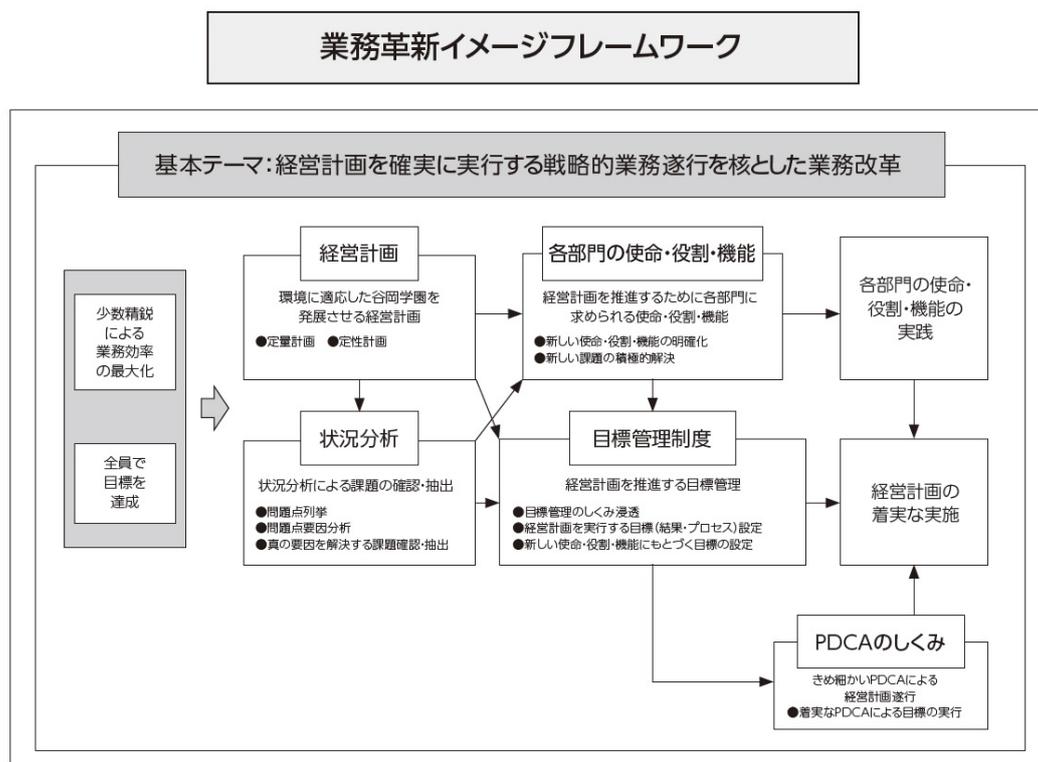
事業計画制度は、学園経営の財務運営及び財政基盤確立の重要な指標となり、また、職員人事制度の一つである目標管理制度とも密接に関連している。

学園全体の事業計画を達成するために、各設置校各課室の使命・役割・機能に応じた目標を定め、その目標が所属する構成員の目標にも反映されるかたちで実行されている。事業計画が円滑かつ適正で効率的に遂行される仕組みとなっている。(図表 5-3-3 参照)。

「理事会」で承認された事業計画を各設置校が実施する際は、「学校法人谷岡学園事務決裁規程」に基づき実行される。事業規模により理事長の事務決裁の権限の一部を法人本部長、大学事務局長に委譲するなど適切な権限委譲を行い、事務処理の円滑化を図り業務遂行における責任体制の確立を図っている。

平成 29 (2017) 年度には稟議書作成ガイドラインを改正し、学内ルールに則った適切な事務手続きを推進するなど定期的に見直しを行っている。また Web 決裁システムを導入し、インターネット環境で各設置校とネットワークを通じて処理ができる仕組みとなっている。なお、Web 決裁システムについては、令和 2 (2020) 年 3 月に新たなシステムを導入した。これまでのシステムと同様に定期的に見直し、必要に応じカスタマイズを行っていく。

図表 5-3-3 業務革新イメージフレームワーク



### (3) 5-3 の改善・向上方策 (将来計画)

本学園では、「設置学校長会」、「学園設置校実務運営懇談会」、「金曜懇談会」等の様々な機会を通して、日頃より管理部門と教学部門の緊密な連携を図っている。今後もより一層の相互理解と連携強化が図れるようにこの取組みを推進し、リーダーシップとボトムアッ

プのバランスのとれた運営を持続する。

事業計画制度において、安定的な学園運営が行えるよう、制度の検証を行う。特に予算計画と事業計画が乖離しないよう、設置校の収支バランスを見つつ、学園全体の将来構想及び中期計画のビジョンをより明確にする。また事業計画の実施において、施設設備改修工事については、ICT（情報通信技術）教育の活用など高等教育機関として求められているものを優先的に実施し、かつCSにつながるよう優先順位をつけるとともに、専門家の意見も聴き、時代に適した改修工事が実行できるよう改善する。

#### 5-4. 財務基盤と収支

##### 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

##### 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

###### (1) 5-4の自己判定

基準項目5-4を満たしている。

###### (2) 5-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

###### ■計画に基づく財務運営

学園全体の財務計画については、学園各設置校の中期計画並びに単年度事業・予算計画に連動させ、「学校法人谷岡学園予算編成規程」に規定する「予算検討委員会」において検討している。「予算検討委員会」では、将来的な財政基盤安定化に向けて、教育研究活動と学生・生徒・園児支援を着実に実行するための財政基盤づくり、及び施設設備投資の財源を確保することを重視し、中期的な収支予測や収支バランスを保つための具体的目標を定め、収支規模に応じた予算編成方針案を策定している。その予算編成方針案は、理事長を含む法人本部を中心に協議・検討したうえで決定し、各設置校へ示されている。

本学園の予算編成方針のもと、中期及び単年度事業・予算計画を策定し、法人本部で集約され、本学園の「評議員会」に諮問され、「理事会」の決議を経て決定される。事業・予算計画に変更が生じた場合には、「学校法人谷岡学園寄附行為」に準じて、遅滞なく補正予算を編成している。

固定資産及び流動資産については、財務システムで管理し、適正に処理しており、資産運用については、「学校法人谷岡学園資金運用規程」に基づき行っている。

また、財務計画については、計画の進行状況・社会環境の変化等を鑑み、定期的に見直しを図っている。

##### 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

###### ■財務基盤と収支バランス

財務基盤の確立や収支バランスにおいては、収支構造が安定していることが最も重要であり、本学においても中期計画・単年度事業計画・予算計画とともに収支見通しを検証し、収支構造を改善する努力を行っている。

本学では外部資金の導入策として受託研究の受入れ及び科学研究費助成事業への積極的な応募、また学内施設貸与の拡大に取り組んでいる。特に受託研究の受入れにおいては、

例年、年間 1,000 万円前後の収入を見込んでおり、さらに拡大させるため、成果を広く公表する広報施策を打ち出していく。

科学研究費助成事業については、積極的な申請につながるよう教員対象の説明会を開催し、採択に向けた意識付けを行っている。施設貸与については、貸与する施設や利用時間に応じて料金を設定し、利用者のニーズにできるだけ細かく対応を図るとともに、「施設の貸出に関する手引き」を公開し、分かりやすく周知を行うことによって、円滑な利用につながるよう工夫している。

令和 5 (2023) 年度の事業活動収支差額比率は、大学においては 3.2%となっており安定的に推移している。また、学校法人全体では 4.9%となっている。人件費比率では、大学においては 51.1%、学校法人全体では 51.7%となっている。収入面において、学生生徒等給付金収入は安定した状況であり、高い教育研究環境の維持・向上を図るために必要な財源確保の基本要件は備えている。教育研究経費は、学校法人全体で一定の比率を保っており、学生支援体制を構築・推進するなど、教育活動を充実させるために増加傾向となっている。また、各種引当金等についても適切に留保し、財政基盤は安定している。

資産運用については、安全性を重視し、中長期的な財政基盤の強化と教育研究の発展並びに学生支援の充実に資することを目的として行っている。

競争的資金に係る間接経費については、「競争的資金の間接経費の使途にかかる基本方針」を定め、学長の決定に基づき、研究環境向上のための施設・設備の整備や、研究の結果生じた発明における知的財産権の確保(特許申請費用等)のために有効に活用している。

図表5-4-1 受託研究の受入実績 (過去5年間)

年度	受託件数	受託金額
令和元 (2019) 年度	25件	18,155,600円
令和 2 (2020) 年度	17件	11,041,520円
令和 3 (2021) 年度	16件	8,751,000円
令和 4 (2022) 年度	15件	14,675,000円
令和 5 (2023) 年度	10件	5,986,000円

図表5-4-2 科研費による研究費獲得実績 (過去3年間) ※研究代表者としての件数

年度	交付課題数	総交付金額
令和3 (2021) 年度	13件	23,400,000円
令和4 (2022) 年度	10件	36,790,000円
令和5 (2023) 年度	5件	7,020,000円

図表5-4-3 令和5 (2023) 年度 その他の外部資金獲得実績

配分機関	配分対象事業	配分額
鹿島建設株式会社	「鹿島基金特別講座トークセッション2023」の助成	500,000円

### (3) 5-4 の改善・向上方策 (将来計画)

今後さらに教育研究水準を維持・向上させていくために、中期計画、事業計画、財務計

画を継続的に検討・立案・見直し・評価する体制を強化する。

財務状況を評価するうえで重要な指標である「基本金組入前当年度収支差額」の継続的な黒字を維持するため、近年の受験者数を維持し、より安定した入学者確保に努める。

加えて、将来を見据えた中長期的視点に立ち、将来構想計画の状況を見極めつつ、人件費比率の抑制、事業活動収支差額比率の向上を目指し、さらに安定した財政基盤の確立を図ることとしている。また、施設・設備の拡充及び維持・改修に向けた中期計画を実施していくための資金留保を図る。

施設・設備については、中長期にわたり無駄が発生しないよう導入を行う。本学は、学部・学科の特性上、授業や研究で使用する機器（コンピュータを含む）において、常に一定性能以上のものを確保する必要があるが、教育に対する社会的ニーズの変化やソフトウェア技術の進化など、機器の陳腐化を引き起こす要因が以前よりも多岐に渡り、かつそのサイクルが短くなってきている。現状では大学内での共有化推進により施設・設備関係支出を低く抑えることができているが、今後は、BYODも視野に入れ、学内における情報教育の在り方について各学科の特性に合わせ対応していくことで効果的な情報教育が行えるよう取り組んでいく。

## 5-5. 会計

### 5-5-① 会計処理の適正な実施

### 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

#### (1) 5-5の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

#### (2) 5-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 5-5-① 会計処理の適正な実施

#### ■会計処理

本学園では、学校法人会計基準に基づき図表 5-5-1 のとおり各種規程を整備し、これらの規程に則り適切に会計処理を行っている。

図表 5-5-1 会計処理に関する規程

学校法人谷岡学園事務決裁規程	事務処理の円滑化及び決裁に関する責任の所在を明確にすることを目的とする。
学校法人谷岡学園経理規程	経理に関する事項を正確かつ迅速に処理し、教育研究活動の維持発展と経営の能率的運営に資することを目的とする。
学校法人谷岡学園物品会計規程	物品会計事務の公正、確実かつ能率的な運営を図るため、その事務執行に関する根本基準を定めることを目的とする。
学校法人谷岡学園予算編成規程	予算の編成及び手続きについて定める。
学校法人谷岡学園予算執行規程	予算の執行及び手続きに関する事項を、敏速かつ確実に処理し、本学の財政の確立と教育研究その他諸活動のさらなる永続的な維持発展に資することを目的とする。

本学園では、所定の金額以上の予算執行は、稟議決裁を受けることとなっている。

会計処理の実務は、事務作業の効率化及び適正な処理のため、全てシステム化されてお

り、各設置校とインターネット環境を通じて処理を行っている。

物品の購入や報酬の支払いの際は、本学各課室の担当者がシステム上からデータを入力し、支払伝票を起票する。一定金額未満は課室長決裁、一定金額以上は課室長決裁後、大学事務局長、法人本部財務課長、法人本部長、理事長の決裁を経て、業者への支払い手続き等を行っている。また、全ての支出について法人本部財務課が支払総括表を作成し、法人本部長を経て、理事長に報告している。証憑書類等の保管については、一定金額以下は大学で2年間分を保管し、最終的に法人本部財務課で保管している。

以上のことから、予算管理と支払管理を一元化し、各課室において確実な予算管理が行える体制を整えており、適正な会計処理に努めている。また、システムによる会計処理については、電子帳簿保存法改正やインボイス制度への対応など国の制度改正やユーザーニーズを考慮した機能向上を図り、適正な運用を行っている。

## 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

### ■会計監査

本学園では、監事による財産状況の監査、監査法人による会計監査及び監査室が行う内部監査による財務・会計監査を実施している。

監事監査においては、「理事会」「評議員会」に監事が毎回出席し、財産状況の監査だけではなく、理事会運営及び法人・大学の業務に関わる監査も行っている。また、監査法人の期末監査及び監査報告時に意見聴取や質疑応答を行い、これらを踏まえ、毎会計年度、監査報告書を作成し「理事会」、「評議員会」に報告している。

監査法人監査は、会計年度を4月から翌年3月とし定期的に往査が実施され、必要に応じて設置校の現地監査を行っている。また、毎年度5月に開催される「理事会」において決算が承認された後、理事長、常務理事、理事、監事、法人本部長、法人本部管理職及び監査室長の出席のもとで監査結果報告会を行っている。監査法人からの指導事項・改善事項に関しては、法人本部主導で速やかに改善対応を行っている。

監査室が行う内部監査については、毎年度複数の課室を抽出し、書類監査・現地監査を行い、業務の適正化に務め、フォローアップまで対応することとし、令和5(2023)年度は図表5-5-2のと通りの対応を行った。

また、監事・監査法人・監査室の三者が、効果的で効率的な監査実施を目的として定期的に、情報提供、情報交換(監査計画・結果報告等)、意見交換を行う場として「三様監査推進懇談会」を開催している。

本学においては、教育研究費の運営、管理についての最高管理責任者は学長、統括管理責任者は事務局長と定めている。公的教育研究費運営・管理委員会において選出された監査人において、前年度に受給した競争的資金による研究課題の中から10%以上に相当する件数の課題を含めて監査対象を決定し、内部監査を実施している。令和5(2023)年度については、委員会が策定した実施計画に基づき、競争的資金による研究課題2件を含めた5件の課題について、「書類監査」「物品の検収確認」「ヒアリング調査」等を行った。

なお、監査結果及び改善事項は教授会にて周知・情報共有を行い、適正な処理を行うよう注意を促している。

図表 5-5-2 令和 5 (2023) 年度 三様監査 (監事、監査法人、監査室) 実施状況

令和 5 (2023) 年度	監事監査	監査法人監査	監査室内部監査		
			臨時監査	定期監査	
	1~3 人	2~4 人	フォローアップ 監査	内部監査	公的研究費等に 係る監査
4 月		4 日 (4/10.17.21.27)		書類監査・ 実地監査 (6 課室)	
5 月	1 日 (5/29)	5 日 (5/2.10.11.12.15)			
6 月	1 日 (6/21)				学内監査立会い (6/14.21)
7 月	1 日 (7/21)				ヒアリング実施 (6/14.21)
8 月					
9 月		2 日 (9/26.28)			
10 月	3 日 (10/4.5.16)		書類監査 (2 課室)		
11 月					
12 月	1 日 (12/25)	2 日 (12/4.5)			
1 月	2 日 (1/5.29)	3 日 (1/15.30.31)			
2 月		1 日 (2/28)			
3 月	2 日 (3/20.26)	1 日 (3/21)			



三様監査推進懇談会 (監事 3 人、監査法人 4 人、監査室 2 人、法人本部 1 人)
令和 5 (2023) 年度 : 1 回開催 (10/31)

### (3) 5-5 の改善・向上方策 (将来計画)

監事、監査法人、監査室それぞれが、より効果的かつ効率的に監査を行えるように、「三様監査推進懇談会」の内容や提供する情報を一層充実させる。また、文部科学省の定める「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」の改正に基づき、内部監査の強化 (監査項目数の増加、専門的な知識を有する者の助言等) を実施し、実行性のあるモニタリングが組織的牽制機能となるよう体制整備を充実させる。

### 【基準 5 の自己評価】

「学校法人谷岡学園寄附行為」や「学則」、諸規程は、学校教育法、私立学校法、大学設置基準等の関係法令に従って作成され、教職員はこれらの規程や法律を遵守している。教職員の学園に対する認識理解と帰属意識の向上を目指すとともに、社会的機関として必要な組織倫理・規律に関する事項 (服務規律、個人情報保護、ハラスメント防止、人権問題等) を規程化し、適切に運営している。

組織の倫理・規律を確立する規程として、「学校法人谷岡学園神戸芸術工科大学就業規則」において服務の基本原則を定め、教職員は就業規則に基づき業務を遂行するとともに、学園全体の CS 理念及び行動指針に沿って、学園に関わる全てのステークホルダーが満足できるように取り組んでいる。

経営の規律としての組織倫理、危機管理に関する規程は、適切に整備されており、認識の共有化を促進すべく、学内ネットワークを通じて、諸規程等は容易に確認できる環境を

整備している。また、経営目標を効果的に達成していくために、経営管理体制及びコンプライアンス体制の確立と強化を目指して、合理性と合法性の観点から公正かつ独立した立場で、経営諸活動の遂行状況を検証・評価する監査室を学園に設置している。

また、二つの法律事務所と法律顧問契約を締結し、学園が行う契約、法律相談、さらには法令・判例等の情報の提供等を受けている。

財務情報は、私立学校法第 47 条第 2 項に基づき、「資金収支計算書」、「事業活動収支計算書」、「貸借対照表」の財務 3 表に加え、「財産目録」及び「事業報告書」、監事の「監査報告書」を各キャンパスへ備え置き、ステークホルダーへの閲覧に供するとともに、私立学校法第 63 条の 2 に基づき、学園ホームページ上でも公表している。また、学園広報誌『楽人』に財務 3 表を公表している。さらに、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づき、教育情報の 9 項目を大学ホームページ上で公表し、法令を遵守している。

管理運営体制としての「理事会」、「評議員会」の運営や役員、監事の選任については「学校法人谷岡学園寄附行為」に基づき適切に運営されている。さらに、「理事会」と学園各設置校の教学組織との意思疎通を図る「設置学校長会」、「学園設置校実務運営懇談会」、「金曜懇談会」を開催するなど、管理部門と各設置校における教学部門は、有機的な連携強化を図りながら運営されている。

本学学長は本学園の理事も務め、本学事務局長は評議員に選任されている。従って管理部門と大学における教学部門は常に適切な連携を図りながら運営されている。

本学の事務組織及び業務分掌については、「学校法人谷岡学園及び設置学校事務組織規程」に定め教員組織と密接に連携し、教育研究活動の質的向上に努めている。

本学園は、建学の理念に基づく教育研究目的を達成するため、収支バランスを勘案し、適切な会計処理のもと運営している。基本金組入前当年度収支差額はプラスであり、財務の健全性に問題はない。

以上のことから、基準 5「経営・管理と財務」の基準を満たしている。

## 基準 6. 内部質保証

### 6-1. 内部質保証の組織体制

#### 6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

##### (1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

##### (2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

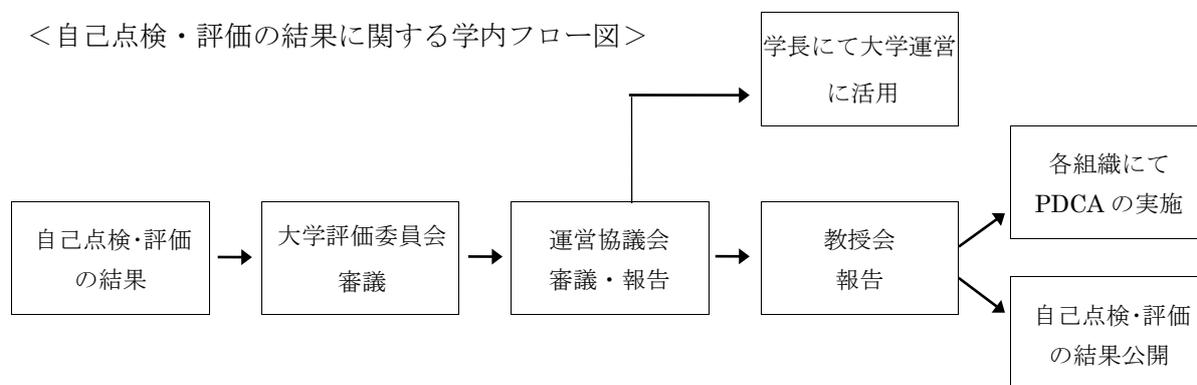
学則第 1 条の 2 において、『本学は、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。』と定めている。

「神戸芸術工科大学大学評価実施基準」及び「神戸芸術工科大学大学評価委員会規程」に基づき、大学評価委員会を組織し、点検・評価を実施している。大学評価委員会は、学長が委嘱した専任教員、事務局長、教務課長、学生生活・国際交流課長、事業推進課長で構成されており、自己点検・評価の作成方針を審議した上で、年度単位で実施している。大学評価委員会の委員長は学長が委嘱した専任教員が就き、副委員長には事業推進課長が就いている。

「神戸芸術工科大学大学評価実施基準」において、自己点検・評価を実施する組織を定め、内部質保証のための責任体制を明確にしている。

自己点検・評価の結果は、に報告し、大学運営に活用することを継続して行っている。学内組織の責任体制は、フロー図に示し、組織の整備状況を学内共有している。

<自己点検・評価の結果に関する学内フロー図>



以上に加えて、教員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、学長のもとに FD 推進組織を整備し、年次計画に基づき取組みを推進するよう努めている。

令和 2（2020）年度には、建学の理念に基づく大学としての使命を果たすため、「神戸芸術工科大学ガバナンス・コード（以下「ガバナンス・コード」という。）」を制定した。ガバナンス・コードを適用することにより、強固な経営基盤作りに努めていくことにしている。加えて、三つの方針（ポリシー）の実質化と教育の質保証の取組みを推進するため、教育・研究活動に係る PDCA を毎年度明示している。

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

学内全体の内部質保証にかかる評価・改善の役割を担うため、学長・副学長・事務局長、学長指名による教職員が構成員となり、必要に応じて外部有識者の意見を聴きながら、大学の運営に関する事項、大学の将来に関する中長期的な計画の立案及び人事計画の見直しなどを検討している。また、各組織単位で実施する点検・評価について内部質保証の観点から評価を行い、学内外に公表することを目標とし、対応を図っている。

**6-2. 内部質保証のための自己点検・評価**

**6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有**

**6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析**

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

**6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有**

自己点検・評価は、学校教育法施行細則第 166 条に則り、評価項目を設定している。具体的には、芸術工学部各学科、大学院芸術工学研究科各専攻、各種委員会、事務局の統一自己点検評価項目として、

「1.前年度からの課題」

「2.今年度の改善に向けた取り組みの実績及び結果について点検評価」

「3.次年度への課題」

としており、「計画・実践・評価・改善（PDCA）」のサイクルを継続的に実施している。

会議での報告資料や各種規程等のエビデンスに基づく自己点検・評価を実施し、その結果は、大学評価委員会の審議を経て、運営協議会、教授会及び理事長へ報告し、大学全体で情報を共有している。

毎年度行う自己点検・評価の結果は、学生・保護者をはじめとする一般向けに、情報図書館において公開している。加えて、自己点検・評価の結果は、3 年ごとに「自己点検評価書」にまとめ、大学ホームページへの掲載により公表することとしている。

令和 3（2021）年度大学機関別認証評価において日本高等教育評価機構より受けた「評価報告書」の意見等に対しては、速やかに大学評価委員会において取り組み及び改善について検討を行い、学長及び理事長への報告により、その結果を共有している。

**6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析**

各種委員会等において報告されるデータやアンケート結果は、事務局において情報収集管理、把握を行っている。各種アンケート結果（授業アンケート、学修行動調査、学修成果に関する調査等）は、大学ホームページに掲載し、社会へ公表している。

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

これまでの課題を集約・整理し、大学運営の維持・継続に向けた実効性ある取り組みを図る。必要な見直しは、学長のリーダーシップのもとで適正な時期と適切な対応を逸する

ことなく、実質的な取り組みを推進する。自己点検・評価の結果は、教職員全体の満足度の向上に活用する。

平成元（1989）年開学から構築してきた教育実践と学術活動の質の検証を行い、未来へ向けて持続的に受験生や社会からの需要に応え、優れた人材育成と供給を継続する「芸術工学」の教育と研究の質の向上をめざす。

評価基準及びエビデンスに基づいた自己点検・評価を推進し、事務局各課室が連携を図りながら IR 活動を定着させることで、質の高い自己点検評価活動を展開していく。

### 6-3. 内部質保証の機能性

#### 6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

##### (1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

##### (2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

本学では、学部及び大学院研究科として三つのポリシーを策定したうえで、各学科、各専攻においても三つのポリシーを設けている。

また、大学の使命・目的を達成するため、本学園の「事業計画制度」に基づき、学校ビジョン（学校としてあるべき姿、ありたい姿）を盛り込んだ中期計画及び単年度の事業計画書（基本領域・経営領域・教育領域・研究領域・運営領域・周辺領域）を策定している。事業計画書は、三つのポリシーとの整合性を図り、毎年度行っている自己点検・評価の結果を踏まえ、学長・副学長及び事務局長が協議のうえ策定している。

単年度の事業計画書については、当該年度の 10 月末日までに上期（4 月～9 月）の進捗状況を、次年度の 4 月末日までに実施結果を報告している。また、教育研究活動の状況は、運営協議会、教授会等で随時報告され、必要な検討及び対策を適宜行っている。

本学の事業計画書及び事業報告書は、学長の裁定を経て理事会に上申され、評議員会での意見聴取の後、理事会で承認され、適切に公表されている。

##### (3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

少子高齢化やグローバル化が進む中、社会人、留学生、学生の多様化が進んでいる。今後の大学業界を取り巻く環境が厳しくなることが予想されるが、教員と職員の協働体制をより一層強化し、大学全体の適切な管理運営を図り、内部質保証の確立に努めていく。

具体的には、三つのポリシーとの整合性を持たせた事業計画を策定し、教育研究活動を実施していく。また、自己点検・評価の結果を踏まえ教育研究活動を検証し、次年度の事業計画に反映する PDCA サイクルの機能促進を図る。

### [基準 6 の自己評価]

内部質保証のための中心的組織として、学則第 1 条の 2 に基づき「大学評価委員会」を

設置している。大学評価委員会は、自己点検・評価を定期的実施することにより、本学における諸活動の状況を明らかにし、組織の活性化を促すとともに、改善方策の立案に役立て、教育研究活動等の水準の向上を図ることを目的としている。

内部質保証のための自己点検・評価活動として、本学が定めた評価項目に沿って点検評価を行い、高等教育研究機関の責務として毎年度、自主的に実施している。

自己点検・評価については、教育研究及び管理運営等に関する「1.前年度からの課題」「2.今年度の改善に向けた取り組みの実績及び結果について点検評価」「3.次年度への課題」について点検を行い、大学評価委員会のもとで本学に設置する各種委員会と連携を図り、各年度において自己点検・評価報告書として取りまとめている。自己点検・評価報告書は情報図書館に配架するとともに大学ホームページに掲載し、公表している。

大学の使命・目的を達成するため、本学園の「事業計画制度」に基づき、学校ビジョン（学校としてあるべき姿、ありたい姿）を盛り込んだ中期計画及び単年度の事業計画書を策定している。事業計画書は、三つのポリシーとの整合性を図り、毎年度行っている自己点検・評価の結果を踏まえ、学長・副学長及び事務局長が協議のうえ策定している。教育研究活動の状況については、教授会、運営協議会等で随時報告され、必要な検討及び対策を適宜行っている。

以上のことから、基準6「内部質保証」の基準を満たしている。

#### IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

##### 基準 A. 社会連携・貢献活動

##### A-1. 社会との連携強化

##### A-1-①産官学連携による社会活動と研究の有効性

##### A-1-②産官学連携による社会活動と教育の有効性

##### A-1-③芸術工学研究機構の活動（研究所課題・科研等競争的資金研究・受託研究・共同研究）

##### (1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

##### (2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### A-1-①産官学連携による社会活動と研究の有効性

現代社会における、今日のアート・デザインの役割は、毎日の生活の領域から社会全体に関係する生産活動や事象にまで広がり、またビジネス、サービス、モノづくりをはじめ、地域コミュニティでの活動からデジタルな情報ネットワーク、さらには文化の創造のあり方に至るまで役割が広がっている。人とモノ、人と環境の関係を分析しながら、調和した豊かな生活と環境を企画・設計することは、本学の専門領域の特徴である。

本学は神戸の地に深く根ざした大学として自治体や企業、教育諸機関等と連携し、時代や社会の要請に効率よく反応し、より良い未来社会をつくる役割を担い、地域社会とともに人材の養成・地域産業の活性化等の専門課題から社会課題の発見と解決に至る様々な活動を行っている。

主な実績として、神戸市から創造都市（デザイン都市）の実現、三木市から地場産業の活性化、芦屋市からまちづくり・コミュニティ形成などの地域振興、兵庫県商工会連合会から地域中小企業の発展・地域経済の活性化、公益財団法人こうべ市民福祉振興協会から地域の福祉向上の取り組みへの協力、公益財団法人神戸市公園緑化協会から、公園および地域の活性化を図るためのデザインおよびアートの視点での協力等、自治体や各団体からの要望を受け、「連携・協力に関する協定」の締結や事業連携によりプロジェクトを展開している。

図表 A-1-1 自治体や各団体との連携協力に関する協定実績（就職に特化した協定を除く）

神戸市	「デザイン都市神戸」の推進のための連携協力に関する協定
三木市	包括的な連携協力に関する協定
坂出市	坂出市のまちづくりの推進にかかる連携協力に関する協定
芦屋市	包括的連携に関する協定
兵庫県商工会連合会	地域中小企業の発展と地域経済活性化に関する事業連携に関する協定
公益財団法人こうべ市民福祉振興協会	市民福祉の向上に向けた連携協力に関する協定
公益財団法人神戸市公園緑化協会	公園および地域の活性化に取り組むための連携に関する基本協定

本学は、企業や自治体等からの受託研究や共同研究にも積極的に取り組んでいる。毎年多くの企業から、アート・デザインの力による課題の解決を中心とした数多くの相談を受けている。これらの中には、デザインの制作に関する依頼などの単発的な相談に加えて、継続的な取り組みを行うことによって、事業の安定的な運営や、発展的な展開につながっている事例が増えている。令和5（2023）年度時点で実施中の受託研究のうち、継続の案件は5件に上っている。

なお、本学に寄せられる相談には、ワークショップの実施を伴う課題があり、これに参加する地域及び近隣住民との触れ合いを通して、信頼関係の構築につながっているケースもある。継続的な取り組みは、課題の解決や研究成果の蓄積、事業の発展など、依頼者と本学の双方だけのメリットに留まらず、こうした地域住民とのつながり、さらには社会への還元といった意義があり、今後さらにニーズが増加するものと考えている。

本学は、引き続き企業や自治体、あるいは地域が直面している課題に対し、アート・デザインの力を活用して解決に向けた支援を行うとともに、その活動を通して地域に根ざした大学、そして地域社会に必要なとされる大学として、自らの研究能力の向上を図るとともに、知的・人的・物的資産を駆使し、今後も社会貢献に努めていく。

図表 A-1-2 令和5（2023）年度受託研究一覧

委託者	研究題目
社会福祉法人神戸市社会福祉協議会 神戸市立児童センター	子どもたちのアート・クラフト・デザインにおける学習環境に関する研究
株式会社 Rebuil.	反毛を使用した持続可能な商品開発
一般社団法人 西岡・福谷バレエ団	西岡福谷バレエ団公演演目出演者衣装デザイン・制作研究
神戸・三宮センター街1丁目商店街振興組合	三宮センター街の活性化とメインストリートの整備
神鉄観光株式会社	鶴越駅構内掲示源義経のイラストパネルの設置
三宮プラザ名店会	『三宮の商業施設「センタープラザ・センタープラザ西館」の通路壁面』に展示するポスターの制作について
こうべ未来都市機構	ショッピングセンター「プレんティ」での常設展示作品の制作 「パネルアート・プロジェクト プレんティ 2023 リニューアル企画」
社会福祉法人 兵庫県共同募金会	マスコットキャラクター「あかはねちゃん」を用いた令和5年度「兵庫県オリジナルポスター」デザインの作成
デザイン・クリエイティブセンター神戸 (KIITO)	社会貢献活動交流拠点 KIITO:300 における洋裁技術を通じた活躍と多世代交流機会の創出
株式会社絆ホールディングス	就労継続支援 A 型事業所への「モノづくり」支援

### A-1-②産官学連携による社会活動と教育の有効性

本学への受託研究等の産官学連携事業は、地域社会からの多くの要望に応じて社会貢献活動を担う一方で、委託された活動に学生の参加を促し、「総合プロジェクト」科目として単位認定している例がある。学生が社会活動を通して実践を学ぶ機会を提供し、そこで様々な価値観を持つ人々と接し、時には利害が相反する関係者との調整を行うなど、課題の解決に向けた取り組みを経験することによって社会で通用する人材育成を視野に入れている。これは建学の理念である「世に役立つ人物の養成」の具現策の一つであり、同時に、学校教育法第83条2「大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成

果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする」にも適合する活動である。学生個人が様々な課題を自らの問題として捉え、自らが試行錯誤しながら取り組み、持続可能な社会づくりの担い手となるよう、一人ひとりを育成する教育につながっている。

こうした地域社会に必要とされる大学の実現に向けた様々な取り組みに対し、常に誠実かつ地道に実践してきた活動の蓄積は、大学の教育面における力量を高めることにつながっている。

### A-1-③芸術工学研究所の活動（研究所課題・科研等競争的資金研究・受託研究・共同研究）

#### (1) 研究助成制度について

本制度は従来、学内において、3学科以上の教員が横断的に共同で行う研究課題の申請について選考を行い、所定の学内予算にて助成を行う制度として研究機構創設以前より運用を重ねてきたものである。令和元（2019）年度の助成（平成30（2018）年度申請）より、対象とする研究組織の編成条件並びに選考方法について、以下のとおり見直しを行った。

まず、研究組織編成の条件について、従来の「3学科以上の教員で編成」を「3専門分野以上の教員で編成」に変更した。研究課題の設定並びにその取り組みにおいては、教員が所属する学科の数ではなく、各教員が持つ専門性（専門分野）がより重要であるとの判断による。

本学内にこうした研究助成制度を設け、教員の専門分野やキャリアを問わず幅広く研究活動の機会を提供し、多くの教員がこの制度を通して経験を積み重ねることは研究能力向上や研究実績としてのキャリアの蓄積はもちろん研究組織内において与えられた役割を確実に遂行する責任、また、これを誠実にを行う経験を重ねることであり、これは研究者としての倫理観を養うことにつながる機会でもある。また、これらの経験を通して、後述する競争的資金を自ら獲得し、実際に遂行していくノウハウを身に付け、その成果を広く社会に還元することのできる人材を育成することを目標としている。

図表 A-1-3 研究助成制度の採択課題（令和5（2023）年度の助成分）

研究種目 (申請区分)	研究代表者	研究課題	交付額
共同研究助成	蛭田 直	Fablab との連携による神戸芸術工科大学型デジタルファブリケーション環境の構築	4,000,000 円
地域活動研究助成	田頭 章徳	国際規模の展示会出展を目指したデザイン活動による学生教育	2,000,000 円
出版助成	小松 麻美	授業に創作活動を取り入れよう！ — “創造的想像力” を活用した日本語教育	994,000 円

#### (2) 科学研究費助成事業等の競争的資金獲得について

本学では科学研究費助成事業（科研費）を中心とした競争的資金の獲得に積極的に取り組んでいる。

図表 A-1-4 科研費等新規採択状況（過去3年間）

研究種目	研究代表者	研究課題
基盤研究 (B)	吉良 森子	観光化が進む世界遺産の歴史的都心における住環境の変化と課題の考察
基盤研究 (B)	黄 國賓	国際連携調査による日本とアジアの「頭上祭礼装置・かぶりもの」の実態把握と比較
基盤研究 (B)	長野 真紀	マレー半島における海上華人集落の形成過程と居住文化の変容・継承に関する研究
基盤研究 (B)	蛭田 直	基礎デザインにおけるデジタルファブリケーションのデジタル教材開発と授業の展開
基盤研究 (B)	吉良 森子	観光化が進む世界遺産の歴史的都心における住環境の変化と課題の考察
基盤研究 (C)	佐野 浩三	近現代の沖縄における社会課題に起因する「バナキュラーデザイン」の発祥経緯と可能性
基盤研究 (C)	三上 晴久	計画的居住地においてコミュニティの形成および再生を担う市民活動の持続性
基盤研究 (C)	相澤 孝司	LED 転換期における屋外照明の照度・色温度・輝度・演色性と空間イメージの比較研究
基盤研究 (C)	笹崎 綾野	衣服デザインに視点をのせた円背高齢女性の体型特性把握および衣服製作の実践評価
基盤研究 (C)	曾和 英子	細幅織帯の紋様にみられる文化的背景とその技術伝承の実践解明
基盤研究 (C)	古賀 俊策	活動筋の酸素不足発生の仕組み
基盤研究 (C)	小浦 久子	ローカルの変化と都市のかたちの再編との相互性にもとづく計画論
基盤研究 (C)	ばんば まさえ	日本の木綿文化—染織技法の発展と継承—
基盤研究 (C)	安森 弘昌	木材内部の染色に関する「吸引染色法」の確立
基盤研究 (C)	古賀 俊策	筋肉の温度が活動筋の酸素消費動態に及ぼす影響の実験
若手研究	山崎 嵩拓	リモート型ライフスタイルへの転換に応えるオープンスペース主体的都市計画論の構築
国際共同研究強化 (A)	山崎 嵩拓	「ライフスタイルの多様性」を支える公共空間戦略の国際比較研究

本学は、科研費制度の目的である『あらゆる学術研究（研究者の自由な発想に基づく研究）を格段に発展させること』に基づき、教員個々の自発的な取り組みをサポートしている。毎年、学内向けに科研費申請に関する応募説明会を開催している。参加は任意であるが、初めて応募を検討する教員だけでなく、これまでに科研費の研究実績がある教員にとっても意義のある説明会となるようプログラム内容及び進め方について工夫を重ねている。実際の応募手続（研究計画調書の提出）においては、申請者から大学に研究計画調書が提出され次第、科研費事務担当者がその内容の確認を行う。調書の形式面におけるチェック、事務的記載項目の確認は当然のことながら、研究内容そのものに関することについても可能な限り踏み込んだ確認を行い、記述内容や構成について専門家だけではない視点からも客観的に意見を返すこととしている。

他の機関の研究課題の分担者となることについて制限を設けず、研究者が自らのエフォート管理に基づいて判断することとし、研究代表者・分担者分を合わせ、後日、科研費事務担当者から一括して応募状況を報告することとしている。

図表A-1-5 科研費による研究費獲得実績（過去3年間）※研究代表者としての件数

年度	交付課題数	総交付金額
令和3（2021）年度	13件	23,400,000円
令和4（2022）年度	10件	36,790,000円
令和5（2023）年度	5件	7,020,000円

芸術工学研究所の当初の創設目的である「芸術工学の研究活動の活性化と、社会との連携を担い、本学の使命目的に照らし、諸科学にまたがる芸術工学の基礎的スキルから高度な専門的領域の研究活動と、産官学及び国内外の関連活動との双方向の協調関係を育みながら、研究成果を還元することによって未来に貢献する」目的を長期的に継続していくため、常に研究所活動の見直し改善に取り組んでいる。

先述のとおり、平成30（2018）年度に、学内における研究活動活性化策の一つとして、研究助成制度の改善を図った。併せて、社会の動向を見据えながら研究所再編の検討を進めている。こうした学内における研究活動の活性化を図ることにより、多くの教員が積極的に取り組むことができる環境を整え、実際に経験を重ねることは受託研究を初めとした企業や自治体、あるいは地域等、外部との協働による課題解決型の事業への取り組みにおいて、有効に働くと考えている。

学内研究助成の発展課題として科学研究費の申請を行い、獲得につながることを推進している。以上のように研究活動への積極的な取り組みを行う素地づくりを行い、制度の改善及び充実について、今後も継続して努力していく方針である。

### （3）A-1の改善・向上方策（将来計画）

研究所の主目的である「受託事業の受入れに関する業務窓口としての積極的な受入れ」、「学内研究組織の一体化による助成金や学外共同研究等の外部資金の導入の促進」、「各種補助金及び科学研究費等の獲得」といった、業務分担としての体制を構築している。今後はこれらを恒常的に円滑に行うための体制づくりを行っていく。

創設当初からの目標の一つであった「学外共同研究や受託研究における知的財産等の権利に関する契約」については、それぞれの場合における帰属ルールについて、契約書のひながたを完成し、運用するに至っている。今後は学内における機関（大学）と研究代表者または研究分担者及び協力者（学生等）との間における帰属ルールと、それに基づく合意手順の確立を行うことを検討する。積極的な外部資金（受託研究・共同研究等）の受入れや、社会連携活動を行っていくうえで不可欠なルールの確立をめざす。

また、令和6（2024）年度には、「大学都市神戸産官学プラットフォーム」に入会している。神戸市内もしくは兵庫県内の大学が参画し、専門分野に応じた共同研究の実施や外国人人材の育成プロジェクト、リカレント教育事業、大学と企業とのインターンシップをつなぐ事業も行っている。今後は、「大学都市神戸産官学プラットフォーム」における研究成果も挙げていく。

**【基準 A の自己評価】**

本学への受託研究や共同研究は、より高いレベルでの課題解決に取り組むとともに、企業・地域住民との交流を通して信頼関係を構築し、地域社会に根ざした大学として、知的・人的・物的資産を提供するなど、社会への貢献継続を図っている。

実際の受託研究の活動に学生を参画させ、社会活動を通して実践を学ぶ機会を学生に提供するため、これを正規のカリキュラム科目として授業を展開している。

さらに、学外との実践的な共同研究や科学研究費等の基礎的な研究に対して教員の積極的な参加を促し、特に大学教員としての年数が浅い教員でも自ら経験と実績を蓄積し、競争的資金の獲得につなげるための方策や、受託研究他の社会連携事業への取り組みのノウハウを身に付け、研究の成果を常に社会に還元できるような環境を確立するよう努めている。

以上のことから、基準 A「社会連携・貢献活動」の基準を満たしている。

V. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	学則第 1 条に使命・目的を明記している。	1-1
第 85 条	○	学則第 2 条、第 2 条の 2 に学部組織を定め、芸術工学部及び芸術工学教育センターを設置している。	1-2
第 87 条	○	学則第 10 条に修業年限を定め、4 年としている。	3-1
第 88 条	○	学則第 17 条、第 17 条の 2 に編入学、転入学を定めている。なお、編転入の入学年次は、2 年次もしくは 3 年次編入としている。	3-1
第 89 条	—	該当なし	3-1
第 90 条	○	学則第 13 条に入学することのできる者を定め、募集要項の入試区分ごとに出願資格として明記している。	2-1
第 92 条	○	学則第 4 条に職員組織を定め、学長、副学長、学部長、教授、准教授、助教、実習助手、事務職員を置いている。 「教員選考規程」「教員選考規程運営細則」に基づき、採用及び昇任の資格審査を行っている。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	学則第 5 条に教授会を定め、教授会を設置している。 学則第 6 条に教授会の審議事項について定め、審議を行っている。	4-1
第 104 条	○	学則第 39 条及び第 40 条に卒業及び学士の学位授与について定め、学位の授与を行っている。 大学院学則第 37 条、第 38 条及び「神戸芸術工科大学大学院学位規程」に課程の修了及び学位について定め、学位の授与を行っている。	3-1
第 105 条	○	学則第 55 条及び履修証明プログラム規程に基づき、「キャリア・アッププログラム」を開講している。	3-1
第 108 条	—	該当なし	2-1
第 109 条	○	学則第 1 条の 2 に自己点検及び評価について明記しており、平成 28 年度自己点検評価書を大学ホームページで公表している。	6-2
第 113 条	○	本学ホームページにて教育情報を公開している。 研究成果については、「学術リポジトリ」にて公開している。	3-2
第 114 条	○	学則第 4 条に事務職員を置くことを明記し、運用している。	4-1 4-3
第 122 条	○	学則第 17 条及び募集要項に編・転入学試験の出願資格として明記している。	2-1
第 132 条	○	学則第 17 条及び募集要項に編・転入学試験の出願資格として明記している。	2-1

神戸芸術工科大学

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	全ての事項を学則に明記している。	3-1 3-2
第 24 条	○	学生カード、学事システムにて適切に管理している。	3-2
第 26 条 第 5 項	○	学則第 42 条に明記している。	4-1
第 28 条	○	「学校法人谷岡学園文書取扱規程」「学校法人谷岡学園文書保存規程」等を定め、各担当課において備えている。	3-2
第 143 条	—	該当なし	4-1
第 146 条	○	学則第 17 条、第 17 条の 2 に編入学、転入学を定めている。なお、編転入の入学年次は、2 年次もしくは 3 年次編入としている。	3-1
第 147 条	—	該当なし	3-1
第 148 条	—	該当なし	3-1
第 149 条	—	該当なし	3-1
第 150 条	○	学則第 13 条及び募集要項の入試区分ごとに出願資格として明記している。	2-1
第 151 条	○	「神戸芸術工科大学入学者選抜規程」に指定校推薦を定め実施している。	2-1
第 152 条	○	入試に関する自己点検評価・報告を実施している。	2-1
第 153 条	○	学則第 17 条に明記している。	2-1
第 154 条	○	学則第 17 条に明記している。	2-1
第 161 条	○	学則第 17 条、第 17 条の 2 に編入学、転入学を定めている。なお、編転入の入学年次は、2 年次もしくは 3 年次編入としている。	2-1
第 162 条	○	学則第 17 条及び募集要項に明記している。	2-1
第 163 条	○	学則第 7 条に学年、学則第 8 条に学期を定めている。	3-2
第 163 条の 2	○	「神戸芸術工科大学科目等履修生規程」第 11 条に証明書の発行を定めている。	3-1
第 164 条	○	学則第 55 条及び「神戸芸術工科大学履修証明プログラム規程」に基づき、「キャリア・アッププログラム」を開講している。	3-1
第 165 条の 2	○	ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーを各学科、研究科において定めている。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	学則第 1 条の 2 に自己点検及び評価について明記している。	6-2
第 172 条の 2	○	教育研究活動等の情報については、大学ホームページで公表している。	1-2 2-1

神戸芸術工科大学

			3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	学則第 40 条に学位授与を定めている。	3-1
第 178 条	○	学則第 17 条、第 17 条の 2 に編入学、転入学を定めている。なお、編転入の入学年次は、2 年次もしくは 3 年次編入としている。	2-1
第 186 条	○	学則第 17 条、第 17 条の 2 に編入学、転入学を定めている。なお、編転入の入学年次は、2 年次もしくは 3 年次編入としている。	2-1

大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	大学設置基準を最低基準とし、水準の向上に努めている。	6-2 6-3
第 2 条	○	学則第 2 条の 3 に学部・学科の教育研究上の目的を定めている。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	「神戸芸術工科大学入学者選抜規程」に定めている。	2-1
第 2 条の 3	○	各委員会の構成員においても、教員と職員が定められている等、教員と事務職員が連携・協働し、教育研究活動を運営している	2-2
第 3 条	○	学則第 2 条に組織を定め、教員組織、教員数等適切に配置している。	1-2
第 4 条	○	学則第 2 条に学科を定め、7 学科を設けている。	1-2
第 5 条	—	該当なし	1-2
第 6 条	○	学則第 2 条の 2 に芸術工学教育センターを定め、設けている。 なお、専任教員数、施設等基準の要件を満たし備えている。	1-2 3-2 4-2
第 7 条	○	各学科に必要な教員を配置し、教員組織を編制している。	3-2 4-2
第 10 条	○	主要科目（必修科目）は、ほぼ専任教員が担当している。	3-2 4-2
第 10 条の 2	○	「神戸芸術工科大学教務委員会規程」第 4 条 2 項に定めている。	3-2
第 11 条	—	該当なし	3-2 4-2
第 12 条	○	専任教員を配置している。	3-2 4-2
第 13 条	○	必要専任教員数以上の専任教員を配置している。	3-2 4-2
第 13 条の 2	○	「学校法人谷岡学園寄附行為」第 51 条に、学長の任免について定め、理事会において選任している。	4-1

神戸芸術工科大学

第 14 条	○	「神戸芸術工科大学教員選考規程」第 3 条に教授の選考基準を定めている。	3-2 4-2
第 15 条	○	「神戸芸術工科大学教員選考規程」第 4 条に准教授の選考基準を定めている。	3-2 4-2
第 16 条	—	該当なし	3-2 4-2
第 16 条の 2	○	「神戸芸術工科大学教員選考規程」第 5 条に助教の選考基準を定めている。	3-2 4-2
第 17 条	○	「神戸芸術工科大学教員選考規程」第 6 条に実習助手の選考基準を定めている。	3-2 4-2
第 18 条	○	学則第 2 条に収容定員を定め、適正に管理している。	2-1
第 19 条	○	学則第 29 条に授業科目を定め、別表に明記している。	3-2
第 19 条の 2	○	学則第 29 条に授業科目を定め、別表に明記している。	3-2
第 20 条	○	学則第 29 条に授業科目を定め、別表に明記している。	3-2
第 21 条	○	学則第 30 条に単位計算方法を定めている。	3-1
第 22 条	○	十五週・補講・定期試験で学年暦を設定している。	3-2
第 23 条	○	学年暦にて、十五週の授業期間を設定している。	3-2
第 24 条	○	「神戸芸術工科大学履修に関する規程」第 5 条に受講制限について定め、語学授業については、1 クラスの学生数の上限を設定している。また、履修希望学生が多数の場合は、抽選を行う、クラス数を増やし対応するなど適正な学生数としている。	2-5
第 25 条	○	授業は、講義、演習、実習及び実技のいずれかにより行っている。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	授業の方法及び内容並びに一年間の授業計画は、シラバスにて学生に明示している。 成績評価については、学則第 34 条、「履修に関する規程」第 16 条に定め、「CAMPUS GUIDE」に明記するとともに各授業の評価方法については、当該シラバスに明記している。	3-1
第 25 条の 3	○	「神戸芸術工科大学 FD・SD 委員会規程」を定め、FD・SD 研究会を実施している。	3-2 3-3 4-2
第 26 条	—	該当なし	3-2
第 27 条	○	学則第 32 条、第 33 条、第 34 条に定めている。	3-1
第 27 条の 2	○	「神戸芸術工科大学履修に関する規程」第 4 条第 8 項に、各学期 25 単位を上限に定め、「神戸芸術工科大学履修に関する規程」第 4 条第 9 項に成績優秀者において、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることを定めている。	3-2
第 27 条の 3	○	学則第 36 条に 60 単位を限度として認めることを定めている。	3-1
第 28 条	○	学則第 36 条に 60 単位を限度として認めることを定めている。	3-1

神戸芸術工科大学

第 29 条	○	学則第 36 条に 60 単位を限度として認めることを定めている。	3-1
第 30 条	○	学則第 37 条に 30 単位を限度として認めることを定めており、学則第 35 条、第 36 条により修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を限度して認めることを定めている。	3-1
第 30 条の 2	—	該当なし	3-2
第 31 条	○	学則第 48 条及び「神戸芸術工科大学科目等履修生規程」に科目等履修生について定めている。	3-1 3-2
第 32 条	○	学則第 39 条に卒業要件は、4 年以上在学し、124 単位以上取得することと定めている。	3-1
第 33 条	—	該当なし	3-1
第 34 条	○	教育にふさわしい環境をもった校地を有している。	2-5
第 35 条	○	校舎と同一の敷地内にグラウンド及び体育館を備えている。	2-5
第 36 条	○	組織及び規模に応じた校舎等施設を有している。	2-5
第 37 条	○	校地の面積は基準を満たしている。	2-5
第 37 条の 2	○	校舎の面積は基準を満たしている。	2-5
第 38 条	○	図書等の資料及び図書館について適正に整備されている。	2-5
第 39 条	○	必要な実験・実習施設を備えている。	2-5
第 39 条の 2	—	該当なし。薬学に関する学部又は学科を設置していない。	2-5
第 40 条	○	学科に応じて必要な種類及び数の機械、器具等を備えている。	2-5
第 40 条の 2	—	該当なし。二つ以上の校地を有していない。	2-5
第 40 条の 3	○	教育研究環境の整備に努めている。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	大学、学部及び学科の名称は、教育研究上の目的にふさわしいものである。	1-1
第 41 条	○	「学校法人谷岡学園及び設置学校事務組織規程」第 7 章に神戸芸術工科大学の事務の組織及び分掌について定めている。	4-1 4-3
第 42 条	○	「学校法人谷岡学園及び設置学校事務組織規程」第 36 条に厚生補導は学生生活・国際交流課がつかさどると定めている。	2-4 4-1
第 42 条の 2	○	キャリアセンター室とキャリアサポート委員会が連携を図り、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制を整備している。	2-3
第 42 条の 3	○	毎年、外部機関主催の SD 研修に参加している。	4-3
第 42 条の 3 の 2	—	該当なし	3-2
第 43 条	—	該当なし	3-2
第 44 条	—	該当なし	3-1
第 45 条	—	該当なし	3-1
第 46 条	—	該当なし	3-2 4-2

神戸芸術工科大学

第 47 条	—	該当なし	2-5
第 48 条	—	該当なし	2-5
第 49 条	—	該当なし	2-5
第 49 条の 2	—	該当なし	3-2
第 49 条の 3	—	該当なし	4-2
第 49 条の 4	—	該当なし	4-2
第 57 条	—	該当なし。外国に組織を設けていない。	1-2
第 58 条	—	該当なし。学校教育法第 103 条には該当しない。	2-5
第 60 条	—	該当なし。段階的整備（新たな大学等を設置等）には該当しない。	2-5
			3-2
			4-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	学則第 39 条、第 40 条に定めている	3-1
第 10 条	○	学則第 40 条に「学士（芸術工学）」と定めている。	3-1
第 10 条の 2	—	該当なし	3-1
第 13 条	○	学則に定めており、学則は改正時に文部科学大臣に報告している。	3-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 24 条	○	学校法人の責務については、「神戸芸術工科大学ガバナンス・コード」を定め、遵守している。	5-1
第 26 条の 2	○	事業を行うに当たっては、私立学校法が定めるところにより、理事、監事、評議員、職員等に対して特別の利益を供与していない。	5-1
第 33 条の 2	○	寄附行為の備え置き及び閲覧については、学校法人谷岡学園寄附行為第 38 条第 2 項に明記し、遵守している。	5-1
第 35 条	○	役員について、学校法人谷岡学園寄附行為第 5 条及び第 7 条に明記し、配置している。	5-2
			5-3
第 35 条の 2	○	学校法人と役員の関係については、私立学校法が定めるところにより、委任に関する規定に従っている。	5-2 5-3
第 36 条	○	理事をもって組織する理事会について、学校法人谷岡学園寄附行為第 15 条及び第 16 条に明記し、遵守している。	5-2
第 37 条	○	理事長、理事及び監事の職務について、学校法人谷岡学園寄附行為第 7 条、第 8 条及び第 11 条に明記し、遵守している。	5-2 5-3
第 38 条	○	理事及び監事の選任について、学校法人谷岡学園寄附行為第 6 条及び第 10 条に明記し、遵守している。なお、これら役員を選任に	5-2

神戸芸術工科大学

		は、学外者を加えるよう留意している。また役員中には理事長の子以外に、配偶者または三親等以内の親族はいない。さらに、学校教育法第9条に抵触する役員はいない。	
第39条	○	監事の選任について、学校法人谷岡学園寄附行為第10条第2項に明記し、遵守している。	5-2
第40条	○	理事及び監事の補充について、学校法人谷岡学園寄附行為第13条に明記し、遵守している。	5-2
第41条	○	評議員会について、学校法人谷岡学園寄附行為第20条及び第21条に明記し、遵守している。なお、理事定数の2倍を超える評議員をもって組織している。また、議長は開会前に定足数確認を行っている。さらに、議決は、学校法人谷岡学園寄附行為第24条に明記し、遵守している。	5-3
第42条	○	評議員会に意見を聴かねばならない事項について、学校法人谷岡学園寄附行為第26条に明記し、遵守している。	5-3
第43条	○	本学園の業務、財産の状況、役員の業務執行の状況について、評議員会は役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができるよう、全設置学校長及び事務局長が評議員に就任している。	5-3
第44条	○	評議員について、学校法人谷岡学園寄附行為第20条及び第21条に明記し、選任している。	5-3
第44条の2	○	役員の学校法人に対する損害賠償責任については、学校法人谷岡学園寄附行為第18条に明記し、遵守している。	5-2 5-3
第44条の3	○	役員は、私立学校法が定めるところにより、第三者に対して、損害賠償責任があることを理解し、適正に対処している。	5-2 5-3
第44条の4	○	役員は、私立学校法が定めるところにより、連帯責務者となる場合があることを理解し、適正に対処している。	5-2 5-3
第44条の5	○	一般社団・財団法人法第112条から第116条の規定は、学校法人谷岡学園寄附行為第18条及び第19条に明記するとともに、同寄附行為に定めのない事項については、私立学校法の定めるところによるものとして対処している。また、一般社団・財団法人法第2章第3節第9款の規定は、理事会決議により適正に対処している。	5-2 5-3
第45条	○	寄附行為の変更について、学校法人谷岡学園寄附行為第48条に明記し、所轄庁に届け出ている。	5-1
第45条の2	○	毎会計年度、予算及び事業計画を作成し、事業に関する中期的な計画は、原則5年に一度作成している。	1-2 5-4 6-3
第46条	○	決算及び事業の実績について、学校法人谷岡学園寄附行為第37条に明記し、評議員会に報告のうえ、意見を求めている。	5-3
第47条	○	財産目録等について、学校法人谷岡学園寄附行為第38条に明記し、	5-1

神戸芸術工科大学

		作成及び閲覧に供している。	
第 48 条	○	役員に対する報酬については、学校法人谷岡学園寄附行為第 26 条及び第 40 条に明記し、遵守している。	5-2 5-3
第 49 条	○	会計年度について、学校法人谷岡学園寄附行為第 42 条に明記し、遵守している。	5-1
第 63 条の 2	○	情報の公表については、学校法人谷岡学園寄附行為第 39 条に明記し、遵守している。	5-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条	○	大学院学則第 1 条に目的を明記している。	1-1
第 100 条	○	大学院学則第 2 条に大学院組織を定め、芸術工学研究科を設置している。	1-2
第 102 条	○	大学院学則第 11 条に入学資格を定め、明記している。	2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条	○	大学院学則第 11 条に入学資格を定め、明記している。	2-1
第 156 条	○	大学院学則第 11 条に入学資格を定め、明記している。	2-1
第 157 条	—	該当なし	2-1
第 158 条	—	該当なし	2-1
第 159 条	—	該当なし	2-1
第 160 条	—	該当なし	2-1

大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	大学設置基準を最低基準とし、水準の向上に努めている。	6-2 6-3
第 1 条の 2	○	大学院学則第 2 条の 2 に研究科・専攻の教育研究上の目的を定めている。	1-1 1-2
第 1 条の 3	○	入試問題作成委員、各審査委員は学長が委嘱し適切な体制で行っている。	2-1
第 1 条の 4	○	教員と事務職員が連携・協働し、教育研究活動を運営している。	2-2
第 2 条	○	大学院学則第 2 条に課程を定め、修士課程及び博士後期課程を設置している。	1-2
第 2 条の 2	—	該当なし	1-2

神戸芸術工科大学

第3条	○	大学院学則第2条の2に教育研究上の目的を定めている。 大学院学則第9条に修業年限及び在学年限を定めている。	1-2
第4条	○	大学院学則第2条の2に教育研究上の目的を定めている。 大学院学則第9条に修業年限及び在学年限を定めている。	1-2
第5条	○	大学院学則第2条に組織を定め、教員組織、教員数等適切に配置している。	1-2
第6条	○	大学院学則第2条に大学院組織を定め、芸術工学専攻、総合アート&デザイン専攻を設置している。	1-2
第7条	○	「芸術工学」を基盤にして芸術工学部、芸術工学研究科を設置し、目的にふさわしいものである。	1-2
第7条の2	—	該当なし	1-2 3-2 4-2
第7条の3	—	該当なし	1-2 3-2 4-2
第8条	○	必要な教員を配置している。	3-2 4-2
第9条	○	「大学院研究指導教員に係る資格審査運営細則」を定め、適切な人数を設置している。	3-2 4-2
第10条	○	大学院学則第2条に収容定員を定め、適正に管理している。	2-1
第11条	○	大学院学則第26条に研究指導、第28条に授業科目を定め、授業科目については別表に明記している。	3-2
第12条	○	大学院学則第26条に研究指導、第28条に授業科目を定め、授業科目については別表に明記している。	2-2 3-2
第13条	○	「大学院研究指導教員に係る資格審査運営細則」を定め、「大学院担当資格審査委員会」で認められた教員が、教育指導を行っている。	2-2 3-2
第14条	—	該当なし	3-2
第14条の2	○	授業の方法及び内容並びに一年間の授業計画は、シラバスにて学生に明示している。 成績評価については、大学院学則第33条に定め、「シラバス2024」に明記するとともに各授業の評価方法については、当該シラバスに明記している。	3-1
第14条の3	○	各授業科目の単位については大学院学則第28条に定めている。 授業日数、授業期間については学年暦にて設定している。 授業を行う学生数については、クラス数を増やし対応するなど適正な学生数としている。 授業の方法については大学院学則第27条に定めている。	3-3 4-2

神戸芸術工科大学

		<p>単位の授与については大学院学則第 32 条に定めている。</p> <p>他の大学院における授業科目の履修等については大学院学則第 35 条に定めている。</p> <p>入学前の既修得単位等の認定については大学院学則第 34 条に定めている。</p> <p>長期にわたる教育課程の履修については大学院学則第 9 条に定めている。</p> <p>科目等履修生等については大学院学則第 45 条に定めている。</p>	
第 15 条	○	大学院学則第 37 条に修士課程の修了要件を定めている。	<p>2-2</p> <p>2-5</p> <p>3-1</p> <p>3-2</p>
第 16 条	○	大学院学則第 37 条に修士課程の修了要件を定めている。	3-1
第 17 条	○	大学院学則第 37 条に博士後期課程の修了要件を定めている。	3-1
第 19 条	○	教育研究に必要な専用の講義室、共同研究室を備えている。	2-5
第 20 条	○	必要な種類及び数の機械、器具等を備え、学部と共用している。	2-5
第 21 条	○	図書館の資料について適正に備えられている。	2-5
第 22 条	○	施設及び設備は、適正に学部と共用している。	2-5
第 22 条の 2	—	該当なし。二つ以上の校地を有していない。	2-5
第 22 条の 3	○	毎年度、教育研究費を学部、研究科及び研究施設に配分し、環境整備に努めている。	<p>2-5</p> <p>4-4</p>
第 22 条の 4	○	研究科及び専攻の名称は、教育研究上の目的にふさわしいものである。	1-1
第 23 条	—	該当なし	<p>1-1</p> <p>1-2</p>
第 24 条	—	該当なし	2-5
第 25 条	—	該当なし	3-2
第 26 条	—	該当なし	3-2
第 27 条	—	該当なし	<p>3-2</p> <p>4-2</p>
第 28 条	—	該当なし	<p>2-2</p> <p>3-1</p> <p>3-2</p>
第 29 条	—	該当なし	2-5
第 30 条	—	該当なし	<p>2-2</p> <p>3-2</p>
第 30 条の 2	—	該当なし	3-2
第 31 条	—	該当なし	3-2
第 32 条	—	該当なし	3-1

神戸芸術工科大学

第 33 条	—	該当なし	3-1
第 34 条	—	該当なし	2-5
第 34 条の 2	—	該当なし	3-2
第 34 条の 3	—	該当なし	4-2
第 42 条	○	大学院事務は教務課にて行っている。	4-1 4-3
第 42 条の 2	○	情報提供を行っている。	2-3
第 42 条の 3	○	「大学院学生募集要項」に情報を整理し、公開している。	2-4
第 43 条	○	「神戸芸術工科大学 FD・SD 委員会規程」を定め、FD・SD 研究会を実施している。	4-3
第 45 条	—	該当なし	1-2
第 46 条	—	該当なし	2-5 4-2

専門職大学院設置基準 「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			1-2
第 3 条			3-1
第 4 条			3-2 4-2
第 5 条			3-2 4-2
第 6 条			3-2
第 6 条の 2			3-2
第 7 条			2-5
第 8 条			2-2 3-2
第 9 条			2-2 3-2
第 10 条			3-1
第 11 条			3-2 3-3 4-2
第 12 条			3-2
第 13 条			3-1
第 14 条			3-1

神戸芸術工科大学

第 15 条			3-1
第 16 条			3-1
第 17 条			1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3
第 18 条			1-2 3-1 3-2
第 19 条			2-1
第 20 条			2-1
第 21 条			3-1
第 22 条			3-1
第 23 条			3-1
第 24 条			3-1
第 25 条			3-1
第 26 条			1-2 3-1 3-2
第 27 条			3-1
第 28 条			3-1
第 29 条			3-1
第 30 条			3-1
第 31 条			3-2
第 32 条			3-2
第 33 条			3-1
第 34 条			3-1
第 42 条			6-2 6-3

学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条	○	大学院学則第 37 条、第 38 条に定めている。	3-1
第 4 条	○	大学院学則第 37 条、第 38 条に定めている。	3-1
第 5 条	○	「神戸芸術工科大学大学院学位規程」第 10 条に外部副査について定めている。	3-1

神戸芸術工科大学

第12条	○	博士の学位を授与したときは、学位（博士）授与報告書を文部科学大臣に提出している。	3-1
------	---	--	-----

大学通信教育設置基準 「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第1条			6-2 6-3
第2条			3-2
第3条			2-2 3-2
第4条			3-2
第5条			3-1
第6条			3-1
第7条			3-1
第9条			3-2 4-2
第10条			2-5
第11条			2-5
第12条			2-2 3-2
第13条			6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。